

さる。成次、御使と聞きて、助け起されて對面し、御使の旨を聞きも敢ず、頻に涙に咽ぶを、御使の人、成次が死すべき程、遠からぬかは、氣疲れ心弱りて、嬉しさに哭くにこそと哀れになりて、同じく涙を流して、御邊聞かれなば悦ばれて、醫療の助ともなりぬべし、疾く參れとの仰を承り候。されば斯く喜びに堪へ給はぬを見候に、上も下も、深き御契とこそ存候へと、泣々申しければ、成次、苦しげなる息をつき、御使に向ひ、老身病みて、とても死すべき此息の、つれなく今日迄存命へ、斯る口惜しき事を承るこそ、返すくも不幸なれ。君は今度御暇給ひて、御國に赴かせ給ふ事を、嬉しとや思召す。其御心故にこそ、斯る御身とはなり給ひたれ。大相國家、已に御齡も傾かせ給ひ、此日頃は、御身も勞らせ給ふ所に、只一人まします御子にて、將軍家の御固めなれば、片時も御側を離れさせ給ふまじき御事を、今何の所以にて、斯く遠ざけられさせ給ふべき。一度、御傍を離れさせ給ひて、後に二度、大相國家へも將軍家へも、御對面の事叶はせ給ふべからず。某だに世にあらば、申直す事も候ひなん。とても存命なり侍らねば、一時も早く命終りてこそと存

すれとて、打伏したりしが、頓て空しくなりにけり。翌年秀忠公薨じ給ひ、其秋忠長卿、罪蒙らせ給ひたり云々。白石先生曰、成次常に如何なる事をや申しけん、外様の人知るべき事にもあらず。此二つは、皆人聞ける事なればと、古き人の物語を承り候ひき。

且つ大御番より五十四人、國君の近臣となる。同十五日、竹千代君傳臣として、酒井備後守忠利、青山伯耆守忠俊、内藤若狹守清次を附屬し給ふ。同廿八日、一本十小栗又市忠政、六十三にて卒す。十月大三日、煙草ますく制禁、畠に彼草を作る者、過料として牢舍たるべし。其所の代官過料五貫文、村中總百姓より、一人にて過料錢百文宛出すべし。道路橋梁前々の如く修補すべし。油斷あらば、代官過料錢五貫文出すべき旨、令を下すべき由鈞命あり。同廿六日、下野の國日光山東照大權現の御廟社御建立なり。此日、天海僧正繩張す。本多上野介正純、藤堂和泉守高虎を以て奉行とす。其副使には、日根野織部正吉明、本多藤四郎正盛、山代宮内少輔忠久、糟屋新三郎等之に加はる。奥平九八郎忠昌後美濃守、小笠原新左衛門佐政信下總國古河城主なり、松平丹波守康長、水谷伊勢守勝隆、此外那須、皆川の城主等、人夫を率して登山す。來年の四月以

前に、御廟社を造り竟るべき由を仰出さる。十一月大七日、佐久間河内守政實、五十
六歳にて卒去せり。十二月小十二日、別所孫次郎、新造の風爐を建て始め、焚きしに
より、伊東掃部助桑山左衛門佐を招き之を馳走す。桑山は其夜、佐久間大膳亮が嫁
娶の事に付、左衛門佐は大膳亮が甥なり、申刻に到り暇を告げ、彼宅に赴かんとす。時に別所、桑山が
袖を控へ、婚禮の時刻未だ遅からずと止めて、大盃を出し頻に酒を勧め、の亭主の孫
次郎も、客の伊東も亂酔せり。左衛門佐は、婚體の座へ赴く以前なれば、酒を慎みて
酔はざりける。然る所に別所がいへるは、松倉豊後守堀丹後守二人に、領地加賜せ
らる。是れ去ぬる大坂の軍功を、賞せらるゝ由を聞けり。怯弱なる松倉に、四萬石
の御加賜ならば、我等如きの軍忠の者には、八萬石の采地を給うても、なほ不足なる
由を悪口せり。掃部助は、豊後守と莫逆の友なる故、大に腹立して、汝がいふ所は、
亂酒の酔狂か、武夫の道を知らざる悪言なり。松倉と我れ親友なるを知りていふは
無禮なり。然れども、今日は一座の狂言にして、聞捨てにせん。重ねて此言あらば、
堪忍罷成らずといへば、別所重ねて、掃部介何をいふぞ。臆病第一の松倉と親むは、

豊後と同志なるべし。友は類を以て聚まるといへば、汝も怯弱の者なりといひけれ
ば、伊東持ちたる扇取直し、別所が頭を打ちければ、孫次郎は一言もせず、脇差九寸五分を
抜いて、掃部助を突きしかば、桑山之を押へて、二人の間に分入る所を、酌を取る小童
短刀を以て、後より伊東を切りたる故、左衛門佐、又之を抑止めし所、別所が息及び
家人等、數十人走せ集まり、終に掃部助を斬殺せり。左衛門佐も、右の手の指に疵を
蒙る。然るに伊東が家人等、此騒動を聞きて、玄關より内に亂れ入らんとす。時に
桑山出向ひ、鬭諍已に事終つて、掃部助殿は異儀なし。此上、汝等狼藉に及ば、主人
の身の上宜しかるまじと制しける。依之、伊東が従者漸く鎮まれり。又佐久間大膳
亮は、此事を聞きて、別所が宅に馳せ來りけるに、桑山始終を語りければ、則ち大膳
亮、奉行所に赴き、此由を達せり。又伊東が親族は、別所・桑山心を合せ、掃部助を殺
害するの由を訴ふると雖も、此事、實儀にあらざる故、左衛門佐は、暫く閉居して赦免
を蒙れり。其夜、佐久間大膳亮野々村四郎右衛門御使者を檢使とし、別所孫二郎切腹、
伊東が子二人は、追放仰付けられたり。

或記に、今年加賜せらるゝ輩は、一萬石松平甲斐守忠良、澗州大垣五萬石となる、信州松代城主一本、

信州川中島采地、十二萬石松平伊豫守忠昌、二萬石小笠原右近大夫忠直、播州明石十萬石となる、三萬石

一本五萬石、酒井左衛門尉家次、越後國高田城主十萬石になる、二萬石松平丹波守康長、上州高崎城主五萬石、一本に信州松本に作る、

四萬石堀丹後守直寄、越後國長岡城主八萬石になる、佐久間備前守忠次、一本安政、信州飯山の城采地三

萬石を給はり、御咄衆の列に加はる。松倉豊後守重正、肥前國にて六萬石を給は

り、新に城を築く。島原の城といふは是なり。越後國荊羽郡に於て二萬石、一本一萬石、

稻垣平右衛門後に攝津守重辰に給はる。一萬五千石、一本に松平越中守定綱。下總國下間莊三萬石になる。

以上。一本去る十月十五日、上總介忠輝朝臣沒收の地を、諸將に宛行はるとあ

りて、此外、牧野駿河守忠成、越後國長岡城主七萬四千石、舊は上州太胡二萬石な

り。市橋下總守長勝、越後國三條城主四萬三千石、舊は伯州矢橋二萬五千石。佐

久間大膳亮安次、信州長沼城主一萬三千石になる。石川主殿頭忠總、日州肥田

六萬石になる、舊は濃州大垣五萬石なりと云々。

上州七日市に於て采地一萬石、前田大和守利孝に賜はる。

或本に、前田利長卿の母芳春院、人質の如くにして、關ヶ原陣の前、徳川家に參られしに、大和守利孝は、母の愛せし子なれば、連れて關東に下らる。關ヶ原合戦の後に、利長卿へ、加賀・能登を加へ給ひ、彼芳春院にも、一萬石の地を給ひ、又土方河内守雄久にも、上野七日市の地を下さる。此土方は、前田利長卿由縁の人にて、關ヶ原陣に、前田と共に、北陸道を鎮めし人なり。此時に老母關東に在られしが、其便良からん爲に、利長卿に望まれ、土方が領七日市と加賀の地を替へて、芳春院の領とす。利孝、又芳春院より傳領すと云々。

武州・江州の内にて四千石、永井信濃守尙政。木下宮内少輔利房に、備中國加陽郡采地二萬五千石、一本元和元年に作る、北條出羽守氏重は、羽州甘繩を轉じて、遠州久野采地一萬石。總州結城領の内二千石、坂部三十郎廣勝。二千石、久永源兵衛。攝州瀨川村鹿垣村五百石、舊領合せ、千石、水野元綱。本書に稱號を脱す。酒井大膳亮勝吉は、始めて秀忠公に謁し、食邑七百石を給はる。兼松源兵衛正成、參議義直卿に附けらる。正成が父修理亮正吉、先達つてより義直卿に仕へたり。父が領地

を正成に給はり、正成が舊領七百石は、其子又四郎正尾に給はり、家光公に仕ふとなり。下總國にて采地三百石、喜多見半三郎重恒に賜はる。瀧川豊前守忠往は、參議頼宣卿に附けらる。是れ安國院殿御遺命たる由なり。依之、外孫を養つて子とす。與三右衛門直政と稱せり。同八年より幕下に仕ふといふ。

同廿六日、仙臺宰相政宗卿の男越前守忠宗、侍從に任ず。京極丹後守高知の長男高房、御諱字を給はり、忠高と改め、從五位下に敘し、直に侍從に任ず。

或本に、此月、尾張義直卿、當四月以後、一旦歸國ありしが、又駿州に至り、久能山の神廟に詣で、武江へ參勤せらる、所、今以て居館なき故、本多美濃守忠政が宅を借りて、暫く住し給ふ。駿河頼宣卿は、家康公御在世の時より、駿遠兩國五十二萬石を封せられし故、即ち駿河府中を居城とし給ひ、同じく東武に參勤せらる。是れ亦居館なき故、西丸下或は屋形を借りて暫く住せらる。遂に兩卿へ、北の丸に宅地を授與し給ひし故、營作して是に移られしと云々。或本に、宗義成、參府す。鈞命ありて、對馬守從四位下に敘任す云々。

谷出羽守衛友、御咄衆となる。三宅惣右衛門康信惣左衛門康貞が子越後守、佐久間左兵衛勝年大膳亮勝之子信濃守、關兵部氏盛本書に、長門守政養が子とあり安藝守に任ず云々。

日光山へ御改葬の事

元和三巳年二月廿一日、安國院殿へ、東照大權現と贈號し給ふ。

或記に、始め大明神の神號、然るべきかと計議あつて、決定せんとす。天海僧正、之を聞きて、明神は非なり、權現とありて然るべしと雖も、衆皆、權現は習合なれば如何といへり。然りと雖も、天海が意も破り難く、事決せずして延引す。秀忠公、老中をして議定せしめ給へる所、皆明神號を以て是なりとして、將に定まらんとす。天海黙していはず。老中、再三天海に尋ねられし所、豊國大明神幸ありやといふにより、何れも答ふる事能はずして、權現に定まる。後に神體を吉田に命じて、鎮齋せんとあり。天海が曰、吉田何をか知らん。愚僧勸請せんといふにより、皆疑ひて、此言を秀忠公に申上げければ、老中を以て、此儀を御尋ねありし所、一軸

を獻す。即ち後陽成院帝の、天海に賜はる所の、神體勸請傳の宸筆なり。殿中大に驚く。今の東照宮の神體は、天海上人の鎮齋する所なり。都て東叡山の僧徒、神體を勸請する事を得るは、其縁なり。抑天海、此勸傳を得たるは、慶長の末に、家康公、豊臣秀頼公を伐たんと思召し、後陽成帝に請ひ給ふ所、帝、愍み思召し、東西を和解なさしめんとの叡慮なり。故に執奏再三に及ぶと雖も、許し給はず。家康公御憤ありければ、御老中皆恐れて敢て言はず。時に天海之を諫む。其辭甚だ峻し。終に家康公御承引あり、天海、即ち上京し奏問す。帝、天海が功を奇とし、其願ふ所を認へよと敕定あり。天海、即ち此傳を以て奏す。帝許し給ふと云々。別記に曰、天海大僧正は、足利公方義澄公の末子、一本に、俗姓三浦の末葉鈴木氏なりと云々、母は會津葦名盛高の女にて、永正七年誕生。義澄公薨去に付、母と同道し會津へ下向し、外祖の氏を冒し、平氏となり、寛永十九年十月二日に寂す。百三十四歳なり。慶安元戊子年四月、慈眼大師と諡を給ふと云々。

三月小九日、東照神君へ、正一位を賜はる。同十五日、東照神君の御遺命に依つて、

下野日光
山に改め
葬る

御遺骸を下野國日光山に改め葬らんとて、寅刻大僧正天海並に土井大炊頭松平右衛門大夫板倉内膳正秋元但馬守等、久能山に登れり。天海自ら鋤鍬を取る。是れ大職冠の葬を改めし舊例なりとぞ。同日靈櫃に従ひ、本多上野介松平右衛門大夫板倉内膳正成瀬隼人正安藤帶刀中山備前守板倉内記並に天海等供奉す。十六日三島。此所に二日御逗留なり。

或本に、同十七日、秀忠公、増正寺へ御參詣ありける所、途中に於て、大橋長左衛門重保、後に式部卿法印に任ず、阿部備中守正次を以て、去ぬる慶長十九年、大坂兵亂の時、片桐兄弟、己が宅地に楯籠る。畠山民部毛利兵吉天野十左衛門西川八右衛門永井助十郎伊東伊左衛門大橋等は、片桐と好あるにより、之に應ずる所に、秀頼疑を散じ且元を許すにより、孰れも其難を免る。然るに兩君御進發の時、市正主膳正は、台命により、備前島の陣に加はる。長左衛門も亦是に従ふ。翌年再亂には、片桐兄弟及び畠山毛利天野西川永井伊東を召して、麾下に屬せられ、本領を給はる。時に重保は、備前島の備に於て疵を被り、保養仕り罷在る故に、其列に與らざる由

を認ふ。其後遂に大橋を召され、麾下に使はると云々。

十八日小田原、此所に一日御逗留。廿日中原。廿一日武州府中、此所に兩日、止まらせ給ふ。廿四日、同國仙波に到らせられ、又兩日止まらせ給ふ内、廿五日酒井備後守忠利、天海僧正を請じ、論議法論あり。廿六日には、天海自ら衆僧を請じ、法華經、讀誦す。廿七日、同國忍に著御。廿八日、野州佐野に著し給ふ。此所は、本多上野介が領知たる故、犬伏と天明の間春日岡寺に、假に新殿を造りて入れ奉る。廿九日、同國鹿沼に到らせらる。悪日たるを以て逆施あり。此所に暫く止まらせ給ふ。既に日光山東照大権現の御本社、本地堂、回廊、御供所造り終れり。四月大末の刻、日光山座禪院に入れ奉る。同八日、靈櫃を廟塔に納め奉る。御本社の上の山奥院にあり。十四日、神を假殿に遷す。秀忠公御出座。敕使廣橋權大納言兼勝卿、西二條權大納言實條卿、並に奉行鳥丸右中將光廣卿、宣命使河野宰相實顯卿、奉幣使清閑寺宰相共房卿、仙洞使日野大納言弘資卿等なり。十五日、秀忠公、御社參あり。十六日、神を正殿に遷し奉る。敕使以下諸侯、一昨日に違はず。但し今日の奉幣使は、中御門宰相宣衡卿なり。十七日、御本

敕して東照大権現宮と稱へさせらる

社に於て、敕命の御法事あり。導師は梶井御門跡最胤親王、執蓋は西洞院宰相時直卿、執綱は唐橋民部少輔、壬生極薦なり。敕使を始め、最初の如く諸侯出座せらる。秀忠公御社參。十九日一本廿日より御廟塔供養、法華經一萬部讀誦、衆僧三千五百口なり。廿一日、秀忠公還御なり。此月、家光公にも御社參なり。

或本に、正保二乙酉年十一月三日、一本九日、家光公の御治世、後光明天皇より、敕して東照大権現に、宮號を賜はり、東照大権現宮と稱し奉る。宣命を、今出川權大納言經季之を携へ、東武に下向、營内に於て御頂戴あり。一本、敕使飛鳥井大納言と云々。

或本に、東照宮御鎮座は、日光山下野國久能山駿河國御神領三千石、東叡山武州喜多院武州仙波御神領五百石、鳳來寺參州設樂御神領五百四十石、龍山寺參州御神領六百十石、龍華院遠州御神領百石、長樂寺上野國世良田御神領百石、滋賀院江州坂本御神領千二百石、龍山寺尾州名古屋御神領千石、雲光院紀州和歌山御神領千石、吉祥院常陸國水戸御神領千石、神護寺加州金澤御神領千石、利光院備前國山御神領千石、正壽院奥州會津御神領千石、仙岳寺奥州仙臺御神領千石云々。

新東鑑卷之二十大尾

日光山へ御改葬の事

新東鑑附録卷之一

上杉景勝卿、仕寄を附けらるゝ事

大坂鳴野口にて、丹羽五郎左衛門長重卿、仕寄を附けられし時、上杉景勝卿も出でられ、我等も仕寄を附け申すべしとて、家來に先立ち、玆なる溝に、橋を丈夫に掛けよと申付け引込みしかば、始は皆手緩き人かなと思ふ氣色にて、然々橋を掛けざる所へ、景勝卿又出でて、何とて橋は掛けざるぞと申さるゝ故、西條治部が曰、只今にも橋は掛け申すべく候とて、即時に掛ければ、景勝卿、之を見て、本の仕寄場を差置き、脇に土俵を置き、鐵炮を掛け法螺を立て、次第に土俵を掛け來れと下知せられたり。大坂方も、始は用心しけるが、此體を見て、上杉は軍の術すべを知らぬか、慕々しき事はなしとて引入りたり。又上杉の家臣等も、下知を請けざる氣色故、景

勝卿は、敵の油斷を計り、法螺を立てければ、即時に仕寄場へ、土俵をひたゝと持寄せて、仕寄を附けたり。前方、土俵を置きたるは、仕寄道になり、翌日城兵は、仕寄の防ぎに出で、之を見て、膽を消したりといへり。

畠山入庵二條へ登城并甲陽軍鑑批判の事

大坂冬陣に、二條御城中の書院へ、諸大名出仕の節、家康公は、畠山入庵を召され、謙信以來、上杉家の武者押の次第を御尋ありけるを、入庵一々申上げければ、大御所の上意に、上杉家の軍法左様に聞けり。尤なりと深く感じ給ひぬ。入庵は小さき男なれども、罷出でて、少しも憚らず、大音にて口上爽に、立板に水を流せる如くなりし故、一座の諸大名は、皆、武勇の輩と雖も、誰も詞を出す者なかりけりといへり。入庵は後に、目盲隠居仰付けられ、京都麩屋町に閑居せし處、寛永十二年の頃、或人甲陽軍鑑を持來りて、慰に讀聞かせけるを、入庵が曰、此書大に相違せり。第一に、謙信を、梶原景時が裔とあり。謙信は、もと長尾にて、村岡將軍忠通の三男鎌倉四

郎兵衛景村が孫次郎景弘、始めて長尾を氏とし、兄弟別れしにより別流たり。又長尾義景と書きたるは、予が舅の政景の事にて、義景にあらず。又天正三年の記録に、公方靈陽院義昭公と書き載せたり。義昭公は、秀吉公御他界の前年まで御在世にて、慶長二年八月廿八日に薨せられしを、二十年前、天正六年に死せし高坂彈正が謚號を書く事不審なり。又天正五年十月に切腹せし松永彈正を、天正三年六月の記の中に書きたり。松永滅亡を、三年前に知りて載せたり。又天文十六年二月十五日、晴信、甲府八幡へ詣で、山本勘介を呼びて、西國の事を尋ぬるに、勘介其座にて、大内義隆を、家臣陶尾張守晴賢が討亡したる事を語るとあり。義隆は、天文二十年九月、長州深川村大寧寺に於て生害なり。右晴信へ、勘介が談りし年月よりは、四年後の事なり。又川越夜軍を、北條氏康が、上杉と戦ふとあり。川越の夜軍は、氏康が父氏綱と、上杉五郎朝定との戦にて、天文六年七月十五日の夜なり。又兩上杉に、氏康が討勝ちたる戦は、九年後、天文十五年四月二十日の晝なり。是をも、兩度を一度に記すは誤なり。又十卷目の下に、松山の城主上杉友定とあり。松山城

主は、上杉左衛門大輔憲勝なり。憲勝は、山内の上杉民部大夫憲顯より、六代の孫なり。又友定といへる人は、上杉の一門に無之、朝定の事歟。但し朝定は、十五年以前、天文十五年四月二十日に討死なり。此書は偽書なり。其上、謙信代の事は、我れ直に見たる事なりと、いはれしとなり。

加藤家の元老より大坂へ兵糧を贈る

井肥後守忠廣配流の事

大坂冬陣の時に、加藤肥後守忠廣は、幼弱たるを以て、元老加藤美作外舅玉目或は玉周に作る。忠廣の外舅なりといへり丹波、豊臣家へ志を通じ、大船二艘に糧米を積み、密に秀頼公へ贈れり。忠廣之を知らず。又秀頼公の乳母子齋藤采女を、肥後國へ下し、加藤よりは、密に横江清四郎を、城中への使節とせり。然るに元和四戊午年八月十一日、大坂へ志を通じたる横江清四郎橋本掃部助、同佐太夫三人、共に斷罪せられ、其外美作を始め共黨、死刑流罪せられたり。忠廣は科なきに定まり、御宥免ありし所に、成長する

加藤家の元老より大坂へ兵糧を贈る井肥後守忠廣配流の事

加藤忠廣
配流

に随つて、金銀美服を好み、家人國民に辛く當り、不義不法の事のみ多くありて、終に寛永九壬申年六月朔日に、廿一箇條の御不審を蒙り、流刑せられ、越後〔出羽〕國莊内に赴けり。時に、

人間萬事定不定 身似明星西又東 三十一年如一夢

醒來莊内破廬中

と作られたり。忠廣此の如くなりしは、多く長男豊後守光政の所爲なり。其所以は、光政の外様士に、廣瀬庄兵衛といへる虚氣者あり。然れども先祖は、代々武功を顯はすにより、家督を繼がせ置かれたりしに、平生渠が虚氣を慰にせし處、或時廣瀬を呼寄せ、内々一大事を思立ち、近日旗を擧ぐる筈なり。因つて汝を一方の大將と定め、預くべき人数も決定せり。其支度致せよと申されければ、廣瀬大に迷惑し赤面して、こは難儀なる事を仰付けられ候。此段偏に御免を蒙らんと、慄々申捨て、其儘逃行きたれば、光政大に興じて、其後江府の繪圖を調べ、廣瀬に彼圖を見せ、其上にて、此間も申せし通り、近日一大事を思立つなり。然れば汝は、何れの口よ

り攻入るべきや。思案せよと申されければ、私儀を、一方の大將に仰付けられ候はば、只今逐電仕らんと、涙を流して身を縮むるにより、豊後守彌氣に乘じ、重ねて、此一大事、此度俄に思立つ儀にあらず。先年大坂御城普請の手傳せしよりも思立ち、攻入る事自在なる様に、豫て下知したる上は、近日大坂へ行き、御城を乗取りて楯籠り、世を奪はんと申されければ、廣瀬が曰、彼御城は、日本第一の要害にて、縦ひ何萬騎の勢を以て攻むとも、口々閉づれば、天魔鬼神も攻入る事叶はずと承り候間、所詮斯る仰を蒙り、御前に於て絶命して詮なし。此役儀を御免候へと、轉倒して恐怖すれば、豊後守益興じ、大名數十人一味連判せし謀書の廻狀を認めて見せ、又誰その狀杯と、自筆に謀書の品々を書顯し、狀筥に入れて近臣に持たせ、廣瀬が方へ遣し、口上にも、斯様に大名數十人一列せる間、以前より申す如く、汝一方の大將なり、覺悟せよと申送る。廣瀬彼狀を見て、膽を冷し身震ひし、堅睡を呑んで思ひけるは、所詮此事、一々御老中へ申上げ、主人の謀叛を、意見させて止めんと思詰め、土井大炊頭利勝の宅へ、彼狀を持參し、以前よりの事共を殘らず申上げ、此事意見

加藤家の元老より大坂へ兵糧を贈る并豊後守忠廣配流の事

を御申被下候へとぞ申しける。大炊頭は大に驚き、上聞に達しけるが、庄兵衛を殿中へ召され、御老中列座にて御尋の處、豊後守の申されける事、一々に言上す。然れども此者魯鈍にして、三歳の童子の口上に同じければ、渠が臆病を見て、豊後守興ある慰にせし者ならんと、御評定あれども、自筆自判の謀叛狀、殊に御城の繪圖を出し、攻入るべき方便、其外江戸中を焼拂ひ、將軍家大名町人まで、途に迷はしめ候手段等は、捨置くべき事ならずとありて、此事より起り、彌越度に究り、流刑せられしとかや。

加藤式部少輔明成改易の事

加藤嘉明の兒扈從多賀主水は、大坂冬陣の時に、十六歳なりしが、加藤式部少輔明成に従ひ、湊際に於て敵と引組み、湊に墮ちたりしが、終に首を獲たり。嘉明其功を賞して、氏を堀と改め、祿四千石を授けらる。嘉明卒して、明成家督を継ぎし處に、主水驕奢を以て、明成の心に忤ひ、父嘉明より、主水に遣し置きたる判物、並に

家老職をも取上げらる。依之、寛永十八巳年四月三日の日中に、會津の城下を立退き、剩へ手切の印として、領分の橋を焼拂ひければ、明成大に怒り、大勢を差向け討取らんとすれども、其在所知らざる所に、高野山に登りて、文珠院といふに忍び居る由聞えければ、明成委細を申送り、搦め出さるべき旨、使者を立てし處に、文珠院より、左様の者當山に居申さす候。自然忍び居たればとて、此山へ馳込み候者を、搦出せし例なしと返答せしにより、式部少輔之を聞きて腹に居る兼ね、頓て言上し、家人堀主水と申す者、斯様々々の不義を働き、領分を立退き、高野山に忍び居申候に付、文珠院方へ使を立て、搦出すべき段申送候處に、虚言を吐きて固く出さず。此上は討手を遣し、彼山を捜すべし。明成儀、不義の者と思召され候は、四十萬石の御恩地に替へても、渠を存分に行ひ度候と言上し、則ち討手を大勢申付けたるを、主水傳聞きて高野山を出で、和歌山の城中に蟄居せしを、加藤より、頼宣卿へ相斷り、討手を數百人差向けたり。主水之を聞きて、終に所存の訴狀を認め、江戸へ下り、主人明成の積惡を、一々訴へける中に、大坂没落の時、天守に火の懸りたるを

見て、明成、剃髪せんと悲まれたるを、種々諫めて差止めたる段、其外數ヶ條を載せたり。御老中御披見ありて、尤に思召されけれども、主人の積悪を訴へ、且つ往來の橋を焼拂ひ、公儀を恐れず候段、不届に思召され、明成に下されければ、明成大に喜びて、主水を縛首にし、妻子はいふに及ばず、縁者門葉まで、残らず誅戮せり。其後に明成は、以前申したる通とありて、四十萬石召上げられたり。

越前家の臣山縣伊賀浪人の事

越前の家臣山縣伊賀といへる者は、冬御陣の時、首一級を得たりけれども、褒賞もなかりけるとかや。是は前田家の臣を以て、證人にせし故なり。山縣は、斯る事を恨みけるか、後に浪人せしといへり。

加藤家の臣川村權七歸參の事

關ヶ原合戦の時に、加藤左馬介嘉明は、家康公の供奉にて關東にあり。然るに上方にも、石田治部少輔亂を起し、諸將の内室を人質として、城中に入れける。左馬介の城豫州松山には、舍弟内記を始め残し置きしが、嘉明の内室へ、内記より申す旨ありて、川村權七を、大坂へ遣はせし處に、川口に番船を置きて、むざと入れざれば、權七は、尼ヶ崎に數日滞留して、浦の漁師に馴れ、大坂への通路を尋ねければ、漁父頼もしくも、己が船に權七を乗せ、大坂へ赴き、川口近くなりければ、船底に積置きたる網の下に隠し、終に番所の前を通り過ぎたれば、權七大に悦び、船底より上り、嘉明の屋鋪に入りて内室へ申すは、本國に於て、内記を始め家老中の相談には、縦ひ奉行中より如何様に申され、御前を渡すべしとありとも、唯御屋鋪に置き參らせ、關東よりの御左右を御待可被下候由を述べて、重ねていへるは、數ならぬ私なれども、家老中の名代として馳上りし上は、恐れ乍ら左も右も、御身を任せ置かるべし。若し奉行中人數を出し、御屋鋪を取巻き申すとも、某斯くてあらん程は、些とも恐れ給ふべからず。叶はぬ時は御自害を勧め奉り、某も同じく腹切つて、冥途の御供申すべしと、残る所なくいひて表へ出で、權七が計らひとして、屋鋪の隅に井樓を揚げ、大

銃を仕掛けたり。是は表の塀下へ、敵方の人数詰寄せなば、打拂はんとの備なり。其外屋舗のつまりくくに、塀をふり堀を掛け、夜廻張番怠らず、對陣の如くに守らしめたり。然れども、細川忠興の内室自害の後には、諸大名の奥方を、城中へ取入るべしともせざりける故、仔細なく居られしが、程なく天下治まり、左馬介には、豫州半國を賜はりければ、岐阜關ヶ原にて、戦功を立てたる輩に、恩賞を與へらる。川村權七は、大坂に於て忠志ありしを感じ、二百石の加増にて、都合五百石となれり。權七之を不足して、我れ大坂の川口を忍び入り駈付けて、屋舗を固めたる忠節の程、岐阜關ヶ原の戦に、働きたる輩に勝るとも、更に劣るべからず。然るに一倍の御加増數輩あつて、某に唯二百石を加へらるゝ事、我志に相應せず。若し武士道の御穿鑿不行届か、但某豫てより御意に入らざるかなるべし。所詮當家を去るべしといひて立退きければ、左馬介大に怒り、彼大坂屋舗に於て、武士の志を立つるにより、相應の加増を遣す處、岐阜關ヶ原兩所にて、骨折りたる者共に尙増さらんと廣言して、領地を立去るのみならず。當家は武士道不吟味なりと、口に任せて嘲る事、言語道斷の曲

者なり。我れ聞く先年尾州長久手に於て、徳川御家人平松金次郎といふ者、恩賞を不足して、頓て參河を退きしに、内府怒り給ひ、功を立てたる輩には、各賞を施されし所に、平松一人恩賞を受けず、殊に他國へ赴く事、類希なる無禮なり。彼が罪科を許し置かば、當家の仕立つまじとて、其行末を尋ね求め、終に平松を誅せらる。是れ僻事といひ難し。此先例に従ひ、權七めが住所を聞き出し、討捨にすべしと申付けたり。權七之を深く恐れ、ある山里に隠れ居たりける處、

或本に、平松金次郎は、性質驍勇にして、外貌温なり。或時一友、平松を惡口する事ありしが、金次郎は一言も答へざるにより、人皆柔弱なりと思へり。其後平松、朱柄の鎗を拵へたりしを、人皆聞きて大に笑へり。是は白柄の鎗を以て、敵と鋒を交へ、鎗に血付くる事、度々に及びて後ならでは、朱柄の鎗を持たせざるが、武夫の法なる所以なりとぞ。然るに長久手合戦の時、平松は衆を離れて一人進み、一番鎗を合せけるに、其後に續く者なし。是に依つて家康公、新地二百石を賜ひし處、金次郎衆人の中に出でて、男子の勇とするは、只戦場の働にあり。喧嘩

を好むは、下僕の業なり。我れ今般の合戦に、年來出さざる勇を顯し、我後にだに
繼ぐ人なかりき。人各能あり不能あり、我喧嘩には誠に拙し。敵と相合ふ時は、人
より勝れぬといひけるが、答ふる者更になし。然るに羽柴秀次公、平松が不平を
懐く事を聞召され、一萬石を以て招かれければ、金次郎領掌して、徳川家を出奔
す。家康公、坂部權右衛門を召され、平松を追うて殺すべしと命じ給ひぬ。坂部
承り、直に進んで金次郎を討たんとするを、平松却つて權右衛門を殺して退きし
に、服部半藏、掛川の城番に代る道にて、此由を聞付け、其儘組の鐵炮を引連れ、其
籠る處の村里を固めり。金次郎免れざる事を知つて、竟に切腹せしと云々。

大坂冬陣に、嘉明を江戸に残されしに、上方よりの御左右を待ちて、加藤が屋鋪を攻
圍み、腹切らすべき御下知ありといへる沙汰ありければ、嘉明聞傳へて、討手、屋敷へ
向ふならば、討死を遂げんと相催す所に、夜更けて裏門を、潜に叩く者あり。番人す
はやと驚きて、如何なる者ぞと答めければ、御氣遣なき浪人なり、青木佐左衛門殿非
番ならば、卒度呼出し給はれと頼めり。青木は嘉明の近臣にて、其夜は次の間に臥

し居けるを、彼番人表へ呼びて、斯くと告げければ、佐左衛門も、如何なる者とも知
らず、門外へ出でて見るに、川村權七なりける故、青木は其手を執つて、思も寄らざ
る對面なり。さて此時節、何の爲に尋ね來れるやと問ひければ、權七小聲にて、事新
しき様なれども、凡そ臣たる者は、忠を君に容れんが爲に身命を抛つ事は、珍しか
らぬ所なり。然るに先年大坂へ上り、奥方を守護し申しつるは、いふにも足らぬ事
なるを、をこがましく申立て、御勘氣を蒙る事、誠に後悔千萬なり。御機嫌の程も憚
多く、又は手前の誤を恥ぢて、十箇年餘り世上をやめ、覆藏坊と改名して、隠れ居た
る所に、此節、御家危くならせ給ひ、御難儀近きにありと承る。せめて斯様の時なり
とも、御先途を見届け申さん爲め、晝夜を分かす参りたり。願はくは貴殿の計らひ
を以て、御屋鋪の内に入置き給はれ、喜、限りあるべからずといへば、青木も流石の者
なる故、川村が所存を熟と聞きて、彼は勇義の武士なるを、望の儘に屋鋪へ入れ、む
だむだと殺さんは、惜しき事と思ひけん、申さるゝ處はさる事なれども、假令貴方
の越度にもせよ、先年當家を出でられし後は、主従の交長く絶えて、剩へ重き御勘當

なるに、今度無用の義理立して、あたら命を棄てんより、茲にて思案を替へられよ。其上貴殿下着の由、宜しき様に披露するとも、大方御機嫌は御直しあるまじ。又不思議に御許容ありて、屋鋪の内に置かるとも、御家の爲にもなるべからず。然れば主君の耳にも入れず、諸傍輩にも語るまじ。疾々故郷へ歸られよと、言葉を盡していひけれども、其辭を承引せずして、青木殿とも覺えぬ人かな。此度我等遲參するとも、何とて彼は來らざるぞと、御不審もなして給はるべき所、たま〜武士の意地を立て、夜晝となく下りたるに、御門の内へも入れられず、早々在所へ歸れとあるは、近頃曲もなき會釋なり。されども殿の御爲にならぬとあるを、押返して、兎や角といふも如何なれば、故郷へ立歸り、時節を待たんと答へけるが、其體衰れに見えければ、然らば人に尋ぬべし。暫く此所に待たれよといひて内に入り、すぐに嘉明の寢所に行きて、右の趣を演べければ、左馬介は暫の思案もなく、此方へ連れ來れとあるにより、川村を連れ來りける。時に嘉明、汝奇特に下りたりと申して、頸に落涙せられければ、權七も心惑ひ、左右の言葉も出し得ず。青木に對ひ、再び御前へ出づる

事、今生の思出なりといひける。扱夜明ければ、屋鋪の中なる下々に至る迄、川村權七が來りたりと、多くの加勢もあるやうに、各勇みけるとなり。是れ權七が弱年より、勇才人に超えし故なり。夫より日々月々に立身し、竟に家老となり、八千石を領し、程なく伊豫にて死去せり。其後左馬介に御加増ありて、奥州會津へ所替の時は、領内の民人別れを歎き、嘉明、出船せられし時は、女童部まで海邊に出で、殿は我等を捨置きて、何方へ御越あるぞと泣き悲しみける。左馬介、會津にて四十萬石を領しけるが、川村權七が存在ならば、彌國の佐となり、當家の幸ならんものと、常に談をせられけるとかや。都て嘉明は、智勇ある上に士民を勞はり、賞罰に私なかりけるとぞ。

河路權内・内藤左兵衛討果す事

尾張義直卿の弓頭に、河路權内といふ士あり。大坂夏陣の時、一に河路、二に福尾佐五右衛門、三に内藤左兵衛、三段に備へたる所に、先手所以なきに躁動して、福尾内

藤が手も、亂れ立ちけれども、先備河路權内は、馬を騎居る、兵を整へて動轉せざるに、より、城兵に後陣の亂れたるを見透かされず、尾州勢は、河路が體に勵まされて、皆靜まりぬ。然るに成瀬隼人正正成は、後に來りて之を見たる故、歸陣の後、福尾・内藤が、能き足輕を立定めたるを賞して、祿を加へられしが、河路は之に泄れたる故、權内が曰、某祿を貪るにはあらねど、其時の功、第一拙者にある事、世人の知る所なり。然れども隼人正、勇怯を見るに明ならず、賞罰を行るに、公ならざるに依つて、吾名の顯はれざるを怨むと、不平の詞を出し、遂に爭論となりぬ。正成、駿府へ赴く途中に於て、渡邊半藏に逢へり。渡邊此事を聞きて成瀬を誘ひ、尾州に歸り實を正し、河路にも同じく加増ありける所に、猶快しとせず。内藤は常々懇意なるに、彼が加祿を受くる時、眼前に見たる某が功を、一言も語らざるは不届なりと思ひ、夫より交を疎にせり。一日半藏が方へ、河路・福尾・内藤を招きて饗應し、既に茶も畢りて、内藤左兵衛、河路權内に、日來親み深かりしに、近年さなき事更に其意を得ず。若し心中に狭む所あらば、分別せよといひければ、河路應へて、いはるゝ迄もなし、疾く分別し

たりとて、歸路の時、河路聲かけ、其方を討果すと斬懸れば、内藤が若黨走り寄り、河路が頭を斬破りしに、權内左の手にて頭を抱へ乍ら、内藤を袈裟に打放して、當座に死せり。内藤は、時過ぎて死しけり。喧嘩の事なれば、雙方同じく命せらるべき定法なるに、河路は、武功の爭論無禮なりとて、家を立てられず、二子ありしを、兒扈從に召出され、内藤が嗣子に、本祿を賜はりける。其後福尾佐五右衛門、何とか思ひけん、河路と内藤討果す時、權内が頭を斬破りたるは某にて、内藤が若黨にあらず。二子此事を漏聞かば、某を安くは寢させじと語りけるを、河路が一家の者傳聞きて、二子に告げければ、其儘に差置くべきならずと、書牒を通じて、既に討果さんとする。義直卿、其本を匡させられければ、福尾が口より出さずと申すにより、先づ和談になると雖も、浮説猶止まず。二子斯くては捨置かれずと、心に思ひ色に見さず。然るに鳴海の山に於て鹿狩あり。其時福尾、二子が體を竊に窺はしむるに、兄は小瘡を病み、弟は虚勞を煩ひて、久しく門を出でざるにより、福尾、さては別儀あらじと、鹿狩の供に出でたり。暮に及びて歸る時、福尾足輕を前に押立て、從者數多左右に引具

し、用心して過ぐる所を、兄は豫て竹柄の鎗を、捨鎗と彫付け置きたるを持つて、馬上の福尾に詞をかけ、投衝に突貫きぬ。突かれ乍ら下立つ所を、兄弟共に挟んで斬殺し、足輕従者を追散らし、心靜に立退き、一町計り行きしが、兄の草履を片々取落せしを、周章てたりと人にいはれんは無念なりと、立歸りて之を取來れり。母は相謀りて、甥の所に匿し置きぬ。然して兄弟二人は、飛驒路の嶮岨を経て、他國に遁れ得たりしが、弟は早く病死し、兄は森脇新右衛門と稱し、松平新太郎光政に仕へて、身を終りけるとぞ。

前田家の吉田大藏射術名譽の事

加州の家臣吉田大藏は、大坂一亂の時に、左の指を半射切られ、拇指食指のみ全けれども、弓は猶妙手を得たり。利常、或日放鷹に出でられたるに、愛翫の鷹を、大緒共に取放ち、あたりの杜に入り、木の枝に居懸りけるが、大緒に纏ひて、鷹は倒に絶りたり。利常、大藏を呼び、何とぞ鷹を害はぬやうに射取れとあれば、大藏、一應は辭

退し乍ら、令重ければ承り候とて、雁股を番ひ、鷹の真中を射たると見えしが、其儘に飛去りけるを、跡を慕ひて居る上げぬ。利常、何とか射たる、名譽の事かなと問はれければ、木に纏ひたる大緒は、射ても解くべからず。由よ茲こゝ旋まわ子を射割りて候。斯様の時、鷲の羽を嫌ひ候。羽すり鷹に中りたる時、痛く候故に、柔なるを以て射る事、故實なりと申せしとぞ。

龜田大隅、御馬拜領の事

淺野家の臣龜田大隅守高總は、元溝口半之丞といひ、若年より、手柄高名ある大剛の兵なり。忍岩槻の武邊、泉州檜井にて鎗を入れたる軍功、言に盡し難し。持鎗は下坂忠親が作にて、十文字なり。鞘は鴟の嘴にて、栗毛なめし革、柄は總青貝にて、銅の金具なり。江戸御城石垣を築立て、後、三度迄崩れたり。秀忠公、御普請御巡見の時、龜田へ、何故に石垣度々崩るゝやと、御尋ありければ、大隅畏りて、拙者鴟の十文字を持ち候ひて備へなば、一度も崩し申すまじく奉存候へども、石は非情の物に

て、可仕様無御座候と申上げけり。扱御普請終りて、鹿毛駁の御馬を賜はりければ、龜田は土井大炊頭利勝が家來早川團右衛門に向つて、公方様より御馬拜領仕り、難有奉存候へども、二毛の馬にて、外聞如何に候。御馬は如何様にも苦しからず候間、御替成下され候へと訴訟せし故、早川、則ち大炊頭に相達せし處、尤至極なりとて、外の馬を下されしといへり。

福島丹波、後藤又兵衛と武を論ずる事

關ヶ原合戦の時、備前中納言秀家卿の後勢七八十程、福島左衛門大夫が先鋒福島丹波が備先を通りしに、地形下ひくくして、丹波が手よりは見えざる所、正則が旗本より見附け、青木清右衛門を使にて、早々之を知らせし故、丹波は若者五六十を遣し、彼秀家卿の勢を追蒐けさせしに、黒田家の臣後藤又兵衛乗り來り、退き後れたる敵七八十程、對を横切つて通るを、能き仕物に候、追蒐けて若者共に取らせ候へといひけるを、丹波は笑つて居る所へ、先に遣したる五六十人の若者等、皆首取つて歸れり。又兵

衛は、ぬからぬ丹波かなと感じけり。後に世の取沙汰に、後藤が差圖して、組勢に高名させたり。全く又兵衛が蔭なりといへり。丹波之を聞きて、疑もなき後藤が過言なりと奇怪に思ひ、いつそ對面せんと心懸けゝるに、又兵衛は浪人して、上方へ上るとて、宮島に潮掛りして居たるを、正則聞付け、丹波を使にて、又兵衛を抱へんと申せば、後藤は、三萬石ならば御奉公申すべしといひける故、丹波は、此旨を左衛門大夫へ申しければ、正則頭を振つて、譜代の其方小關石見さへ二萬石なれば、中々思ひも寄らずといひけるを、丹波諫めて曰、又兵衛を、三萬石にて召出され候へば、石見も拙者も、威光が付き申候。其所以は、又兵衛さへ三萬石なれば、石見・丹波などを外へ出したらば、四萬石の侍なり。譜代故、福島家に小身にありと可申候へば、拙者共迄の面目なりと諫むれども、正則諾せず。又丹波を以て、斷を申遣しけるが、暇乞して歸る時、先達つてより、世上の取沙汰の事を思出し、先年關ヶ原にて、備前勢の除後たるを、我手へ討取りたり。夫を貴殿の指圖にて、某に手柄させたりと、世上にて申さるゝ由、虚か實か、承届けんと詰寄りたるを、後藤冷笑ひて、貴殿と我等が

武邊は互角なり。戰場に於て、其元の指圖を、某は得請けまじ。然れば此方の指圖も請け申さるまじと、返答しけるとぞ。

池田家南部越後、尼ヶ崎の城を救ふ事

冬陣に、池田越前守命を受けて、尼ヶ崎の城を救ふと雖も、兵寡くして而も大坂に近ければ、池田武藏守利隆、同左衛門督忠繼、相共に計つて、利隆には宮城筑後、忠繼には南部越後、何れも武功の士たる故、各騎士三十人、鐵炮百挺と相定め、加勢に遣せり。筑後は先達つて尼ヶ崎に到り、南部を待つとも來らざりしが、二三日過ぎて、今日參着の由を申來りし所、筑後は悦んで、中途迄出迎ひ、打連れ立ちて尼ヶ崎に抵りしに、南部、筑後に向つて、貴殿是より歸られよ、某は先づ此邊を打巡つて、跡より參らんといひ、城の構地の利を委しく見て歸り、扱ひ含むべき事あれば、町々の目代に來れと呼寄せければ、目代共四五人來りけるが、宮城、其時座敷に居て、此に來れといひけれども、南部は仔細の候とて、庭の戸口を明けさせ、白沙に呼入れさせたり。

目代共は、宮城・南部を敬せずして、立ち乍ら、我等に何の用事か候といひければ、南部眼を瞋して曰、苟くも將軍家の命を蒙り、宮城筑後・南部越後兩人、池田家の援兵として此所に來れり。身不肖なりとも、將軍家を重んぜば、我輩を敬せざらんや。若し一戰に及びて、味方利を失はば、汝等盡く敵の爲に斬虜せられ、貨財は盜人の有とならん。今兩人を侮るに於ては、敵迄もなし、忽ち汝等を斬斷する事、我輩にありと罵りければ、目代共大に恐れ、皆膝を屈し頭を低れて額に汗せり。其時南部、某今日此所に來つて見る所、往還の町口毎に番人なければ、急番の者を差置きて、旅人の者共、一夜も宿せしむる事なかれ。旅人あらば、番人の中一人之を見送りて、上ならば上口の番人に斷れ、下ならば下口の番人に斷り、晝夜の代り時を定め、少しも違ふ事なかれ。又番人ありとも、夫を恃とせざれ。汝等一人、代るべく番所に居て下知をなせ。若し怠弛あらば、即汝等を戮せん。蚤く還つて令せよと申しければ、目代等は、一々承りぬといひて出でけるが、其中一人を、町奉行の方へ使とし、對談の上にて、萬事を申合すべきにて候、夫へ參るべきや、これへ御入來あるべきやといひ遣

しければ、町奉行頼て来りける故、南部一禮の後、今迄町口の番もなし。共に謀りて令を下す事本意なれども、少しも速きが味方の爲なれば、申付け候。若し目代に懈怠あらば、卽座に斬罪に處せん。命令嚴ならぬ時は、軍に利なき事、御存の道にて候と申しければ、町奉行も、尤なりと返答せり。夫より宮城と相議し、日夜に三四度、俱に自ら番所に至り、怠るや否やを相窺ふ事時を定めず。然るに兩人巡見して歸る時、船場に潮満ちたる故、宮城が曰、此所へ敵船の着くべければ、番を置きて守らすべしと申しけるを、南部聞きて、昨日某能く之を見るに、船の着く所にあらず、沖少し深けれども口淺し。船を着けなば、歸路に泥み、却て味方の獲物ならんと申せば、宮城又曰、向に大なる竹藪あり、焼拂ひて、遠く見透さば可ならんと申しければ、南部重ねて、我れ之を量るに、敵寄せ来らば大軍ならん。然れば藪を恃みて、兵を匿すべき道理なし。却て味方に伏兵を置くに便あり。若し敵大軍を以て、彼藪を恃まんとする心あらば、是れ弱敵なれば恐るゝに足るか。此藪は、極めて民の産なるべければ、故なくして焼拂ふ時は、味方に仇するに似たりといひける。南部、又宮城と

議して、小屋の前に柵を付けしに、宮城は下僕に令し、南部は自身立巡つて申付け、小屋より二三十間計り出して付けたり。柵際に藁筵を敷き、足輕に下知人の士を加へ、番人を置き、其體嚴重なり。南部は宮城が柵を見て、貴殿の柵は弱くして、駒よけの如し。柵を恃みに、敵を防ぎ止むるにあらねども、第一用心に怠らざるは、敵を威す處なり。貴殿の柵は内狭し、鎗鐵炮の振廻し自由ならじ。然らば利少なからんかといひける故、筑後も柵を附替へたり。宮城も聞ゆる武士なれども、此時は南部に及ばざる事遠し。宮城、後に人に語りけるは、南部越後が如きは、一人當千といふべし。實に國の重臣とするに恥づべからずと、大に嘆稱しけるとぞ。

久世三四郎斥候の事

久世三四郎は、祿五千石、鐵炮百挺、與力三十騎の頭なり。本は榊原式部少輔康政の從者なりしが、御旗本に召出されたりしに、大坂陣の時、榊原遠江守康勝が攻口の仕寄は、如何程付けたる。向の土手は取るべきや、見て歸れとて、御使に遣されたり。

久世馳行きて之を見るに、家臣武功の者共三四郎が直參になりたるを心に嫉み、其所は鐵炮嚴しく候。疾く歸られよといへば、久世、舒に乗廻して、昔榊原家に城と寄手の旗先の行逢ふ程仕寄せ候。是は其間未だ遠きに、危ぶまるゝや。昨今まで貴殿杯と、肩を並べ膝を組み親しみし時は、さもなかりしを、臆病神は、何の間に付きたるや、御旗本の者共、是程の事を、何とか思はんといひけるに、答ふる者なかりけるとぞ。

小栗又市檢使の事

冬陣、蜂須賀阿波守へ、城兵夜討の後、阿波守より、此趣を委細に書付け言上せり。檢使として、小栗又市を遣されたり。然るに蜂須賀手先の柵を、又市が量らひとし、取除けさせたり。家臣等も、心得難く存じたれども、檢使の差圖に任せしに、翌十七日、大御所本町筋御巡見にて、則ち夜討の場、且柵の様子を御覽じて、阿波守若輩たりと雖も、弓箭に賢き仕方なりと、甚だ御感ありしといへり。

安藤治右衛門心掛の事

大坂陣の時、平野村に失火ありけるが、御旗本の面々馳集まりし所、安藤治右衛門後れたり。皆其所以を問ひければ、安藤答へて、若し變あらば、御旗本は別事あるべからず。御先手ならんと思ひ馳行きしにより、往還に時移り、遅參せりといひけるとなり。

井上小左衛門の妻携二子出城中事

大坂落城の後に、井上小左衛門尉時利が妻赤座氏の女なり、二子を携へて逃る。偶大坂の餘黨赦免の期に會ひ、嫡子次郎兵衛尉利中十歳、次男瀬兵衛利定九歳なり。忝くも二條の御城に召出され、始め拜謁し奉る時に、兄弟共に仕へよとの命を蒙る。母が曰、兄弟同君の臣たらば、患難も同じからん。年老いたらん後を思ひ候に、我身に甚だ便あらずと、固く請うて、嫡子を御奉公に差出し、次子は己が身に隨はしめんと願ひ

しを、御聞届遊ばしける。而して母は、次子利定を引連れて若狭に到り、京極氏に託す。一旦加州に行き、利常に仕へんと乞ひて、果さずして去りけるにより、利常忿つて、利定、諸侯に仕ふる事を禁ず。權門貴戚の人々、惜しく思へるありて、之が爲に免されん事を、利常に請ひ給ひて、聊か宥すと雖も、幕府の臣となる事を許さずして、遂に筑前に行き、黒田氏に遇せらるゝ、事客の如し。寛永十四年、島原一揆蜂起せし時、彼地に行きしが、進んで城壁に取付き登らんとして、飛石股を傷りしに愈勇み、大に働きたり。後に祿を辭し、去つて豊後に入り、臼杵の城主稻葉氏により、慶安三庚寅年六月病死せり。其子利令としよしも、同じく稻葉氏の臣たりとぞ。

上條又八、和田庄兵衛を討果す事

上條又八は、織田常真公譜代の士なりしが、大坂に籠城して高名せり。後に浪人して、森右近大夫に仕へしに、其後、淺野但馬守の家來となり、朋輩和田庄兵衛といふ者と喧嘩して、雙方暇を出されし所に、江戸西福寺に於て、千部の法華經轉讀の砌、和

田を討つて其身も手を負ひ、曾我丹後守宅へ引籠れり。時に堀丹後守直寄は、近付なるにより、人を以て、和田が死骸を見するに、鎧帷子を着したり。又誰れいふともなく、上條は素肌なりといひしを、丹後守聞きて、浪人を遣し、又八へ、首尾克く本望を遂げられ、珍重に存せらるべし。承れば其方の敵庄兵衛は、着込を着したる由を傳聞くに、其方は素肌なりといへり。弱敵と思ひ、鎧を着せざるは其意を得ず。何とて大事の討物するに、素肌に候や。武士の軍陣にて鎧を着るも同じ。御心底が聞届けたしとあれば、又八、彼浪人に向ひ、丹州公の御目通へも、罷出でざる所に、御懇の御意、過分に奉存候。着込を着し不申候儀を御吟味にて、行當り申候。さり乍ら和田庄兵衛が如く鎧を着し、路中踏仰いて候はゞ、如何計り見事に御座あるべく候。素肌にて渡合ひ、着込したる敵を、思ふ儘に討果し存命仕り、斯様の御吟味にあひ、面目なき仕合に候と、返答せしといへり。

木村長門守の事

上條又八和田庄兵衛を討果す事

木村長門守重成は、常陸介重之或は重高が息なりに作る。父常陸介は、關白秀次公の附人なりしが、謀叛を勸めて其事顯れ、秀次公御生害以後に、攝州茨木にて切腹仰付けられ、其一族縁者迄、死罪となるにより、長門守が乳母は、重成を懐に入れ、江州馬淵蒲生郡に屬す、武佐と鏡の間にありに來り、忍び居たり。又其頃、佐々木修理大夫義秀息に、六角右衛門督義郷といふ人あつて、十八萬石を領せられしが、石田三成が讒言により、江州堅田の邊に浪人して居られけるを、密に頼み、成長して木村長門守重成と名告り、秀頼公の近習となれり。織田家系に、木村長門守重成が妻は、織田有樂入道長益の息河内守が女なりと云々。

江源武鑑に、元和七年七月九日、江陽の屋形義郷入道台嚴、四十五歳にて御子を儲く。御母は岐阜中納言秀信卿の御女たり。和田孫太夫が、大坂にて盜み取りたる姫君にて、江州の百姓が養ひ申したるを、義郷迎へ取り給ふ。同九亥年七月九日、義郷入道台嚴逝去、四十七歳と云々。

觀音城は、天正三年より七年以前、永祿十一年に、信長公の爲に落城せり。城主は佐々木義賢入道承禎なり。元來義秀、義郷といへる人はなし。委しく江源武鑑辨義に見えたり。寛永大系圖に、右兵衛義郷、母は、平信長の女とあれども、織田家系にこれなし。彼の大系圖は、家康公御他界の後に、出で、僞書なりといへり。

或記に、天和の頃、義郷の遺子なりとて、六角中務といへる浪人、洛中に居たり。然るに所司代稻葉丹後守正道の與力二人、六角氏が方に來り、貴殿六角中務少輔といひて、常に白小袖を着せらるゝ事不審なり。いつ官位昇進せられたるやといひけるに、中務更に驚かず、我等が先祖、永補任を免され、男子出生して七夜の内、五位の諸大夫となり來れり。丹後守殿不審あるに於ては、彼補任を我等持參して、直に拜見させ申さんと答へしが、其後、左右の沙汰なかりしとかや。又伊吹物語今に關ヶ原軍記大成といふ述作の砌、其記者の方へ、中務消息を以て、家康公の御書の寫又傳記を書拔きて、其旨を傳記に加へ、世に傳へ呉れよと申遣せしが、廣く記録を見る者、聊か承引せず、六角義郷といへる人、慶長の頃更になし。六角氏が申越したる事、斟酌せよといひけれども、家康公の御書を作つて、妄に人を、欺くべきやうなしと

て、其需にまかせて、彼書に載せたりといへり。又渡邊推庵或萃庵勸兵衛が事なり三男不誰ふする、彼記者に告ぐるは、今、世間に行はる、江源武鑑は、中務が述作なりと聞く。其卷々に異説あり。彼書を見るには、取捨せよといひけるとぞ。重成を、六角義郷の養育せしといふは、附會の説なり。

眞野佐太郎剃髮の事

關ヶ原陣の前に、清水善九郎山州八幡の社人正木加賀守甥なり、長束大藏大輔に告げて、清水に、家康公の妾の子ありと、正家聞きて、家人を清水に遣せしに、竹腰小傳治後任山城守正信と諱す、手習してありしを、欺き奪うて、長束が大坂の宅へ連れ來り、番に、足輕頭眞野佐太郎を附け置きしに、佐太郎、情あるものにて、殊に勞はりもてなしける。此時、小傳治に召仕はれし小童忠次郎といひし者、在所に行きて留守なりし其間に、主人は大坂へ擒となりしを聞き、様々に歎きて免されたり。其後石田は誅に伏し、長束は自殺の後、佐太郎は浪人となれり。大坂冬陣に、眞野豊後守が與力となつて籠城す。翌年五月、落城の時、佐太郎、力戰して疵を蒙り、縛せられてありしを、竹腰山城守が見て、御邊は

眞野佐太郎にあらずやと問ひしに、面を上げて、我れさる者に侍らずと陳せしを、竹腰、警固の士に、此者仰ありとも、卒爾に殺す事勿れとて、於龜の方を以て山城守が母なりとぞ、某、昔拘はれとなつて大坂にありし時、彼佐太郎の勞りとなりし。願はくは命計りを扶け下されなば、有難き御情にこそ候ひなんと申す。大御所聞召し、其身大將分ならず、然らば汝が心儘にせよと、仰下されければ、山城守大に悦び、急ぎ眞野を呼びて、昔の恩を豈忘れんや。故に、今命を請ひたり。上に達して、祿を與へたく思へども、今日登りざまなれば、一先づ何方へも逃れて、後日に必ず音信あれよとて、刀脇差に衣服、竝に金十五兩を授けて去らしむ。最も情ある仕様かなと、人皆感せり。眞野は忝しと計りにて拜謝し、大小のみを押戴き、衣服、金子、其座に捨置き立去れり。夫より播州書寫山に入りて剃髮し、肥後國に下り、隈本に、僅なる庵を結びて住し、閑に念佛してありし。朝夕の物だに微なれば、人々、何とて尾州の竹腰へ、消息せざるといへば、苟くも豊臣家の臣なり、大坂にて殉死せざるだに、口惜しく恥かしきに、争で他に仕へ侍るべき。情ありて、惜しからぬ命を助けしは、彼が報謝のみ。我

豈欲する所ならんやとて、再び音信せざりしが、元和の末に、善導寺といふにて、身まかりけるとぞ。

稻垣攝津守御加増の事

夏陣に、大御所、種々の奇策を連らし給ひしにより、城中の將心々になりて、謀一決せず。天王寺に於て、城兵千計り、圓く備へたるが、切抜けて一筋に逃げんと思ふ體なり。窮寇なる故、其勢疾くして、東兵も之を懼れ避けんとする者なり。稻垣攝津守は、牧野右馬允・土井大炊頭・酒井左衛門尉と一所にありけるが、味方の敗形あるを見て、態と相備を離れ、一町計り引退きて陣す。案の如く、城兵直に切つて入り、乍ち突立てられて、皆散亂する所に、稻垣茲をと思ひ、僅に百五十人、横に之を衝けば、城兵耐らず敗走せり。此功に依つて、一萬三千石の加増を賜はり、大坂の城を守らせられしと。一本に、稻垣攝津守重信、慶安四年十月より、大坂御城代なり。今志州島羽城主、三萬石を領する稻垣氏の家系是なり。

伊達正宗、家臣を成敗の事

大坂夏陣に、後藤又兵衛と伊達家合戦の時、正宗、足輕大將に下知し、鐵炮をつるべきせければ、加藤太本書に苗字を脱すといへる足輕大將は、鐵炮三百計りを發せざる故、如何なる事やと尋ねし所、加藤太が量らひにより、道中に於て火を絶やさぬ時は、弊えて益なし。藥を預くれば、道にて捨つるといひ、藥火繩、共に荷に作り、小荷駄にして附け、跡より來れる故、此時の手に合はざりけり。依之正宗大きに怒り、己が職分を失ひたり、士の見せしめにせんとして手討にせり。又足輕に命じ、刀を抜かせ木を伐らせける時、其中に一人錆びたる刀を差し、木を伐る事克くせざる者あるある故、之を糺明しければ、當時病氣の者あつて、人足を雇ひ勤めさせけるといへり。是も又成敗して、諸人に示しけるとぞ。

島津家不應豐臣家之招事

大坂冬陣の前に、豊臣家より、川北四郎左衛門一本時左衛門を使とし、島津家を味方に附けんと頼まれしに、彼家の群臣評議を凝らし、大坂に屬せん事義に當るかといひ、或は關ヶ原陣に、當家の廢亡極まる所、大御所の寛仁に依つて禍を免る。其恩最も深ければ、何ぞ關東に背くべきやともいひ、又川北が來れる、若くは駿府より謀書を投じ、當家の志を探らせられんも量り難ければ、其實否を糺して後、返簡に及んで可ならんかといひ、一語せず。茲に義久入道龍伯が養子兵庫頭義弘入道維新は、關ヶ原の役大坂にあつて、石田三成に與せし故、彼一亂の後、龍伯之を義絶しけるにより、洛陽に寓居しけるが、此節鹿兒島に下向しけれども、龍伯に對面せざりし處、此一件は、島津家の存亡に懸る事なれば、龍伯人を遣し、維新に告げて曰、去ぬる關ヶ原亂に、其方、豊臣家に屬せしを以て、大御所より罪せらるべき所に、恩許を得て、社稷を失はざる其報酬、今爰に遂げざらんや。然るを何の評議を凝らすべき、早く臆し、大坂へ渡海し、家久當時島津家の家督なりをして、關東へ忠義を竭さしめよと申遣しければ、一言にも及ばず承服し、群臣皆龍伯が議論に屈服し、徳川家に屬せりとぞ。

杉原常陸介着陣の事

上杉の先手に、杉原常陸介は、元祖より相傳の鎧一領ならではなし。是れ則ち數度の陣に、着舊したる物の具なり。大坂御陣の時に、大御所は二條、將軍は伏見にましませり。諸軍勢は、野路篠原石部坂本の邊より、物具して京に入りける。杉原は奥ある者なる故、猿樂裝束の法被を、具足の上に着し、攝州へ罷立らけるを、大御所御覽じて、上杉は古き家なる故、常陸介が武具は、華やかなる紺地の錦の直垂を着たり、皆々後學の爲に見置くべしと、上意ありける故、天下に沙汰せしといへり。

賀島主水並稻田九郎兵衛手柄の事

冬陣の時、蜂須賀阿波守が陣へ、塙團右衛門夜討せし時に、蜂須賀の家臣賀島主水といへる者、十五歳なりしが、敵一人、橋の欄干にて、鎗を突立てしに、彼者、味方を見誤りたるかといひける。又味方よりは、同士討すなと聲を掛けし儘、鎗を引きしが、

彼者城内へ駈入り駒を控へ、只今の士は、何といへる若者ぞ。我れは今夜の大將塙團右衛門なりと名乗り捨て、内に入りしといへり。主水此事を、老後迄いひ出しけるとかや。又以下別記同家臣稻田九郎兵衛も、十五歳にて拔群の高名ありけるが、後大御所へ御目見えせし時、御前を退出せし上、仰に謂ひける、九郎兵衛などと大きな名を付けずば、今度の働、愈々人にも知らるべきを、残念なる事なりと上意ありける。依之其頃は、年の長ずる迄も、若輩なる名を付けし者の、多かりけるとぞ。

堀丹後守横鎗を入るゝ事

五月六日の合戦に、堀丹後守直寄は、粉骨を盡し、大和口に於て、横鎗を入れて大に戦功あり。同七日は、水野日向守勝成と共に先駈し、残る所もなく相働きければ、大御所大に御感ありて、藤室和泉守・井伊掃部頭は、天下の先手なり、堀丹後守は、向後横鎗の備をすべしと、上意ありけるとぞ。

中井大和素生の事

匠長中井大和始兵太夫正清が先祖は、聖徳太子以來、四人の棟梁なる、多門・中村・辻・金剛といへる其一人なり。中村は後に山村、辻は木原氏に改め、金剛は断絶せり。正清が母は、巨勢氏の寡婦なりしが、正清を連れ、多門兵介清次が後妻となし、先妻に女ありしを、成長の後、正清が妻多門の名跡を繼がしめ、中井と改めしとかや。

木村惣右衛門・同藤五郎並川村與三右衛門の事

城州淀住人木村惣右衛門は、大坂陣の時、淀橋に、人留の關所を居る、大坂の通路を相守りける所に、柏原源左衛門といふ浪人、大勢召連れ、夜中に關所を破りて、罷通りしを追蒐け、八幡堤にて討取り、夏陣には、將軍家奈良越に、大坂へ向ひ給ふ故、木津川に橋を掛け可申旨仰付けられ、軍勢滞なく罷通れり。然るに淀川今切の堤は、城方より切放し、水を湛へ置きし故、御陣所の通路悪かりしにより、片桐市正へ、水留

を仰付けられけれども、止まらざるにつき、惣右衛門に仰付けられし所、過書船を數多浮め、其外竹木土俵を以て、切口を堰留め、往還自由になりたり。都て寅卯年御合戦に、御弓鐵炮此外諸國在々所々より、兵糧米諸材木を、惣右衛門が指圖にて、過書船に積み、滞なく御陣所迄運送せり。御歸陣の節、淀の古城にて、藤堂和泉守、御膳を差上候等の所、其事はなく、木村が宅へ御腰を掛けられ、難有上意にて、御具足緋同糸の籠手白檀、佩備、御胄頭成黒塗御紋立物輪貫、御刀信國長二尺三寸三分棒鞘なりを拜領せり。又木村藤五郎・川村與三右衛門も申合せ相働きける故、藤五郎は、御具足御羽織鐵炮一挺拜領し、川村は、御腰物信國黃金三枚を拜領せり。

或曰、木村惣右衛門は、今洛東鞘屋町に居住す。則ち淀にも屋鋪あり。又家康公より、拜領の品なる由にて、城主稻葉丹後守の屋倉に、長持を預け置き、木村の代替一度づつ、彼屋倉に登り検め見るといへり。又木村藤五郎といふは、故百石の御朱印を賜はりしが、何の御代にか、繼目をなさずして、今は御朱印なし。されども百石は、地方にて領すと。又川村與三右衛門は、今淀にて、地侍と稱する高持なりといへり。淀の水車は、川村氏の者が造り始め、田地への用水たりしが、今は城の風雅に残されしと云々。

吹田太郎左衛門の説

夏陣の時、吹田の渡には、落人彌が上に乗船せし故、既に船を覆し、足輕などは、溺死したる者もあれど、折節水深からず、助かる者も多し。然るに吹田の莊屋太郎左衛門一本に五郎左衛門といへるは、荒木攝津守の家臣なりしが、信長公の爲に、家斷絶せられ、此所に引籠り居たりし所、慈悲深き者故、右の者共を連れ歸り、衣類を乾し、數百人を養ひけれども、或は親類に離れ、又は金銀を川に捨てたるにつき、泣き悲しみ、丸裸にて居る者のありけるを、道行く人を見、吹田太郎左衛門は、落人を剝取らん爲に、呑口を拵へたる船五艘を用意し、兵船十艘計り汀に控へ、川向に究竟の者共五十餘人、楯突かせて伏置き、手向し難き落人は、何の仔細なく船に乗せ、川中に至る時、雙方より兵船を漕寄せ奪ひ取り、叶はざる時は、呑口を抜きて水に溺し、水練達者な

る者乗合せ、向の岸へ遊ぎ着きなば、伏置きたる人を以て、討取らんと用意し、凡そ落人八百餘人を殺せりと、其頃風聽せしといへり。

眞田左衛門佐の事

眞田左衛門佐幸村本書信濃に作るは、紀州久戸山に住せしが、大坂御陣の始め、秀頼公より召されしにより、既に其用意せし所、和歌山の城主淺野但馬守より、橋本峠村の近邊なる百姓共へ下知し、眞田左衛門佐、大坂へ走り込む事あるべし、油斷仕るまじき旨を申渡し、高野衆徒中よりも、其旨を、九度山へ申付けたり。左衛門佐之を察し、九度山近邊、橋本峠、橋谷等の莊屋年寄小百姓迄、残らず振舞ひ候はんといひて、宿所へ呼び、假屋を打つて數百人を饗應し、上戸下戸を論せず、強ひて酒を吞ませ、前後も知らず臥しける時、百姓共の乗來れる馬に、浸々と荷を付け、妻子を乗物に乗せ、上下百餘人にて、鐵炮弓箭を前後に押立て、紀の川を打渡り、橋本峠、橋谷へ掛り、木目峠を越え、河内へ入り、大坂指して赴きけり。道筋の百姓共は、残らず九度山へ集り、

醉臥したれば、其在所には、女童或は小百姓計りなり。眞田は、鎗、長刀拔身にして、鐵炮に火繩を挟みて通りければ、誰あつて咎むる者なかりける。扱夜明けて九度山に集れる者、醉醒めける所に、眞田が宿所に人はなく、剩へ雜具迄もなかりければ、こは出し抜かれたりとして、東西を尋ぬれども、昨晚退きたる事なれば、追付くべき様もなく、家々に歸りて問へば、留守せし者共の申すは、昨日八ッ時分に、眞田殿は、奥方子供衆を引具し、馬に荷を付け、弓鐵炮を押立て、河内の方へ通り給ふと告げければ、百姓共は、頭搔いて悔めども詮もなし。高野山僧の曰、眞田左衛門佐は、高野山彌勒院に、連見えざりしと云々。斯くて眞田は大坂に着し、其身計り、大野修理亮が亭へ行けり。其頃左衛門佐は、傳心月叟と稱し薙髮なるが、玄關にて案内を乞ひければ、奏者番罷出で、山伏は何方よりぞと問ひしに、態と手を拱き、是は大峯邊の山伏にて候が、御祈禱の卷數差上げ、御目見を望み候と申せば、執次答へて、只今は御登城にて御留守なれば、此方へ通られ候へと、番所の脇へ呼入れ、待たせ置けば、若侍十人計り寄つて、及物の目利する中に、一人の若者眞田に向ひ、和僧の刀脇差を見せられよといひければ、

眞田が曰、中々御目に掛け候様なる物にては無之、只犬威しの爲め計り乍ら、御慰にと差出しけるを、彼若者するりと抜きて見れば、出来恰好は申すに及ばず、刃の匂、鐵の光、兎角いひ難し。脇差をも見んとて、抜放ち見れば、是又いはん方なきにより、さては中心を見よと、銘を改めければ、脇差は定宗、刀は正宗なり。各怪しみ驚き、唯者にあらしと評する所へ、修理亮は下城せしが、玄關にて、奏者の披露するを見れば、眞田左衛門佐なりしにより、大野手を拍つて、是はくんと計にて、幸村が前に手を束ね、定めて近日御越とは承り候へども、早速の御光來悦入候。さぞ御前にも御満足たるべしと、書院へ請じ入れ、此旨を早々御城へ達せし所に、速水甲斐守時之を御使者として、遠路速に馳參り候條、御満悦之に過ぎず。先旅宿不自由たるべしと、賄の料黄金二百枚並に銀三十貫目を賜はり、組勢與力の事は、追つて仰付けらるべき旨を演べければ、大野が家士は、皆々膽を潰しけりとぞ。眞田は性質爽に、未々の者に至る迄も、親しみ懷きしが、後々迄も、渠等に逢うては、刀の目利は如何候と興じけるとぞ。

眞田左衛門佐信仍本書に世に幸村といふは誤なりと云々は、家康公に御敵對申す始より、千子村正の大小を常に身を放たず帶しけるとなり。村正の道具は、徳川家へ祟るといふ説を眞田聞きて、調伏の心なるべし。士たる者は、平生斯様の忠義を含み、心を盡すべし。又石田治部少輔は、悪からざる者なり。如何なる人にもせよ、各其主の爲に身命を輕んじ、義を立て、事を行ふ者は、敵なりとも惡むべからず。君臣共に心得べき事なりとぞ。

右、水戸黄門光圀卿の、宣ひけるといへり。

或記に、天正七年、家康公の御嫡子岡崎三郎信康君、御生害の砌、松板より御檢使として、渡邊半藏、天方山城守を、遠州二股の城に遣されける時に、三郎君、渡邊に向ひ、其方は、我等幼少の時より、馴染の儀なれば、介錯は其方へ頼むぞとある仰につき、半藏は、畏り奉り候と申し、御次へ罷立ち、自分の刀を持つて出で、腰脇に差置き候を見給ひ、御切腹あつて、半藏々と仰あれども、御肌を脱がせらるゝを見ると大に慄ひ出し、前後の辨もなければ、山城守見兼ねて介錯せり。差添へら

れ候御目附の内、御註進として濱松へ還り、右の趣を言上す。家康公、御側衆を以て、今度山城守、二股表へ帶せる刀の銘を御尋の所に、千子村正の作なる由を申す。依之御代々村正の打物は、不吉と思召され、村正が作の打物は、悉く取捨てよと、御納戸方の役人へ、仰渡されけると云々。

別記に、御祖父世良田二郎三郎清康君、天正四年十二月、織田信秀と合戦の時に、森山へ出張し給ひ、御家人妻部大藏大輔が嫡子彌七郎、過つて村正の刀にて、清康君を弑し奉れり。又御父徳川二郎三郎廣忠卿の御時も、譜代岩松八彌といふ大剛の者、酒狂して、廣忠卿を突き奉る。されども突損じて逃行く所を、植村新六郎之を誅す。彼彌八が脇差も、千子村正が作なり。

別記に、關ヶ原合戦の時、織田源五郎長益入道有樂息河内守父子は、戸田武藏守といへる猛將と力戦し、河内守、戸田が兜の左より、右の方へ突貫き、其鎗少しも損せざりしとぞ。家康公聞召され、其鎗御覽あるべしと仰せける故、御前に持來れるを、御手づから鞘を迦させ給ふとて、取落し給へるが、御指少し切り血出でけれ

ば、有樂父子驚き、甚だ迷惑す。家康公御覽畢つて後に、通りたるこそ理なれ。其鍛常ならず、千子村正が作なるかと宣ひければ、有樂承り、村正が作にて、銘も有之由申上げければ、家康公聞召され、さあらんと思ひしとて、重ねて何とも仰なかりける。又御若年の時にも、駿州宮ヶ崎に於て、手を切らせられ、殊の外痛ませられしも、村正なりと云々。

篠原又左衛門の事

大坂籠城の砌、秀頼公は、篠原又左衛門といふ者を召し、汝が生國は淡路なれば、能く案内を知るべし。又親類因の者もあるべければ、夫れをも語らひ、同心の者あらば、由良城を攻め、彼島を堅め、由良岩屋表に番船を置き、四國九州の往來、差塞ぐべしと命せられし故、篠原、内々之を謀りしを、大野修理亮聞きて曰く、海を隔て、の働心得ず。始の手段を仕損じては如何なりと制し、支度の船共を焼捨てたりしにより、篠原が謀略、徒になりしとかや。

毛利安左衛門物語の事

毛利安左衛門は、長曾我部宮内少輔に屬して大坂にありしが、命を助かり、後に人に語りけるは、戦場の事なれば、今時の壯士達の、疊の上にて推量せらるゝと違ひ、輒く高名手柄の成る者にあらず。凡そ戦場にては、晝夜の境なく心を苦しめ、寒暑の防もなく、兵糧としては、黒米食おつ立汗に鹽を嘗めて、稍、飢を助け、寄手は竹束の陰に武具を枕とし、霜露に浸され夜を明し、城中は猶更、今や攻むる、今や夜討する、と寢食を忘るゝに、色々の雑説ありて、何某は内通するの、誰は敵の手引して、今宵火を掛くるなどと、様々危き事を、毎日言觸らす故、膝を雙ぶる面々にも油断ならず、寸時も安き心なく、手柄高名を心掛くる段にもあらず、勇氣を折く事のみなり。其上喧嘩などは、互の怒より勇氣も出で、死も顧みぬ心にもなれど、合戦は、敵對して私の忿なく、唯忠と義を楯にして諍ふ事なれば、喧嘩程の勇氣も出でず。されば十人が九人迄は、此の如く日夜惱まざるゝと、高名立身望みも失せ果て、あはれ此軍が

濟みなば武士をやめ、如何なる賤き業をしてなりとも、一生を過さんものをと、思ふ者計りなり。扱敵と取結び鎗を合す段には、土煙を立て、朧月夜の様なるに、替る事なしと申せり。我等、八尾堤にて長曾我部に屬ひ、堤下に各居敷き、鎗を伏せたりしに、藤堂の備蒐り來り、押太鼓の音近付くを聞きて、大將盛親下知して、采配を擧ぐる迄は、必ず静まり遷つて控へ居よと、馬を乗廻し下知せらる。此時堤下にて、わなわな震ひ出づる。こは口惜しき事かなと、我心に恥しめて傍を見れば、外の人も皆慄ひわなゝき居たり。間近くなりて、盛親、麾を擧ぐると等しく、鎗合せ始まる。此時忽ち慄ひは止みたり。是は軍中にて、武者慄とてある事なり。曾て怯れたるにはあらずと申しける。又此戦に、藤堂の内、歴々の物主數輩討死せり。總じて戦場の討死といふは、潔く聞ゆれども、さばかりにあらず。大方は亂炮に打倒され、又落馬して目をまはし、馬に蹴られ打倒るゝを、押伏せられて首を取られ、或は長柄鎗にて突殺され、溝川へ轉び落ちて踏殺され、斯様の死様、百人に五十人はあるべし。畢竟兇劇の中にて、誰か委しく改むる者もなければ、此類も皆討死の部に入りて通るな

り。是れ藤堂の物主討死の事を評するにあらず、押並べて戦場の事なりといへり。

薄田左馬介の事

左大臣橋諸兄公より廿三代、從三位薄以量卿これかすといひしは、世の亂により、濃州西郷にしきょうといふ所に居住せられ、菅原在數の男以緒を養子とせらる。以緒又藤原言繼の子を養ひ、家を繼がしむ。之を以繼と申せしが、秀吉公の時に、所以ありて切腹仰付けられしにより、薄氏は絶えたり。然るに西郷に於て、以量卿の出生ありし息あり、之を以重といひ、其子を重信といひしが、武家となりて、氏を薄田と改め、左馬介と名乗り、池田輝政卿を頼み、播州へ引越し、客人分たりしに、大坂陣の時は、天満口に於て軍功あり。重信が子を、信秀内膳と稱せしが、輝政卿の孫新太郎此時備前國の城主の時、家來になせし故、夫を憤り、彼國を立退き、京都に來り、公家たらん事を望みしかども、其事叶はず、大村素庵と改め、諸國を遊歴せり。其頃尾張亞相軍法を好ませられ、素庵を招き給へり。今も尾州に、橋家の軍書并に軍術を傳へし家あり。是内膳が傳ふる所なり。素庵が子を、薄田與三兵衛以貞といひしが、

二人の女子あり、早世して家斷絶せしとかや。

塙團右衛門の事

塙團右衛門直之は、元來遠州横須賀衆にて、須田治郎左衛門といへる浪人なりしが、上方へ登り、時雨じま只之助或は左と名乗り、加藤左馬介へ、小姓奉公に出で、武功度々ありし故に、千石に取立てられ、塙團右衛門と改め、竟に鐵炮大將になれり。然るに關ヶ原合戦の時、嘉明が指圖の場より先へ、足輕を張出しけるに依つて、左馬介之を怒りて、己は一代將帥の職は得勤めまじと叱りしを不足に思ひ、豫州松山より立退き、一句の詩を、書院の大床に書付けたり。

遂不_レ留江南野水 高飛天地一閑鷗

左馬介之を見て、彌不興し、天下の奉公を構はれけるに、金吾中納言秀秋卿へ召出されし所、秀秋卿へ奉公の者は、諸大名構ふ事ならずといへり。知行千石にて鐵炮大將たり。慶長七年十月、秀秋御逝去の後、尾州薩摩守忠吉朝臣へ召出されたり。是亦構ふ事ならずといへり。同十二年、忠吉朝臣逝

去の後、福島左衛門大夫へ、千石にて仕へし所、左馬介之を聞きて、福島へ相斷りて差構ひける故、浪人せしが、道心者となり、鐵牛と名を付け、妙心寺大龍和尚の會下に居て、洛中洛外を、衣の下に刀脇差を帶し、鉢を開く。諸人之を見、且憐れみ且尊めり。或時上京の富家に、大龍和尚を始め、一堂供養の事ありしが、鐵牛は齋過ぐる迄來らざりし故、和尚之を叱り、何とて遅參せしとありければ、鐵牛座具を布き答へて曰、一鞭遲到勿肯怒、君駕大龍我鐵牛といひけるとぞ。

塙團右衛門直之、加藤家を立退きし時、福島左衛門大夫之を聞き、村上彦右衛門を以て、藝州に招きけり。加藤左馬介嘉明、此事を憤り、正則方へ斷を申遣しけれども、福島承引せざりし故、左馬介は、勇士十人を商人に仕立て、廣島へ遣し、塙團右衛門を討取りたる者には、大祿を與へんといひける。正則之を聞き、我が領内に、團右衛門を預かるべき者あらんやと、家臣吉村又右衛門といふ者に尋ねし所、則ち答へて、村上彦右衛門が知行所竹原村に、宮原與惣左衛門と申す者は、小早川浪人に候が、彼所に居申せば、渠に御預ありて然るべしと申すにより、正則直に宮原を招きて頼みけ

れば承り、藝州の内、加茂郡竹原村の内、新城村廣島より九里餘へ同道せんといふ。扱加藤よ

り遣せし十人の者共、之を道にて討留めんと計りしを見て、團右衛門を取巻き、其日の中に我家に連れ歸りぬ。其後、加藤より、直之を討たんと、さまざま手段をなすと雖も、終にならず。塙は、宮原が家に居る事三年にして、大坂の亂起りしかば、福島に暇を乞ひて、彼國を出でけるを、與惣左衛門も、直之を城州伏見迄送り。其別れに臨み、塙が朝鮮國にて着せし鎧、且鞍鐵炮を差添へ、宮原へ遣して、運を開きなば、申通すべしといへり。宮原は又、隆景卿より貰ひし鎧を、直之に贈れりといへり。此宮

原與惣左衛門は、小早川の家臣牛島市介が與力の士なり。中國に隠れなき剛の者に、家名を射懸といへり。其子孫は、猶新城村にあつて、彼鞍鐵炮を所持しけると云々。

塙團右衛門浪人の内に、賴宣卿の母儀於萬殿の申さるゝは、御子達に、寶物・太刀・刀を進ずるは常の事なり。大將の寶とするは、名ある勇士なり。團右衛門は古主に構はれ、奉公ならずとも、世中に若し何事ぞ出で來らば、一方の御用に立つべき者なり。せめて能き士を一人なりとも、愛き御子に進じたき者なりとて、直之を、常陸介殿の御家人になさるべしと、毎年大御所より、御鏡臺料として、五百兩宛拜領の金

子の内、二百兩を、團右衛門に合力ありしといへり。

後藤又兵衛、黒田家を立退く事

後藤又兵衛基次は、本書政次に作る、黒田官兵衛孝高の家臣孫兵衛基次が子なり。黒田家を立退く時に、小倉の城主細川越中守へ使を立て、不慮の事にて、當地を立退き候間、御城下へ参りたき旨をいひし所、越中守は之を悦び、騎馬足輕に鐵炮を添へ、迎として遣し、又兵衛が妻子從類等、悉く小熊の城より呼取りけるを、長政大に怒り、既に細川と弓矢に及ばんとせしかば、大御所の御扱により、越中守は、後藤を行衛知らずと申立て、路次船中、細川より警固せしむ。此暇乞に、忠興は茶を點じて餞別す。松井佐渡有吉頼母相伴たり。其席にて、今般の儀につき、黒田の遺恨深からん。若し合戦に及ぶ時、勝つべき道理は、貴殿能く知るべしと尋ねし時に、又兵衛答へて、御當家は、黒田よりは御小身なれば、互に加勢もなく、互角の合戦ならば、御負の道理なり。然れども鐵炮五十挺仰付けられ、鎗先を構はず、鎧脇を打倒し給はゞ、其中に長

政を討取り給はん。筑前守は、天性剛強なる生付にて、何も先手へ罷出でられ候と申せし。是は黒田家に不足ありて、彼家を立退くと雖も、古主の武威を褒めたるいひやうなりとかや。後藤は夫より、藝州宮島に風待して居たる時、福島正則より召抱へんとありけれども、三萬石ならば仕へんと望みたり。福島家の元老さへ二萬石なる故、其事ならず。後藤は十箇年計り浪人せし内に、身上甚だ衰微しければ、妻子を縁家へ遣し、具足を苞になし、まさかの爲にとて、金子百兩を貯へ、大小を菰包となし、一飯を乞ひ乍ら、勢州へ赴きし所に、津の城主藤堂和泉守高虎が長臣藤堂仁右衛門、參宮の路次にて行逢ひ、明星の茶屋にて、暫く物語の上同道して、津の城下に來り逗留す。仁右衛門則ち和泉守へ執す。然れども藤堂家の臣は、八千石に過ぎざる故、其以下にて召抱へんとありければ、又兵衛申すは、先年高知を望みし所に、事成らず年月を経たり。當時と雖も、舊知一萬石に疵を付け難しといひて、又元の姿になりて立出でしが、其後、豊臣家の招に應じ、籠城せしといへり。

明石掃部介潛居の説

明石掃部介全盛は、大坂落城の砌、戰場より直に立去り潛居せり。大坂合戦三年の後は、籠城の者、御免の由仰出されたる故、明石も押晴れたる身とはいへど、早老衰に及び、終に病死せり。其子は明石の苗字を憚り、三方次郎右衛門或三郎左衛門といへり。物に馴れたる者なりしが、元和本書に慶長とあり年中、金山の事を仰出されたる時、此儀を願ひ、佐渡の金山を掘る儀御免ありし故、則ち彼國へ赴き、掘立てけれども、まその金に當らずして、父が貯へ置きたる金を、此事に掛けて残らず失ひ、京都へ立歸る道にて、座頭の官に進む爲に、金を持って登るに行逢ひて、其金を是非とも貸候へ、若し得心なくば殺害せん。我願ひ成就せば、早速返濟して、官に進ますべしと、命を捨てて申すにより、座頭も否といはゞ、忽ち殺さるべき事を察し、力なく其金子を渡しければ、三方は此金を以て、佐渡へ立歸り、又掘掛けゝる所、まそに取付き、夫より分限者となりし故、最前の座頭へ早速返金し、檢校に進ませたり。此座頭も、約束の信義

を失はざる仕方を感じて入魂たりしが、金山も次第に繁昌し、治郎左衛門は、後に刀を御免ありて、鎗など持たせて往來せり。此時分は、三方但馬と稱し、豊饒にして、京住居となり、一生を經、病死して妙覺寺に葬り、今に其塔ありといへり。斯様に佐渡にて御用に相立ちけれども、御扶持方は下されず。然れども御代官同前の御あしらひなりしが、但馬が子、後年禁裏に仕へ、深尾左近將監と改め、其子も將監といひ、孫は左近將曹とて、從六位上なりしに、享保十三年病死せり。

或本に、明石氏の子某は、落城の後、田中筑後守忠政、かくまひ置きし所、上聞に達し、御僉議あらん爲め、其臣一人を、奉行所へ召されける。忠政は、長臣平野長門へ、其事を議せしが、長門曰、最大事なれば、他人を遣すべきに非ず、愚臣赴かんと申しければ、筑後守落涙して、餘人を遣さんといへども、留らず、奉行所へ出で、陳じけるに、御疑ありて拷問に及びしに、平野晒笑ひて、申上ぐべき事なし、縦ひ又あればとて、武夫たる者が、苦を厭ひ死を畏れていふべきやと動せず、終に責殺されし故、大守は禍を免かれ、明石も亦跡を晦せりとぞ。

井島清六、今津に赴く事

河州若江郡高井田村井島三郎左衛門は、木村長門守より先に、若江表に於て討死を遂げたり。其弟清六は、落城の時は、母と姨三郎左衛門が妻並に下人一人を俱し、海道より一里計り北なる今津といふ所に、縁あるにより、奈良街道を西へ落行かんとするに、義直卿・頼宣卿、兩勢の雜兵に出合ひしが、彼姨美女なりしにや、奪はんとするを、清六此時漸く十歳なりと雖も、謀を以て、己が母を姨と稱し、彼婦を母といひ、戯言をいはせぬ様に、姨に纏はれしにより、難なかりし。其後盜賊數十人、關東方の勢の如くに見せて居たりしが、奪ふべき荷物もなかりければ、衣裳を剝取らんとせしを、清六は、母と姨とを下人に守らせ、先へ押立て跡より行きし所、此男の子を、心懸りにや思ひけん、さのみ追はざりける。扱今津に着きて、彼主を頼みし處に、彼者が曰、各は公儀へ露顯すとも、斷は立つべきなれども、長門守へ從ひ、關東方に對し、弓を引きし三郎左衛門が一族とありては、心許なし。早く故郷へ歸られ、所の地頭へ斷を立

て、御公儀より穿鑿なき内、正直に申上げられなば、宜しからんと申すにより、とてもかくまひ置くべき志ならずと、推量しけれども、他所へ行くべき心當なければ、上下四人とも、高井田へ引返しけり。遙に日數歴て、三郎左衛門が一族の御詮議ありけれども、百姓に紛れなく、子もなければとて、各御免ありしとかや。

檜物師九郎左衛門、城中に留まる事

石田亂の時、細川越中守忠興の内室は、自害せられたり。その跡の宅地は、豊臣家の御膳三方、其外一切の木具をなす檜物師九郎左衛門といへる者住して、城中へ出入せり。然るに慶長十九甲寅年三月三日の鬪鶏あり。九郎左衛門が二男九郎二郎、十歳鶏を抱へ城へ入りたり。此頃は、町中より思此鶏強かりし故に、秀頼公の御所望ありしが、稚しと雖も、惜しむ色なく獻上せしに、上を敬ふ神妙なりと、菓子一包、並に父母の土産にせよとの仰にて、小判二兩を給はりしが、翌日、父九郎左衛門、御禮に上りける。其後は常に能き囃子おやつり又は操などの時に、彼九郎二郎に、登城仕り候様にと

檜物師九郎左衛門城中に留まる事

仰せられ、毎度扇・香墨筆の類を賜はり愛せられし所、今度の合戦起りければ、朋友一門、残らず大和の方へ立退きしが、九郎左衛門は、妻子計り退かせて、跡に残りける處、遂に御和睦となりければ、扱こそと彌、首尾よく、朋友を恥しめ、以後とても斯る時は、立退き給ふなど勇み勵ましける。夏陣の時も、城にありしが、太平の後、松平下總守より穿鑿せられし所、細川の屋鋪を預かり、之を大事と存じ候故、居残り候と申しければ、御免ありて、元和三年病死しけるとぞ。

上林竹庵の事

上林越前守政重は、始め又市といへり。山城の産なりしが岡崎に至り、家康公に奉仕し、土呂郷の奉行となり、遠州味方ヶ原・小田原陣に功勞あり。又尾州長久手合戦の時に、森武藏守が騎兵二人を討取り、御感狀を給はりしが、家康公、秀吉公と御和談にて、茶屋四郎二郎が宅に御座の時、越前も御側に候せし所、岡崎の町奉行に被仰付たり。後、宇治へ遣され、御茶を仕立つべし、且大坂城中西國大名の行跡日記を以

て、註進すべしとの命なり。是より竹庵と改めたり。關ヶ原合戦の時は、伏見の城にありて、粉骨を盡し討死を遂げ、首を鈴木善八郎に取らせたり。其子三人あり、嫡男は林善四郎が養子、元和元年五月七日、高木主水正が手にあつて戦死す。二男は林伊賀守といひしが、越前秀康卿に仕へし所、逝去の砌、殉死せり。三男を又市といへり。竹庵が討死の時は幼少にて、高野山にありし所、關ヶ原合戦の後召出され、板倉伊賀守に預け、百石を給へり。然るに大坂兩度の御陣に功勞ありし故、二百石を加賜せられ、一萬三千石の御代官となれり。後年所以ありて、御代官は召放たれたり。大御所の仰に、甲州の小幡又兵衛・織田家の中野又兵衛・今川家の吉原又兵衛にも、劣らざる者なりとて、又兵衛の名を給ひけるといへり。以上、或本に、上林傳記なりと見えたり。

狩野山樂、城中を遁るゝ事

畫師の狩野山樂光頼始め修理亮小名平藏と稱せり。父は木村永光、剃髮して善了と稱せり。淺井備前守長政の近士にて、狩野元信を師とし、畫を學べり。にて、秀吉公に仕へしが、畫に巧なりし故、狩野永徳の養子分に仰付けられ、夫より

氏を狩野とせり。

或本に、狩野永徳、始の名は源四郎と稱す。松榮が長子にして、元信が孫、探幽齋守信が祖父なり。天正十八庚寅年九月に卒す。時に四十八歳なりと云々。

大坂陣の時、山樂が息木村右京は、味方の鐵炮に中つて死せり。然るに大坂落城の砌、山樂は遁れ出で、八幡の瀧本坊に忍び居たりし所に、搦められ、既に誅せらるべき處に、九條殿竝に本願寺東臺院殿より、畫師にして、武邊の事に拘はらざる者なりと仰せられ、助命の儀を御頼みありし所、畫師に相違なきといへる證據ばしあるやと御尋の所、先達つて秀吉公、洛東東福寺の法堂を營み給ひしに、天上に、僧の明兆が筆せし蟠龍破畫の殘片ありしを、狩野永徳に補畫せしめられし所に、其功を遂げず卒せり。依つて其跡を、山樂が畫けり。之を申立にして、命を免れたり。今に至つて、彼畫を證據の龍といへるとかや。狩野山樂は、今の縫殿助が先祖なり。

後藤庄三郎の事

信長公、明智光秀に弑せられ給ひし時に、家康公は、泉州堺を御見物として、彼地にましましけるが、此告を聞かせられ、伊賀の山路を經、岡崎へ還らせられんとし給ふ所、一揆起り、妨をなすを、伊賀の土民共、出でて之を追拂ひ、勢州白子迄送り奉れり。

今伊賀越といふ所なり。此時、參州吉田迄、大橋左馬允、後藤庄三郎光次と諱す。小笠原小太郎小太郎は、後江戸三年

寄の隨一に仰付けられ、奈具屋市右衛門と改めたり。三人、命に依つて供奉せり。

或説に、此時家康公は忍びて京都茶屋の宅に來り給ひ、京都の様子を御覽あり、餘人をして、伊賀越を遣されけりと。

此庄三郎は、金座に仰付けられ、小判一步の製作をなせり。或記に、後藤庄三郎、元は豊臣家の掛屋なり。其妻は、家康公御召

仕の婦なり。此腹に出生せし子、二代目の庄三郎なりと雖も、實は庄三郎が子にあらずといへり。此説、覺束なし。

此一巻は、數疑しき事あれども、或は其家の説により、又は大抵世の流布する所なれば、漏し難くて茲に及ぶ。見る人、然思うて取捨すべし。

新東鑑附録卷之一畢

新東鑑附録卷之二

兔御吸物の事

將軍家に於て、例年正月元日に、兔の御吸物を召上らるゝ事は、御先祖世良田左京亮有親新田大炊助義重より九代徳川修理亮親忠の息なりは、上野國徳川を領せらる。鎌倉の公方足利左馬頭持氏の御家人なりしが、永享年中、足利義教將軍と、彼持氏と不和の事あつて、合戦ありしに、左馬頭遂に打負けて自害せられ、其後は、皆京都將軍の下知となり、管領上杉憲實、制法政務嚴重に執行はれければ、威勢日々に盛になり、鎌倉公方の殘黨を搜し求む。中にも新田の一族に於ては、根を斷ち葉を枯らすべしとの事故、有親は、徳川に安堵なり難く、同十一年或は十二年とあり三月上旬、有親竝に息親氏、潜に居所を遁れ出で、方方へ流浪せられ、忍びて相州藤澤なる時宗の清淨光寺にて髪を剃る。有親は長阿

兔の吸物の事

彌、親氏は徳阿彌後に遷俗して松平太郎左衛門と稱すと名乗り、豫て懇にせられし小笠原清宗の三男林藤助光政藤助、始め小笠原氏なり。持氏在世の時、數年近習を勤めし。所、諷言により、所領沒收せられ、苗字を林氏に更めし。といふ者、信州の山家に蟄居せるにより、有親父子は、同年十二月下旬、彼所を尋ねて至られしに、藤助大に悦び、何をか饗せんと思へども一物なく、同月廿九日、自ら雪を分けて狩せし所、兔一疋を得たりければ、翌十三庚申年正月元日に、彼兔を吸物にして進めたり。是より徳川家の吉例となる。遠州みくら村里人曰、此村に住する久右衛門といふ者の先祖、兔の吸物を奉りし。今も御巡見のある時は、馬に乗りて先をする。又家の目通りにはなき年貢なりと云々。然して同年六月、藤助が許を立越え、參州坂井の郷の氏家を借り、有親は、嘉吉二戌年に死去なり。

連歌御會の事

例年正月十一日、將軍家に於て、連歌の御會のあるは、世良田大炊助親氏の息を、泰親三河守と稱せしが、歌道を好まれし所、其頃洞院大納言實照卿といへる人、參州に謫居せられしを、幸と思ひ、彼人を師とし、常に和歌を以て會せられしが、例となり

しとかや。

或本に、天正三乙亥年正月十七日の夜、家康公の御家人天野三平景康一説に、天野三郎兵衛とあり後に周防守と云々が下女、

信玄が首を今年取らうには

といへる句の夢想ありければ、彼下女、則ち主人景康へ、右の趣を申しける所、三平聞きて、彼女は物も書かず、況して斯る事をいふべき様なし。是れ武田家の亡ぶべき瑞夢ならんと思ひ、家康公へ言上しければ、公聞召され、當に天神鬼神の感ずる所なれば、信玄が命の終らん事必定せり。當家具足の祝日、例年二十日を佳例とすれば、或人曰、御具足の祝日は十一日なり、其日に此夢想を開くべしと仰せられ、勘間かんまの道場なる主僧を宗匠とし、其外連歌の達者を召集められ、百韻の御連歌ありしに、其年長篠合戦に、武田の老臣、數を盡して討死し、剩へ信玄も逝去必定と聞えける。是よりして、式年にして行はると云々。

或説に、慶長三戊戌年正月二日、家康公、俄に岩清水八幡宮へ御社参あり。侍中陪

臣に至る迄も、服穢を御改めありしにより、御家中の上下不審せり。末々にては、御夢想を蒙り給ふと申合へりけれど、其仔細を知る者無之。此頃米澤清右衛門清勝が妻女へ、

盛なる都の花は散り果て、吾妻の松ぞ代をば継ぎける

といへる夢想あり。是よりして、連歌の御會は始まりけると云々。此説非なりといへり。

或記に、正月十一日、御連歌の發句は、例年里村氏なり。御脇は將軍家の御句にて、御代句を詠じ、發句並に御脇、共に替りく、句をなして、正月四日の早朝に、封じて月番の御老中へ持參するを、老中直に請取り登城せられ、里村氏は、老中の退出迄相待ち、其間に料理出づるなり、右の書付を上覽に入る、を、思召に叶へる句に、點を掛けさせられ、又封じて下るを、退出の時、其儘里村氏に相渡さるれば、則ち請取り之を披き、例年の御連歌師共へ通じ、毎年淺草日輪寺に於て、連衆の面々相集り、九十一二句ほど詠じ、十一日に各登城して、御連歌の間へ伺公す。御床には、道眞公御自畫の御掛物唐僧の讀なり神酒香花等を備へらる。扱御具足御祝儀相濟みて、一間を隔てられ、御簾垂れあり出御

あれば、老中出座の上、挨拶之あり。其節、御連歌二三句執筆の者、高聲に讀上げて後に入御あり。連歌師等は、同席にて、残る句を詠じ、百韻相濟むなり。當日御城にて、四度御料理を給はると云々。

葵御紋の事

葵の紋の
由來

將軍家に於て、葵の御紋を付け給ふ事は、世良田三河守泰親の息徳川和泉守信光長享二戊申年七月廿二日に卒去なりと申せしあり。織田家の持分、參州安祥の城を攻取らんと謀り、文明十一己亥年七月十五日の夜に入り、安祥城の西の方なる野へ、十六歳以下の者に、色々の装束させ、歌舞音曲の踊を催されける所、近邊の貴賤男女、之を見んと群集せしかば、織田の城兵等は、謀とは露知らず、皆見物に出で、城中には、老人或は病人など、僅に三十六人計残りしが、各頓て還るべしといひて、城門をも閉ぢずして、待ち居たりけるを、信光之を見て、時分はよけれと軍兵を揃へ、酒井五郎親清父は徳川次郎三郎親氏といふ。母は坂井郷の莊官五郎左衛門が娘なり並に嫡子小五郎氏忠酒井左衛門尉忠次が父にて、此時親忠と諱す二男與四郎親重父子三人、四十

餘人の郎等を引具し、坂井郷を出で來りし所、親清、丸盆に、葵の葉三を、引渡しと名付け、鬘斗匏擣栗毘布を載せて、信光へ進らせたり。夫より和泉守は、親清父子三人に國侍を差添へ、合せて五十餘人閑道より進み、搦手の門へ攻入らんとす。城中には、見物に出でたる味方の者共、歸り來ると心得、油斷の所へ、大勢攻入り切伏せて、織田家の兵を廿七人討取り、希有にして城中へ乗込み、勝鬨を三度揚げければ、彼見物に出でたる城兵は、之を聞きて大に駭き、周章て騒ぎて歸る所を、信光並に舍弟松平平太郎信廣以下百六十餘人、追手の方より討つて蒐れば、敵兵散々に討ちなされ、立足もなく敗北せしかば、遂に城を攻落し、西三河三分一は、和泉守が手に屬せり。斯る吉瑞により、三葵を以て、酒井家の紋とせられよとありける故に、親清是より、丸の中に三葵を付けたり。然るに信光の孫長親入道道闕の時、文龜元辛酉年九月、或は四月、今川氏親との合戦に、先鋒酒井左衛門尉氏忠入道淨賢、並に舍弟與四郎親重本多・大久保・榊原等、今川勢を切崩して、大に勝利ありけるが、其翌日、道闕、酒井を招き、昨日先鋒の働拔群なり。夫に付、其許の家なる葵の紋の旗は、我祖父より、進らせ

られし所なり。然るに御邊度々の高名にて、能く敵に見知られたり。願はくは吾等に給はり候へ。勇猛を子孫に靈ちやか休ちやからせたとありければ、酒井兄弟は、面目身に餘り覺えけるが、此時より徳川家の御紋に、葵を付け給ふといへり。又酒井家は、葵に形の似たればとて、酸醬を紋とせしとなり。葵の御紋の事、實誤なりや如何。

江城の事

江戸の御城は、以前鎌倉に兩管領とて、上杉兩家これあり。一方を山内、一方を扇ヶ谷といへり。此扇ヶ谷の長臣太田備中守資清が息を、左衛門大夫持資入道道灌齋といひ、武州川越の城主なりしが、文武に長じ、殊に城取を能くせしに、鎌倉通用の爲め、一城を取立てんと、此彼を點檢し、始は元吉祥寺の臺を見立て、繩張を致し掛けけるに、夢想のありしとて、其地を止め、今の御城の地に、葉付の竹を切らせ、所々に立置き、郷人呼びて、其榜示の内なる村の名を問ふに、千代田・寶田・祝言村と答へける故、道灌之を聞きて、國は武藏郡、名は豊島、村の名も、最も吉瑞なり。此勝地に

城を築かば、末世繁昌疑なしと、速に城を取立てしとなり。依之家康公御入國の以前迄は、千代田の城といひしとかや。

江城御鎮守の事

天正年中、家康公、江府に移り給ふ時、榊原式部大輔康政を召され、當城に鎮守ありやと御尋ありければ、康政承り、御曲輪の内の北に當り、小社の相見え候と言上しければ、則ち榊原を案内として入らせられしが、小坂の上に、梅の木を數多植ゑたるを御覽じ、道灌は歌人故、天神を勸請申せしにやと被仰しに、又一社の額を見給ひ、御拜禮の後、式部を召し、偕々不思議なる事かな。當城に鎮守なくんば、坂本の山王或曰山王は大己貴命なりといふを勸請すべしと思ひつるに、量らずも山王社を建置きたるぞと上意ありけるを、式部大輔承り、寔に自然の御事、偏に御永久の吉瑞と存じ奉り候と申上げければ、御機嫌斜ならざりき。而して彼社を紅葉山へ移され、新に造立し給ひけり。

或本に、天神社は、何の御沙汰もなかりし所、御普請の邪魔となりし故に、平川口

御門外今平川町といふ。又右兩社の跡に、樺木數多へ持出せしが、彼所に藥師堂あり。其別之ありし故に、彼所は梅林坂といふとなり當、天神を預り、藥師堂に移し置きたるに、此所も御用地となり、夫より麴町邊へ移せし所、幸ひ近邊に産神もなく、段々繁昌し、今は平川町天神といひて、上野御門主の御支配となり、古來の藥師堂は、社の傍にありと云々。

然るに家光公は、御嫡男ながら、御世繼に立ち給ふべしとも定まらざりし所、家康公、格別厚き上意により、遂に將軍となり給ふ故、朝暮神君の御事を仰ぎ崇ませられ、天海僧正に御示あつて、秀忠公、西丸より成らせ給ひても、御目障にならざる御本丸の御座の内に於て、東照宮の御社を御建立あつて、御拜禮し給ひけるが、秀忠公御他界の後、御忌服終り、天海僧正に議せられ、向後は東照宮を以て、當城の鎮守とすべしと仰あつて、紅葉山に鎮座なる山王の社を、上野の寺内へ移され、其跡へ、今の御宮を、新に御建立ありけるといへり。

或本に、東照宮の御神體は、元和四戊午年、淺草寺の内に御建立ありけるを、御遷座仰出されけるにより、則ち彼寺の別當觀音院といへるが守り奉つて、其式之あ

りし故、今に至る迄、紅葉山の御宮は、諸事淺草より勤むると云々。

家光公御建立の、御本丸御座の内に在りし東照宮の社は、今紅葉山なる御宮の後の方にありといへり。又淺草寺の御宮跡は、觀音堂の左方に、淡路大明神是なりと云々。

増上寺並淺草寺の事

秀吉公、北條を攻め給ふ時、家康公、小田原へ御着陣後に仰せらるゝは、武州江戸に於て、祈禱所になるべき天台寺と、菩提所になるべき淨土寺を、見立て候へと上意ありしに、江府へ御入國は、天正十八年八月上旬なれども、北條を亡し、關八州を家康公へ進らせられん事は、秀吉公既に御約束ありしと云々、淨土宗には、傳通院と増上寺と申す寺二ヶ所有之候。然れども傳通院は、寔の在郷に御座候。増上寺と申すは、前に海、後に山を抱へ候景地にて御座候。又御祈禱所になるべき天台寺は、淺草寺觀音堂の外には無之由を言上しけるにより、則ち増上寺、淺草寺の二院の住持を、小田原の御陣所へ召され、御目見え仰付けられたり。其後、兩寺の境内にて、亂妨禁

制の御書付を下さるゝ刻、御祐筆より、右の書付を調へ差上候所に、御覽の上、淺草寺の方は、卯月日と認めさせよと仰ありし故、御祐筆方より、重ねて總て斯様の儀に、月の異名は書き申さるる書法の由言上しければ、仰に、増上寺は菩提所なれば、さもあるべし。淺草寺は、祈禱所の事なれば、異名にて認め候様にと、上意ありしとなり。此淺草寺は、古來より、寺中に坊數卅六ヶ所あり。然れども殊の外破壊し、其内十坊計りは、清僧なれども、残りは山伏の類にて、妻帯の坊主もありける故、御祈禱所には、不都合なる由、沙汰せしかども、御構もなく、正五九月には、定まつて御城に於て、大般若經轉讀之あり。其砌は勿論、其外の御祈禱にも、清僧計りへ仰付けられし故、妻帯の者は、自然と寺内の徘徊も致し難く、或は子或は弟子を清僧とし、又は寺を譲りなどし、其身は退院せしにより、程なく清僧計りになりしとなり。

御城内家作并町方普請の事

家康公、江府へ御入國の節、城中の家作は申すに及ばず、二三の丸外郭にありし家迄

も、先城主遠山氏の時なる家屋、其儘に残れる故、當分は悉く御用ひなり。然れども御城内に、木削葺の家一ヶ所もなく、皆日光そぎ甲州そぎなどにて、取葺に致し、御臺所は萱葺にて、手廣くはあれども、殊の外古く、御玄關の上の段には、船板の幅廣を二段に重ねたる計にて、板敷もなかりけるにより、本多佐渡守之を見て、餘りに見苦しく、他國より參り候使者への外聞も、如何に御座候へば、御玄關廻りは、造作仰付けられ然るべき旨言上しける所、其方は入らざる立派立を申すと御笑あつて、家作の事には御厭なく、本丸と二丸に之ありし堀を、埋むべしと仰付けられ、萬事を差置き給ひ、御家中の大身小身に限らず、知行割を急がせられ、總奉行には、御老中なる榊原式部大輔、其下に青山藤藏、伊奈熊藏、其外目附衆を加へられ、且御舊領四ヶ國に置かれたる御代官御勘定方の面々、早々御當地へ罷出で、晝夜かゝつて知行割を致すべしと仰渡さる。但知行方の仕様は、御旗本小身の面々は、江戸近くにて渡し、知行高に應じ、道法遠き所を渡すべし。尤道中一夜泊より遠方にて、御旗本へ知行を渡し候儀は、無用の由仰付けられ、又大身の衆へ城地を下さるゝには、割合の外、

皆御自身の思召にて遣さる。扱知行割相濟みし後に、諸士は今度下し置かれたる知行所に於て、何れも軽く陣屋を構へ、其所へ直に妻子をも引越させ、御城御番の儀は、知行所より通ひ勤めに仕るやうにと仰出されたり。故に御家中の大身小身とも、拜領の地へ、直に妻子を引越せしにより、手廻し宜しく埒明きしとなり。中にも小身衆は、知行所の名主の家、或は寺院を借り、當分の居宅にせし輩も多し。又江府御近習勤の面々、諸番頭物頭、其外諸役人は、妻子計りを知行所へ遣し、其身と人馬は、御城近邊に小屋場を請取り、小屋掛して御奉公せり。又諸番方は、其刻、御城近邊の町屋に、御番衆の定宿多くありし故、知行所の遠近に随ひ、其家に幾日も逗留し、自番他番の差別なく、毎日出勤して、御番帳面に印形し、一ヶ月二ヶ月分の御番を繰越し、勤め候へと仰付けられ、其内に段々江戸に於て、居屋敷を拜領し、連々に家作等出來せり。依之其年の九十月迄には、凡そ埒明き、駿府を始め四ヶ國の御舊領、何時なりとも相渡すべき旨、大坂表へ、御使者を以て仰遣されたり。又御本丸御玄關の踏段なる船板なども、久しく其儘にて御用あり。其外御殿向も夫に應じ、殊の外御手輕

き事なりしとかや。扱御入國の後、町方の普請は、今の日本橋筋より、道三川岸通の塹の堀を始め、横の堀出來たる其揚土を、堀端に山の如く積上げてありしを、其節諸國より參り集りたる町人共の願により、町家に割つて下されしが、彼揚土を引取り、地形を築き屋鋪取をなし、表通には葭垣などにて圍ひ、追々家を造りて引移りしが、始の程は、町家願の者多くは無之處、伊勢の者、半分足らずもありける由なり。さるにより、伊勢屋といふ暖簾多く見えしとなり。然るに東の方地形低く、殊に御城に隔り、繁昌致し兼ねるといへる儀、上聞に達しける故、遊女町を御免あつて、葭原の場所拜領仰付けられしにより、堀を掘り地形を築きて、遊女町とせしが、物騒にして、晝の内計り賑ひしかば、葭原町より、女歌舞妓を相願ひし所、則ち御免にて、町中に舞臺を建て、棧敷を構へ、踊芝居を始めしに、其頃京大坂には無之見物の事とて、貴賤入込み、殊の外賑ひしにより、細道の左右に生せし葭をも切拂ひ、江戸中より店を出し、青樓杯も多く立並べたり。其後葭原町より、今程は泊人なども御座候で、身過も致しよく候間、芝居を相止め、其跡を町屋に仕りたき旨を願ひし所、是亦御免あり

しが、猿若彦作といへる狂言師の訟に、京大坂にも古來より有之事に御座候間、芝居の儀を御免被下候は、葎を切開き町屋に取立て、若衆歌舞妓を仕度旨を願ひし所に、則ち御免ありしかば、今の堺町にて、前髪立の踊子を集め、芝居をなせり。然るに石谷將監町奉行の節、或本に、慶長四卯年六月、石谷將監真清に、町奉行を仰付けらる。萬治二亥年二月、御役御免と云々。何方へか招かれて行かれしに、其先にて、浪人の息なる由をいひ、酒の相手に罷出で、取持されし所、殊の外利發なる立振舞故、石谷、相客へ、あれなるは何人の息に候や、某が懇意の方に、小姓を尋ねらるゝ間、肝煎遣したしと申されければ、相客之を聞きて、密に彼者は、堺町の歌舞妓子供に候。貴殿などの口入せらるゝ者には無御座候と答へければ、將監聞きて興を覺し、歸宅の上に、早々與力同心に下知し、堺町の踊子を、今夜中に残らず前髪を剃らせ申すべしとの事なりければ、與力同心、則ち彼所に行き、名主へ申付け、其夜悉く野郎頭になしける。然れども太夫分の者は、前髪を立置き申すべしとの事なりしとかや。

博奕御制禁の事

家康公は、濱松駿府に御在城の時よりも、博奕は諸惡の根元とある仰にて、御城下は勿論、四ヶ國の御領内にて、堅く禁せしめ給ふ所、江府へ御入國の節は、北條家仕置の跡故、物事墮弱にて、博奕専らなる由御聞に達し、板倉四郎左衛門後に伊賀守と稱す、其外物頭衆兩人に仰付けられ、嚴しく御吟味あり、且盗人共も多かりしかども、其類は、籠舍御猶豫もありしが、博奕は少しも御宥免なく、召捕り次第、片端より御成敗仰付けられしが、其節淺草邊に於て、博奕せし者共を五人捕へ、其所に梟首せられしを、御鷹野の時に御覽じけるが、歸城の後に、右吟味懸りの面々を召され、總じて科人を仕置するは、諸人の見懲の爲なれば、何月何日何方に於て斯々と、科の次第を札に顯し、其所に限らず、何方なりとも、人立ち多き場所に梟さらすべしと上意ありける。依之其後は、十人一座にて捕へらるれば、十ヶ所に遣され、御仕置あつて、首を其所に梟けられしにより、唯二三年の間に、博奕は相止みしといへり。

鳶澤町の事

家康公、御入國の砌、町方に盜賊數多入込み、皆々難儀なる由、御聽に達しければ、其張本たる者を、一人召捕へ候様に、奉行中へ仰渡されし所、其頃、關東にて、名を得たる鳶澤といへる者を捉へ、則ち言上しけるに、其者に、助命の旨を仰付けられ、彼が働を以て、他邦の盜賊入込まざる様にと、仰渡されければ、鳶澤承り、命を御助け下さるゝ事は難有候へども、他國の盜人の入込まぬと申す儀は、私一人の力に難及候間、何方になりとも、屋鋪地を下し置かれなば、手下の者を呼集め、其所に差置き、渠等に申付け、吟味致させ可申候。併し手下の者共も、盜を相止め候ては、身過も無御座候間、御當地古着買の元めを御免下され、其外の者を、御停止下され候様にと相願ひければ、此儀を御聞届あつて、遊女町の近邊にて、一町四方の葭原を、屋鋪地に給はりければ、之を切開き、鳶澤町と名付け、町家に取立て、手下の者共を古着買になし、方々へ出して、吟味させけるに、程なく盜賊の入込む事はなく、次第に御靜謐

になり、古着買も止み、鳶澤町も、今は富澤町といへり。

辨慶堀の事

西御丸の外堀を、辨慶堀といふは、慶長五年關ヶ原合戦の後に、上方衆にては藤堂高虎、關東州にては伊達政宗、兩人頭取にて、江府に屋敷地拜領仕りたき旨を願はれし所、家康公聞召され、各大坂に屋鋪あれば、當地にて無用の事なりと仰せけれども、遮つて願はるゝにより、外櫻田邊にて、今の大名小路の所なり、東國西國の大名加藤清正を始め、黒田・鍋島・毛利・島津・伊達・上杉・淺野・南部・龜井・金森・仙石・相馬・水谷・秋田・土方、前田は、芳春院江戸下向の節、秀忠公より、御城大手先に於て下されたり。淺野幸長は、彈正長政へ先達つて、櫻田霞ヶ關といへる所を拜領せし故、之を上屋鋪となし、老父彈正隱居所に仕りたしと願ひけるにより、別に屋鋪を下されしといへり。其外の衆、御當家へ御奉公始めに、東西の諸侯、打込の御堀普請たるにより、西東の武藏坊といへる心にて、下々の、辨慶堀と申習はせしとなり。此時御堀は、漸く幅十

間餘りありしを、屋鋪拜領の諸侯より、願を以て、堀の土を揚げ、方々へ引取り、地形に用ひし故、當時の如く、御堀も廣くなり、底も深くなりしといへり。

東叡山寛永寺の事

東叡山は、元和九癸亥年、家光公の御治世に、思召立ち給ひ、翌寛永元甲子年に御普請始れり。開基は天海僧正、總奉行は土井大炊頭なり。是より先の御祈禱所は、淺草寺なり。依之寛永寺の坊數も、彼寺に準じ、卅六坊に仰付けられたり。然れども新なる事故、公儀より御歸依ありとも、數十坊無檀地にては、永々相續心許なしと評定ありしを、土井大炊頭が曰、當寺は、天下安全の爲の御祈禱所なれば、國郡の主たる人は、誰々も其儀なくては叶ひ難し。然れば諸侯よりも、一院づつあるべしとの事にて、御三家方並に越前家などは、上野の寺中にて、最初に院地を割渡されしにより、早速出來、東照宮の尊影を安置せられ、天下安全且家運長久の祈願を修せらる。夫より列國の諸侯、一院宛建立して、各寺領を寄附せられたり。

東叡山寛永寺

或本に、秀忠御他界まし、増上寺へ公被爲入し砌寛永九年なり、諸侯供奉、豫參の爲とて、各増上寺に宿坊を定められしが、其後迄、東叡山の院々は、祈願所と計り稱へし所、慶安年中、家光公御他界にて、尊骸は日光山へ入らせられけれども、東叡山にも、御佛殿御建立に付、諸大名參拜せられ、御成の節、供奉豫參も始まりしにより、幸に右の祈願所を裝束所にせられ、其以後、是をも宿坊と稱し、祈願所の名はなくなれり。當時日本國の寺院にて、本末の差別なく、御代々の尊牌を立て、御代長久を祈るは、國恩を謝し奉る計なり。今、増上寺にも、諸侯の宿坊は、數十軒あれども、東照宮の神影安置の寺は無之、上野一山卅六坊に、悉く神像のあるは、東叡山を開かれたる始より、四海安全御當家御武運長久の御祈願所に依つてなりと云々。

又不忍池に、辨財天を勸請せられしは、天海僧正と、水谷伊勢守と日頃入魂たりしが、或時、水谷、天海に對ひて、當山は、都の叡山に準せられたり。然れば不忍池を湖水に表し、中島を築き、竹生島を移し、辨財天を勸請あらば宜しからんとありける時、僧

正曰、其儀は冀ふ事に候へども、池の水殊の外深くして、諸人成就し難からんと申すにより、先づ其儘に打過ぎ候とありければ、伊勢守曰、假令水深く候とも、小島一を築く事は、容易かるべし。此節淺草川除御普請の仰を蒙り、よき次手に候。此御普請相濟みなば、直に島を築かせ可申候。土取場等の御用意、仰付けらるべしと申されしが、御普請相濟むと其儘、淺草川より船を持入れ、十日計りの間に島を築立て、辨天堂迄も、伊勢守が建立せしといへり。

諸家留守居の事

秀忠公の御治世に、島津中納言家久卿の言上に、領國遠鄙に付、御當地の事、諸家より遅く相聞え、差掛る御奉公の間に合兼ね申候間、在國の内は、家老共を一人宛御當地に詰めさせ、御用の節は、私の名代を仰付けられ候様に仕度旨なり。則ち公聽に達せし所、尤の儀に思召され、其趣を御許容ありしが、猶も伺はれけるは、右留守居の者御城へ差出し、御沙汰をも承らせ申度由を願はれしが、是れ亦御聞届にて、其後留

守居家老出府の刻に、御目見えは、彼家に限るとかや。尤も平日國許の土産献上、或は御内書奉書等渡さるゝ時は、右家老登城するに及ばずとの上意により、餘の侍共、順番に出でしといへども、其中に無骨者多く、御城に於て不都合の事ありし故、斯くては如何とて、後には其人を定めて差出せり。之を御城使又は聞番といひしが、其以後諸家共に右の如くになれり。小身の家にては、其役の者を、直に留守居役ともいひ、組合の寄合等は、屋舗の向寄と、又は主人の懇意なる方々の家來申合せ、其仲間七八人或は十人計り宛あつて、寄合の儀も、主人屋敷の内、銘々の居宅長屋へ集り、料理は一汁三菜に定め、汁と菜一つは、是非精進なり。是は主用にて寄合ふ事故に、人々大切の精進日に當ると雖も、不參致させまじき爲なりとぞ。右寄合には、當番の主人より、料理に用ふべき魚鳥酒菓子茶の類、且つ茶坊主料理人迄も遣し、廻状なども、其組々の外へは、決して廻さず、尤も主人の心得になるべき事計り書記し、虚實も知れざる無益の沙汰は之を省く事、豫ての申合なりしが、今は少し異りしといへり。

與力同心等の事

以前は與力といひて、定まりたる名目は無之、一國の旗頭に屬する小將を指して、與力衆といへり。又同心といふは、侍大將に屬して、一隊を備ふる者なり。然れば其時代には、與力・同心、共に駈としたる士の名目なく、今の如きは、豊臣秀吉公の頃に始まり、御當家御治世に至りて、専ら用ひられしならん。

或本に、以前、同心といへるは、士大將に屬して、一隊を備ふる士の號なり。當時に比せば、御番頭御番衆の如し。御當家に至り、其名目替り、諸番頭諸奉行諸物頭、其外にも役々の筋により、與力同心といへるを附けられたり。役柄により、同心計の組もありと。此與力とは、平士の浪人類を召抱へられ、凡そ高百石より二百石計を宛行はれ、其頭々に屬して、輕卒の駈引をする騎馬役の士なり。此輕卒を、同心と稱ふ。各頭與力に隨ふ御先手の類は勿論、其餘の組々にても、弓組鐵炮組あつて、弓鐵炮の卒なり。是れ御當家の御風俗なりと云々。

與力・同心共に新參に抱へられしなり。然れども右組には、希に御譜代の者もありとぞ。同心の御扶持方は、凡十石三人扶持より、七石二人扶持迄の間なりと云々。

家康公御陣場數の事

家康公は、十七歳の御初陣より、大坂の御陣とも、大小の軍四十八度なり。其外御陣の支度し給ひ、御出馬の軍は、限りなしといへり。此中、大合戦といふは、江州姉川・遠州味方ヶ原・參州長篠・尾州長久手・濃州關ヶ原の五ヶ度なるべし。味方ヶ原合戦の外、四度は御勝利なりと。家康公の右手の指三本は、御老後迄、御伸屈御不自由にて、御指の節々、瘤立ちてありしといへり。是は御若年の時より、合戦の前になり、御下知に御采配を以て、鞍の前輪を敲かせらるゝ御癖あり。其時御指の節々より、血の流るゝをも覺え給はずして、御歸陣の後に、御藥を付け給ひ、癒ゆる頃には、又々御出陣にて、例の癖出づる故に、常に御疵の絶ゆる間はなかりしといへり。

家康の五
大合戦

家康公、能容諫不恥下聞之事

家康公、遠州濱松に御在陣の時、或夜、本多佐渡守並に外様の者三人、御用の事あつて御前に召出され、御用相濟み、三人は退出しけるが、中に一人御前に於て、鼻紙袋より、筆記の物一通取出し、自身に夫を差上げければ、是は何ぞと御尋あれば、日頃私の存寄りたる事共、書付け置き申候。憚り乍ら萬に一つも、御心得にもなるべきかと存候故、御覽に入れ奉り候といひければ、夫は奇特なる心入かなと御感なされ、佐渡守は聞きても苦しからず。夫にて讀みて聞かせよと仰せける程に、數々條ありしを、段々讀みけるに、一々條讀み終る毎に、尤もなる事と御挨拶あつて、其筆記の物を此へと取寄せ給ひ、扱是に限らず、向後も存寄りたる事は、少しも遠慮なく申聞かせよと仰ありしかば、御聞届被遊、有難く奉存と申し、御前を立ちけり。其跡に佐渡守残り居りけるが、扱も彼者は、卒爾なる者なり。更に一々條も御用に立ち可申と存する事は、聞え不申候と言上しければ、御手を振はせられ、いやとよ、さし

家康の大

て用に立つ程の事はなけれども、其身相應の思案を盡し、内々書付け置きて、我等に見せんと思ふ志は、何よりも奇特なる事ぞかし。其いふ事用に立たねば、取らぬ迄にてこそあれ。卒爾扱といふ事にはあらず。總て上も下も、吾身の過は知らぬものなり。されども小身なる者は、心易き友達傍輩などあれば、互に身の上に悪事をいひて、吟味もする程に、心付きて更むる事多し。是は小身の益なり。大身なる者は、左様なる儀もなく、家臣所従計りなる故に、大方の事は、尤とならではいはぬにより、我が過を知るべき様なし。是は大身の損といふべし。古より富貴なる者の、國を失ひ家を亡ぼすは、大方は我が過を申聞かする者なく、自身の事を宜しと計り思ふ故なり。然れば我が悪をいひ聞かする者は、大切に思ふべきにあらずやと仰せられしを、本多承り居けるが、或時嫡子上野介に語り聞かせ、上の御思慮の深きにそへ、御仁厚なる事を申し、落涙に及びしを、上野介承り、其人は誰にて、申上げたる事は如何様の儀に御座候やと尋ねければ、佐渡守叱りて、只上の思召の厚きを承るべし。其餘の事、汝聞きて何にかせんと申して、いはざりしとなり。是は、上野介若年にして、

家康公能容諫不恥下聞之事

三七

其人を嘲る心を、佐渡守合點して、押へし心なるべしといへり。

家康公御驕慢なき事

家康公は、大御所と稱し奉りし頃にも、御驕はましまさず、武田信玄の息女賢性院へ謁し給ふに、毎も御上段を御下りありしとかや。又御鷹狩にて、尾州桶狭間、今川義元討死の場を御廻りあれば、御下馬あり。又駿府法體寺の所化、三人連れにて、御鷹野先にて參り逢ひし事ありしが、青々たる一寸の松中に、棟梁の姿あり。聖人も後世恐るべしと宣ひし後、如何なる知識にかならんと仰せられ、御下馬あり。又上杉中納言に御逢ひありし時も、御輿より下り給ひ、御禮儀厚かりしといへり。

秀忠公寛仁大度の事

秀忠公は、關ヶ原合戦の時、真田安房守に支へられ、軍終つて後に、濃州へ出で給ひしにより、家康公御氣色あつて、御持病の寸白發らせ給ふとて、御對面なかりけれ

ば、秀忠公、扱は着陣遅はりし故、御意に背きたりと御推量あつて、迷惑に思召されけるが、幕の外へ御出の時、少しく御落涙あり。此時秀忠公に従ひ奉りし榊原康政・本多忠勝・大久保忠隣・本多正信・酒井備後守忠利を始め、御家人一人も召し給はず、下陣すべしと仰出さる。井伊兵部少輔直政、仰言述べて後に、彼輩に對ひ、中納言様遅く上らせ給ひ、大軍の合戦に御合なかりしは、各迄の不覺なりと、荒けなくいひけれども、家康公の御機嫌を憚りて、返答する者一人もなく、各退出せし所に、酒井忠利は、御前ともいはず、所存を申す者なりしが、兵部少輔が詞を聞きて思ひけるは、秀忠公の御舍弟下野守殿は、井伊が婿なる故、今度の合戦に御後見して、俱に戦功ありしと聞く。是に依りて、直政、妄に秀忠公の遅きを言立て、忠吉朝臣の御手柄を吹聴すると忿を含み、其座に居残りて、兵部殿の先の一言心得難し。如何となれば、中納言様遅く上らせ給ひたるは、仰分けられある事なれば、内府公いかに御機嫌悪しかるべき。然るを若き殿の御憤を憚らず、粗忽の事を申さるゝは、如何なる心中に候やといひければ、兵部少輔冷笑ひて、いうても歸らぬ事ながら、天下の人口に懸らせ

秀忠の寛
仁

給はん事の口惜しきに申すなりといへども、備後守屈服せず、たとひ實の御誤にて、内府公の御機嫌よからずとも、格別の時節なれば、御父子御對面ある様に、貴殿申直すべきを、其量らひなきのみならず、今更無益の批判をいふは、此上にも我等と争ひ、中納言様の御事を悪しく申さば、兵部少輔覺悟せよといひさま進み寄る所を、側にありつる諸士、之を止めたり。井伊が申す所、秀忠公の御身に取つては、御心よからぬ事なり。竝々の御氣質なるに於ては、御不審をも蒙るべき事なるを、露計り惡み給へる御氣色なく、却て彼が身まかりし時は、深く惜ませ給ひけるとぞ。

秀忠公謹嚴の事

秀忠の謹
嚴

秀忠公、駿府二の丸に、一年、一月計り御座しけるに、家康公、阿茶局を召され、大樹は壯年なり、旅住居既に一月なれば、枕席定めて徒然ならん。花が容貌美なり、彼を使にして菓子を持たせ、裏道より遣し、將軍幸せらるゝ様にして心を慰むべし。我が申せしといひなば隔あらん。汝が心得にて、能く量らへと仰せられける。阿茶局、

さぞ候らん。御心の付きたる仰やなと、花に紅粉を飾らせ、粧殊に出立たせ、下女に菓子を持たせ、初夜の頃、裏道より潛に行きけり。豫て阿茶局より、斯くと申したりければ、大樹、上下を召され、花を待ち給ふ所に、頓て妻戸を音信れければ、大樹自ら戸を明け給ひ、花を上座に置き、菓子を戴き手を突き、御返答を仰せられ、花疾く歸れよと、先に立たせられ、戸口迄送り給ひ、威儀正しく、言詞嚴なるにより、花は顔ばせを赤め立歸りて、其形勢を阿茶局に語れば、家康公之を聞き給ひ、將軍元より律儀第一の人なり、我れ梯しても、及ぶ所にあらずと仰せられけるとぞ。

家光公御治世の事

大坂御陣の後も、猶戰國の遺風多きを以て、秀忠公御治世の時は、大名參勤の註進に任せ、品川千住口へ、老臣を上使として遣されたり。尤其家柄により、一段も輕き役人を、上使となさしめ給へり。是は格式を重んぜらるゝ諸侯杯は、何日に着府といへる事を聞召され、御鷹野がけに、品川千住筋へ成らせられ、直に參勤を勞ら

家光の智略

ひ給ひしが、御作法の一つの様になりしといへり。然るに家光公、御代を繼がせ給ひし時、諸侯の面々を、悉く御城へ招かせられ、東照宮の天下御草創は、各の助力を以て平均に及び、台徳公は、同じく同僚の事なれば、各を客人の如くに會釋し、參勸の刻も、品川或は千住口迄、使をも差出せり。予は申さば、生れ乍らの天下にして、今迄の格式とは替るべき事なれば、向後は各も、譜代の大名同前の趣になすべし。夫とも何れも會得なくば、如何様とも了簡あるべし。在所へ暇の節、三年迄罷在るは苦しからず。其間に篤と考へ、思立たる事あらば、勝手次第になさるべし。併し乍ら參府の節、屋敷迄は使を遣すべしと仰ありければ、各あつと平伏しけり。之を見給ひ座を御立あつて後、御一人、座にありて、右諸侯の面々を、一人宛召出され、御腰物を被下けるが、頂戴する時に及び、直に夫にて身を檢めらるべしと上意あり。依之何れも拜見せられける。家光公は、御丸腰にて、膝差合せられ、御座ありしとなり。或説に、將軍家御長久の事は、御三代の御智深く、御徳の然らしむる所なり。東照宮。大猷院殿の御事は、諸録に顯す。台徳公の御文は、屢感入録に載せる所なり云々。

福島左衛門大夫正則の事

福島左衛門大夫正則は、諸將の中にて、殊の外物狂はしき人なり。獵より歸つて口を嗽がす、食物の中に砂ありといひ、料理人を誅せし事、度々なり。剩へ其首を脇差に貫き、くるくると廻し、興せし事もありとかや。されども思ひの外なる義もあり。或日一門衆聚り酒宴の時、正則の愛せし何某とかいひし小姓、懷より菓子を三つ四つ墜したり。正則之を見て大に怒り、彼者を引寄せ、左の手に頭髮を握り、右の手に刀を抜持ちて、小姓の股を刺しければ、血夥しく流れけれども、渠少しも動かずして、始の如く給仕せり。孰れも、福島が氣質を知れる故に、終に死罪に及ばん事を惜み、片脇へ引退け、申分もあるやと尋ねれども、一向に物をいはざるにより、侍の子たる者の、何として斯く卑劣なる事をなしぞ。身は死罪に及ぶとも力なし。死しても父兄弟迄の頬汚しぞといひければ、小姓之を聞きて、申すべき事も候へども、人の命を取らん事の本意ならず。其人の命を申贖ひ給はし、仔細を語るべし。某が

命は、免さるべきにあらず、一河の名下なごねと仰せらるゝ事の口惜しさに、申されずといふに依つて、孰れも誓つて曰、其方の事は力に及ばじ。此儀に付いて、外の人の命は、我々が命にかけて救はんと申せば、其時小姓、彼人も殿様の御家中なる若き者なるが、某に戀焦れ、數十通の文を賜はれども、殿様の御座をも汚す身なれば、取上げてさへ見申さぬ所に、三ヶ年が程、日々に文を贈れる心の切なるに愛で、或時披き見て其志を感じ、不圖返事せし後、彼者愈々堪へ兼ね、虚勞の様に煩ふと聞けり。我れ故、人の命を失はん事の笑止さに、如何にもして、一度逢ひ見んと思へども、出づれば殿の御傍にあり、歸れば寄合部屋にて、仲間の目も忍び難く、下部屋にてなりとも逢ふべしと存じ、彼男を番葛籠へ入れさせ、一日以前に取寄せ候。然れども折悪しく、三日三夜の御酒宴にて、致方なき上に、彼者の飢ゑん事の痛はしさに、此菓子なりとも遣さんと懐中せし所、運盡き、御前に於て取落せり。願はくは彼葛籠を、何の故なく下して給はり候へ。某が命を惜むべき様なしといひける。一門の輩、之を聞きて正則に對ひ、彼小姓の命を乞ふとも、福島承引せざるは必定せり。彼が菓

子を盗みし事は、卑劣なる所爲ならねば、せめて死後の恥辱を救ひ取らせんと、事の始末を語りければ、正則機嫌直り、我が側に召仕ふ者程あつて、卑劣の業はなさざりき。戀ふる男に逢はんとせしは、我目を盲すに似たれども、少人を立つる身の、わりなくいはれ、さ思ひつるも、深く咎むべきにあらず。其上今日の様子、流石に某が目鏡も違はざるやうに覺えたれば、渠が死罪を免すなり。又渠に心を懸けたる奴も、某が氣質は知りたらんに、是非に逢はんといふも、用に立つべき者なれば、彼世倅を戀ひたる男に遣すべしとて、大方ならぬ機嫌なりけるとぞ。

加藤肥後守清正の事

加藤肥後守清正は、武勇のみにもあらず、能く人を使はれけるにや、其家來に、飯田覺兵衛といへる武功の者あり。

或本に、飯田覺兵衛は、始め角兵衛と書きけるが、朝鮮征伐の時、手柄ありしにより、秀吉公の命により、覺の字になしける。是は文祿二年の事なるべし。

別記に、秀吉公より、加藤清正へ遣されたる感狀に、

今度牧使が居城晋州、總軍勢を以て責崩す刻、其方事名譽の龜甲を仕出し、石垣はね崩し、一番乗仕段、粉骨之至也。其上家來森儀太夫、飯田角兵衛、無比類、勳不可勝計候。即爲褒美、正宗之刀被遣候。總而清正事、今度高麗おらんかい表おく高麗傳奏館かせん等方々之勳、無油斷入精候。歸朝之上、可被加御恩地候。儀太夫義字、角兵衛覺字、可爲右之文字。能々可抽忠候。猶淺野長束可申候也。

七月三日

秀吉

加藤主計頭どの

加藤氏滅亡の後、京へ引込みて、再び奉公もせず居たりける時の物語に、我が一生は、清正にだまされたり。最初、武邊を仕りたる時、其場を立去つて見たれば、我と同じき傍輩、皆々鐵炮に中り、或は矢に中りて死したり。扱々危き事かな、最早、是限りにして、武士の奉公を止むべしと思ひ、歸ると否や、其儘、扱も今日の勳は、神妙いは

ん方なしとして、腰の物を給はる。斯の如く思ふ事毎度なるに、時節を遁さず、陣羽織或は加増感狀を與へられし故、諸傍輩も羨みて、讚歎するにより、夫に引かれて引込む事もならず、侍大將といはるゝ程になりたり。一生清正にだまされて、我が本意を失ひたりと、申せしとなり。

淺野紀伊守幸長の事

石川五右衛門といへる盜賊は、大小名庶士群參の日、大坂並に聚樂の營中に紛れ入り、諸席に置ける重代の寶刀、或は銳利の良刀を、己が鉛刀に代へて帶し、退き出づる故、心ならず墮弱の汚名を被り、牙を嗑んで憤る輩數多なりしを、淺野幸長考へ量り、御玄關にて、刀を從者に遣し、短刀計りにて營中へ登れり。衆人其才智を嘆美し、是に倣ひ、皆家從に持たせしにより、石川が一計絶えて、其後營中に紛れ入る事なく、是よりして、士風となりしとぞ。

或説に、石川は、盜賊の張本にて、暴惡の事多かりける。爰に京師松原通新町の

西に、筆師何某は、五右衛門が茶の友なりしに、命あつて召捕ふべき旨仰付けられける故、彼者計りて茶會に託し、我家へ賤し寄せ生捕れり。依之世に釜煮の刑に行はれしといひ傳へたり。彼筆師の家は、近來迄ありしが、刑罪人、茶水等を乞ふ時は、出せる例なりとぞ。

別記に、七條釜が淵といへるを、石川が刑に遭へる地とするは、妄説なり。是は融大臣の川原院潮釜の事により、此名ありと云々。

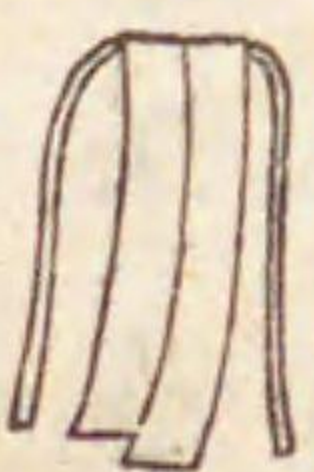
或本に、石川は、文祿元壬辰年、秀吉公の命により、其子並に伴類十一人、極刑に處せられしと云々。

細川越中守忠興の事

秀忠公の御所望にて、細川越中守忠興より、御召の御冑一頭を獻せられたり。角頭巾にて、屹と立ちたる形なり。其冑を、土井大炊頭利勝、披露せり。秀忠公の御意に入り御感斜ならざりき。則ち越中守を御前に召され、種々御褒美あり。時に御冑に、

練くりの打緒を、忍の緒に付けたるにより、土井利勝申すは、忍の緒には、麻布の組紐が宜しきと聞召し及ばれたり。此打緒が能く候やと申しければ、其時越中守、懷中より桐の箱を取出し、其中に麻布の忍の緒を入れたるを取出し、大炊頭に向つて、打緒を付け候は、御祝儀迄に御座候。是は御肌に付け候物故、別に仕り置き、只今御前にて附直し申候といひければ、秀忠公御機嫌なりしといへり。此冑は、大坂御陣にも召れしとぞ。

細川越中守忠興は、軍用の利を考へて、下帯を割り、下帯と名付けて、中を豎に割りて並べ合せ、前にて結ぶ様にせられし。



此如。是は具足を着たる時、常の下帯は後にて結び、不勝手なる故なり。世に越中犢鼻褌といへる是なり。

細川越中守忠興、後に松向庵三齋といへり。茶道を好まれしが、茶器を多く貯へられしや、寛永年中、幕下の寵臣堀田加賀守正盛之を聞き、細川の宅に詣り、名器を見ん事を思ひ、人を以て告げけるを、三齋諾せられし故、正盛則ち細川の宅へ行かれし所、家藏の武器十種計りを出し、堀田に見せられける。正盛案に相違して、之を見乍ら、心に悦ばずして歸り、其後、或人、三齋に向ひ、加州は茶道を好まる、事、翁の

知る所なり。然るを何ぞ茶器を見せられざるやと尋ねければ、則ち答へて、武將、武將に會し、器物を見んと請ふ。豈他の器を見する事あらんやといはれけるとぞ。

加藤左馬助嘉明の事

加藤左馬助の家には、老若とも、帯を後に結ぶ事は法度にて、前の方の脇にて結びけるとぞ。是は急事の折柄、帯の解くる事あり。後にては結び難し。横にて結ぶ時は、走り乍らも結ばるゝ故なり。又家中の士、具足冑を着すれば、戰場に於て、見知り難き物なりとて、一家中の具足冑前立物迄、屏風の畫に書かせ、絨毛以下少しも違はざる様に、極彩色に致させ、其姓名を記し、會津の城中の廣間の番所より書院迄、屏風何雙も立置き、諸士互に之を見知るやうにせられたり。若し誰にても具足を緘し直すか、何にても品の替る事あらば、役人迄之を届くる時は、畫師彼士の許へ行き、委く見届けて、最前の畫を書直せしといへり。

加藤左馬助の曰、氣先の勇なる者は、目を驚かす程の働をなすと雖も、詰めたる武

功は、律儀なる者にあり。敵地の中に、援なき孤城を守りて、屈撓の心なく、主人の威名衰へて、皆一心を懷くとも、一人節を正して遷らざる、此等は律儀なる者ならでは難しと覺ゆ。又諛者は、一旦拔群の勇ありとも、恃むべからず。諛つて寵を偷み、祿を得て後指を指されんとは、己れも能く之を知りて自ら欺くは、恥を省みぬ者なり。恥を省みぬ者は、主人を殺しても、自ら利する事をなすべし。偽と貪とは品變れども、心の落着は同類なるべし。近來武名を賣るの渡り者、根本の忠義は少しと見えたり。爰に高知を興へて、家の飾とするの説ありと雖も、良將は却て其家を薄く思ふべし。如何となれば、虎の實に勝る故なりといはれしとかや。

秀吉公の師、朝鮮を撃つ時に、唐島に番船を置きて之を守れり。藤堂和泉守此時は佐渡守と稱

せ高虎、密に夜に紛れ、敵の小船二三艘を乗取りたり。其明日大に戦ふ。加藤左馬助は、前夜藤堂に越されたるを憤り、家來塙團右衛門に手段をいひ含め、斥候船を遣せり。團右衛門頻に進んで歸らざる所に、嘉明は怒れる體にて、何とて軍法を破るぞ。あれ制せよと聲々に呼懸け、扇を揚げて招くと雖も、豫ての謀なれば、團右

衛門は後をも省みざる故、左馬助自身、早船に取乗つて、止れ〜と追つて行く。加藤の兵は一同に押出し、大船多く乗取り、其日の高名、諸將に勝りたり。奉行横目、此合戦の次第を、秀吉公へ註進に及ぶ時、高虎が曰、船軍の先登は我なり。誰か共に争ふべきや。只某、群を放れたりと書記されよと申しければ、左馬助、押鎮めて、我れ今日の戦は、衆人の見る所に候。深夜敵の熟睡したる隙を窺ひて、少しく利を得られたれども、寢首を搔きたるに同じ。夜と晝とは異なり、小と大と豈同じからんや。御邊の働、今日に於ては、梯しても我には及ばれまじきものと、冷笑ひて居られければ、高虎大に怒り、佩刀を抜いて切らんとす。其座に在合ふ人々、藤堂を押止めたり。此時加藤は片膝を立て、柱に倚つて、色をも變せず、貌をも動かさず、大薙刀の刃の外れたるが如く、見苦しき仕方かな。人そばへして取亂せるが丈夫の業かと、最も躁がぬ體なり。之を見る者、其器量似も似すと、嘉明を感稱せり。

別記に、抑左馬助が祖父は、加氣中務と稱し、參州加氣の郷主たり。其子加藤三之丞廣明といへるは、家康公に奉仕せしが、永祿六年、一向宗の徒蜂起の時、彼三之丞も一揆に興し、家康公へ敵對せり。同七年、賊徒、家康公に挫かれし時に、此三之丞も、遊客の身となり、或は武者修行に出夫より將軍義昭公に屬して、戦功を勵てしといへりまれ、其後、信長公秀吉公に仕へたりといへり。

黒田筑前守長政の事

黒田筑前守長政、常々人に語られしは、我れ十四歳、松千代といひし頃より、手を下したる手柄、度々に及べども、父如水に高名ありし故、人之を稱美せず。淺野幸長は、天下の上下、勇者と譽むる、是は父彈正、分別才覺は勝れたれども、さばかり武邊のなき故と申されしとなり。又小濱甫庵が太閤記を作れる時、諸家より書付を遣して、其家々の武名を書入るべしとあるにより、黒田家の老臣等之を聞傳へ、御祖父以來の御武功、當時天下に隠れなしと雖も、後に至つては、埋もる事も計り難し。幸に此節甫庵に託して、義昭公・信長公・秀吉公より賜はりし數多の御感狀、其外異國本朝にて、隠れなき御武功を、書物に著し給ひ候へかすと申しけれども、長政更

に承引なく、凡そ將士の武功を立つるは、君の爲にして、私の名を求むる計にあらず。殊更太平の代となりては、武を隠すが本意なりと聞けり。今此設は無用なりとて、遂に甫庵に書付を渡されざる故、彼太閤記に、黒田家の武功は、多く漏らしたりといへり。

或本に、長政の父如水は、慶長九甲辰年三月廿四日(二十)六(五)十九歳にして、伏見に於て卒去なり。法名龍光院如水圓清大居士といふ。大徳寺塔頭龍光院に葬るといへり。其以前に、息長政へ、世上に、親より

勝りたる子はなしと雖も、其方は、我れに生れ勝れる所五つあり。第一、我は信長公・秀吉公の御意に違ひ、三度迄髪を剃りて逼塞せり。其方は秀吉公と、將軍御父子の御意に入りて、御前を宜しく仕成したり。第二、我は一生十二萬石なり、其方は五十萬石迄取上げたり。第三に、我は手にかけたる働なし。其方は自身の働あつて、直の高名七八度あり。我は漸く兩度せり。第四、我は分別なし。其方は分別者なり。第五に、我は其方一人の子を持ちたり。其方は右衛門佐忠之と諱す・甲斐守長興と諱す・千之助三人迄男子あり。是等は皆我に勝れる所なり。然れども我れ又其方に

生れ勝れる事二つあり。我死なば、十二萬石の勢は申すに及ばず、其方の家中も、如水存生ならば、何の幸か是に勝らんといひて歎くべし。其方死して、我れ後れたらば、逆乍ら如水の居らるれば、苦しからずと力を落す者あるまじ。人の思付く所は、我に及ばず。是れ其人の遣ひ様悪しき故なれば嗜むべし。又我は、博奕が上手なり。其仔細は、關ヶ原合戦の時、前將軍と治部と、百日手間取らば筑紫より切つて上り、勝相撲に入りて天下を取るべし。其時は、祕藏寵愛の一子なれども捨殺し、一博奕せんと思ひしなり。天下を望む者は、親や子を顧みはならず。斯る博奕は、中々我に及ぶまじと申されければ、聞く者舌を振ひしとかや。又秀忠公も、始は如水を、今の世の張良なりと宣ひ、其智計を取り用ひ給ひしが、後は夫を忘れ給ひ、其上大國をも賜はらざる故に、如水は、其機を見て、早く隱居の身となり剃髮せしは、家を保つ道を知れりとなすべしと云々。

或本に、黒田如水、死する三四日計り以前に、諸臣を罵り辱しむる事甚し。皆驚きて、病氣重く、殊に亂心の體なり。外に諫むべき人なしとて、息筑前守父に近づ

き、密に諸臣恐れ憂ふ。ゆるやかにし給へと申せば、如水、筑前守が耳に口を寄せ小聲になつて、是れ汝が爲なり、亂心にあらず。諸士に飽かれて、早く其方を代りになれかしと、思はせん謀なりと申せしと云々。是れ實説なりや。

伊達陸奥守政宗の事

秀吉公、小田原進發の時に、伊達陸奥守此時は左京大夫と稱す政宗、參陣なかりけるにより、秀吉公、甚だ怒り給ひけるを、政宗聞きて、小田原陣に至り、中村一氏に付いて、某は、關白殿の御門下に、必ず馬を繋ぐべき筋目なし。依之頃日、日和を見て居候所に、北條亡びて後に、奥州へ御發向あるべき風聞承る。然るに於ては、必定防戰危からんと存候により、日に繼ぎて馳せ參りたり。昔頼朝卿、廣常の遲參を咎め給ひしやうに御氣色あるは、迷惑なりといはれければ、秀吉公御笑ひあつて、政宗は、ありの儘なる者なりとて、其罪を免されたり。然るに其年の冬、奥州九戸に一揆起り、政宗も、其方人かたうぢたる聞えあるにより、秀吉公、政宗を悪ませられ、急ぎ上洛すべしと仰あり。

政宗承り、某程の者が、礫にかゝる時、竝々にては口惜しとて、金銀にてだみたる礫柱を、眞先に持たせて上京せり。其頃秀吉公は、伏見の城地を見て御座しけるが、政宗の上洛を聞召され、是へ來るべしと仰ありしにより、伏見へ參向せられければ、御側へ招き給ひ、其日使ひ給へる御杖或は扇子にて、政宗が首を押へ、其方上洛せざるに於ては、斯様に申付くべしと思ひし所、速に馳上りたる上は、免すべしと仰せられければ、政宗畏りて、御前を退出せしといへり。伊達政宗は、奥州に住める人なれば、萬事無骨なるべきに、少しく文學を好み、和歌にも心を寄せられたり。故に後西院帝の撰ませ給ひし歌仙の中、關路雪といへる題にて、

さゝすとて誰かは越えん逢坂の雪に隣の近き山里

と詠まれたり。又政宗、一年、將軍家光公の供奉にて、上洛ありける時、東福寺大雄庵の住持入院せり。政宗は、彼寺の檀那なる故、辻固めを出せしを、建仁寺の熊長老細川幽齋の甥なりと聞かれて、

今日をはれと檀那伊達して政宗が辻片目をや光らかすらんと戯歌を詠まれける。是は政宗が片眼なるに依つてなり。政宗此歌を聞傳へられしが、

ともすれば吾名におひの固めをも光らかす身のかゝる迷惑

と詠まれし。又本願寺の東臺院殿、政宗を招請し、飯後に囃子の興行あり。政宗、彼番組を見て、杜若の太鼓は、我等打つべしといはるゝにより、人皆覺束なく思ひ、眉を擧めけるに、彼太鼓に導かれ、序破急節に協ひければ、東臺院殿驚きて、陸奥守は、太鼓功者なりとありければ、政宗曰、杜若の白囃子、其外、獅子娘捨の祕曲なりとも、打ち申すべき覺悟に候。猿樂師は、某が片撥にも足らず。さり乍ら細川幽齋は、太鼓に限らず多藝なりしが、一生自慢せざりし人なり。然るに我等が今の放言は、人柄も太鼓も、幽齋に劣れる故なりと、いはれしとなり。

伊達政宗、江戸の御城に於て、天下の元老酒井讃岐守忠勝に立向ひ、讃岐殿、角力を一番参らうといひければ、忠勝、興がる事と思はれるが、公用あつて退出せり。重

ねての事と辭せられしを、政宗無手と組付かれければ、讃岐守も、是非なく角力の戯をなせり。諸大名列座の前にて、兩將の勝負を競ふ事なれば、殊更晴なる見物なり。時に井伊掃部頭直孝進み出で、若しや讃岐守殿負けられては、御譜代の名折れなれば、我等、關角力に出でて、中納言殿を投げん事、手間取らずといはれるが、忠勝は、強力の人なるに依つて、政宗を大腰にかけて投げられければ、政宗むくくと起返り、肩衣の皺になりしを直し、御邊は、思の外角力の上手かなと、褒美せられしなり。伊達政宗、或時鷹狩に出でられ、芝の上に晝寐して居られし所、俄に雨降りける故、近臣政宗を起しければ、傍に置かれたる刀を抜いて、追蒐けられければ、近臣立歸り、手を突いて、君臣の禮是迄なり。去來御手に掛けらるべしといひければ、汝を斬らんと爲にあらず、此刀を遣さん爲に、追蒐けたりといはれしとぞ。政宗、終に寛永十三年五月に逝去なり。一本時に七十
五歳とあり。辭世に、

開二眼一向閻王 曰我是奥州守

と作られたり。奥州松島山瑞巖寺に葬り、瑞巖寺貞山利公と謚せしとなり。

淺野但馬守長晟の事

江城石垣普請を、淺野但馬守長晟へ仰付けられたる所、町場深泥なるにより、大木を底に敷きたれども、普請半に石垣崩れたり。淺野家の身上危かるべしと、人口聒し。依之舍弟采女正長重、兄長晟に對し、普請奉行に腹切らせ、公儀へ陳謝し給へと諫めけれども、但馬守之を諾せず。長重、屢諫めて曰、御爲を存すれども、用ひられずといひて、恨むる色あり。長晟、徐に之を諭して曰、我れ淺野左衛門佐に令して名代とす。普請奉行は、左衛門佐が下知を受くれば、石垣の崩れたる事、其罪普請奉行一人にあらず。罪あらば先づ我に歸し、其次は左衛門佐なり。身の難を免れんとて、罪なきを戮する事は不義なり。我れ之を見るに忍びず。其方斯の如きの心なるが故に、庶を以て、嫡を纂はん事を畏る。義は、上下共に、武士の守る所なり。義を捨て利を取るは、商賈の風なり。今試みに武士を指して、商賈の風ありといはゞ、必ず怒りて惡聲を復し、猶止まらざる時は、相刃殺せん。其名を外に恥ぢ

て、其實を、内に省みざらんやと申せば、長重、應ふるに詞なかりけるとかや。

藤堂和泉守高虎の事

藤堂和泉守^{本書に佐渡守}高虎、或時一つの箱を造つて書院に置き、領國伊賀伊勢兩國の士に、殉死せんと欲する者は、姓名を記して此箱に入れよとありければ、簡を入れたる者四十餘人あり。其後駿府に於ても、亦斯の如くせしに、三十餘人あり。高虎此簡を持つて登城し、臣が家人、皆斯様に候。然れば拙者子孫の代迄も、御先を承らん時、御用立申す者共に候。願はくは上意を以て、差止め申度候といひて、家康公へ御覽に入れ、宿所に歸りて申すは、斯く思ひ入りたる上は、殉死も同じ事なり。公の嚴命背き難し。必ず思止まれと堅く制せし所に、一人右の腕に手を負ひて、不具なる者あり。拙者は斯る身に候間、別儀を以て、御免を蒙るべしといへり。家康公、此事を聞召され、高虎は世々の先手なり。然るを下知に忤きて、強ひて殉死せんといへば、御先手を取上げらるべしとの上意により、彼者此上はとて、止まる心

になりしとぞ。藤堂家の先手は、此に於て定まれりとかや。又或時和泉守、家康公の御座所、障子を隔て、土井大炊頭利勝に對し、臣既に年老いたり。粹大學頭不肖なり、御大切の地に御座候間、我等死後は、速に國替を仰付けられて、然るべう候と語りける。利勝、此趣を言上せしに、家康公高虎を召され、其所以を御尋ありし所に、高虎言上に、伊賀は上國にて、而も國人勇氣あり。船に乗りて大和川を下り候時は、夜中に人知れず大坂に到り候。又勢州は、近江山城に隣り、大坂へ師を出すに便ある地に候。斯る國を、不肖の子に傳ふる事は、心元なく存奉り候間、上意を承つて死せば、安堵仕るべしと申し、國の繪圖を獻じけるを、家康公具に御覽じ、是れ他人を封すべき國にあらず。彼の殉死せんといひし、二心なき者共に守らせなば、何ぞ思を勞する事あらん。代々、伊賀を易ふべからずと、仰せられけるとぞ。

大久保相模守忠隣の事

家康公、御嗣を立てられんと思召す頃、井伊兵部少輔直政、本多中務少輔忠勝、柳原

式部大輔康政、本多佐渡守正信、大久保相模守忠隣、平岩主計頭親吉の六人を召され、御公達數多まします中に、何れをか御家を繼がせ給ふべきや、御器量を相量り、言上すべしと仰出されける。大切の御内意なるを以て、御前を退き評議をなし、重ねて御請仕るべしと願ひければ、家康公、御許容ありしにより、各次の座へ出でて相談せしが、正信は、結城秀康卿を、御世繼になして然るべしと、其御威光の雙なき事を語る。忠隣は、秀忠公の御器量を稱し、彼君ならではと、強ひて争ふ。直政、忠勝親吉は、忠吉朝臣の武勇を譽め、詮議區々なるにより、此上は、御前の思召に任すべしと、各所存を言上せり。時に大久保諫め奉るは、秀康公は、故太閤の仰に依り、結城を繼がせ給へる上は、秀忠公、御家を繼がせ給はん事勿論なり。殊更、彼君は、寛仁大度の御氣象あり。忠吉君は、武勇の御譽はさる事乍ら、亂世に在つては宜しきと雖も、世靜まり順に守りて、國家を平治するには、必ず文武兼備の徳に歸すべし。然るを御寵愛に惑はされ給ひ、文武の徳を兼備へられし君を廢し給はば、外様の大名より、御家人に至る迄、秀忠公を慕ひ奉り、御家の行末も危からん。此大事に詫言

けて、若し御最員を申上ぐるに於ては、忽ち神罰を蒙るべしとて、荒けなき誓言を加へ、憚る所なく申しければ、榊原も此時は、大久保と同意になり、相模守が申す所、道理ことわりにやと言上しけれども、家康公は、忠吉朝臣に譲らんとや思召されけん、御氣色あつて、御座を立たせ給へり。而して一兩日過ぎ、又六人の輩を召され、相模が申す所、御許容あるべしと仰出されけるとぞ。

成瀬隼人正正成の事

尾州長久手の戦に、成瀬隼人正此時は、十七歳なりしが、敵軍に乗込み冑首を取り、家康公の御覽に入れければ、汝は勇士なり、旗本の兵寡し。先づ此を守れと仰せられける故、御馬の先にあつて、息をつぐ所に、先手の辟易するを見て、駈出さんとするを、馬取轡を執らへて曰、既に功名を遂げ給へり。然るを敵の中に入り命を亡し、何の益の候ぞやといひければ、正成大に怒り罵ると雖も、手を放たぬ故、刀を抜き、てむね打し、小利を貪り大義を失ふは、武士の道か。今日の戦は、敵破れ陣陥り、

逃ぐるを追詰めて後に止むべし。名も知れぬ首一つに身を顧みんやと、鞭打てどもあふれども、猶放たず。此時家康公は、三十間計りを隔てられ、御覽ありけるが、味方足のため兼ねたり。壯士の死戦すべき所は爰ぞ。只其志に任せよと仰せられければ、馬取、此時轡を放てば、成瀬は眞一文字に乗入れ、又冑首を獲て、東西を馳せ廻り、味方を恥かしめ、君間近く、進退剛怯を御覽せらるゝに、黒くも逃走り、何面目あつて後人に見えんやと、正成に勵まされ、引色なる者も踏止り、進む者は愈勇めり。然るに其年の暮、根來衆五十人を預け給ひぬ。成瀬が長久手の働は、軍功の士にも愧づべからずと感じ仰せらる。徳川家に於て、十七歳にして將となりたるは、正成一人計りなりとぞ。

安藤帶刀直次の事

家康公、召使はれたる人へ、一萬石宛賜はりたる中に、安藤帶刀直次のみ、横須賀五千石を、一萬石かと思召して遣されしが、十年計も過ぎて、成瀬安藤等御前に伺公

せし時、汝等一萬石の仕置は、如何するぞと御尋ありければ、隼人正が曰、臣等は皆一萬石を賜はる。帶刀は只五千石を下し置かると申上げければ、家康公驚き給ひ、予、横須賀を以て、實に一萬石と思へり。兩人共に扈從勤仕して武功を累ね、與ふる所の祿なれば、何ぞ多少を分たんや。然るを安藤、色にも顯はさず、詞にも出さずして今日に至る。篤厚の至極、忠義の誠と謂ふべしとて、五千石の米穀を積み、一度に下されける故に、直次が家豊饒しけるとぞ。

家康公、安藤帶刀を、頼宣卿に傳たらしめんと仰付けられし時に、安藤、命に應せざりき。公、土井大炊頭利勝を召され、帶刀は、切腹の罪を、兩度迄免し置きたり。其恩を思ひなば、否とはいふまじ。早くも忘れたる者かな。汝斯くいへと上意ありける。利勝不審乍ら、爾々の上意あり、如何思ひ當る事ありやと申達しければ、直次一言にも及ばず、御請申せしとなり。是は帶刀壯歳の時、家康公の愛童井伊萬千代後に兵部少輔直政といふに、忍びて情を通ずる事二度あり。一度は、寢道具の葛籠に入れて還せり。一度は、心靜に語り居ける時、家康公來り給へり。萬千代、戸口に出向ひ、今宵は障

る事候間、不奉入といひ、戸を閉ぢければ、公、其體を見給ひ、何ぞ顔色の厲しきやと宣ひて、歸り給ひけるとぞ。

安藤帶刀直次を、頼宣卿へ傳たらしめらるゝ時、二心あるべからざる旨を載せて、誓紙を書かせられんとす。直次色を變じて曰、誓紙を書くべき道理なし。萬一若君御謀叛の御心あらば、誓紙なくとも、臣強ひて諫め申すべし。尤も身の利害をも顧みるべからず。諫めて若し聽き給はずば、誓紙ありとも主命に従ひ、白首に冑を載せ、臣先鋒たらん。何の爲に誓紙を用ひんやといひて、終に書かざりけるとぞ。

本多佐渡守正信の事

慶長五庚子年九月、奥平美作守信昌へ、京都の所司代を仰付けられたり。是れ徳川家より立てられし始なり。彼代りの者を、本多佐渡守正信へ御相談ありしに、板倉四郎右衛門後伊賀守と稱すを推舉せり。板倉其頃は、漸く五百石一本に千五百石とありを領し、江府の奉行たり。公の仰に、如何程加増して然るべからんと上意あり。時に正信、二萬石に

なされて宜しかるべしと、言上しければ、公開召し。夫は餘り過分たるべしと仰ありければ、本多重ねて、左様なくては、京都は壓へ難く御座候はんと、頻に執成し申上ぐるにより、其議に随ひ給ひけるとぞ。

小金一本は、御鷹場にして置かれけるが、冬枯の野鳥、大に田畑を荒し、麥苗を食みける由、青山大藏内藤修理亮聞付けて、此方の御鷹場にあらねども、御父子の間なれば、苦しかるまじと、餌指共へ下知して、御臺所入用の鳥を取らせけるを、百姓共立腹し、家康公、駿府より來らせ給ふ時、餌指共の仕方の、御目に止まるやうに構へて荒せり。家康公御覽じて、忿らせ給ひ、誰が所爲なるぞと、御尋ありければ、青山大藏内藤修理亮が、申付けたる由を言上しけり。公、殊の外御氣色あつて、愈、渠等が仕業なるか、但將軍の申付かと、甚だ御不興の様子を、秀忠公聞かせられ、御難儀に思召し、阿茶局を以て、御機嫌を伺はれけれども、御前にも召されざりし故に、先づ青山内藤が職を召放ち追籠められ、扱本多佐渡守へ談じ給ひければ、正信承り、某に御任せあるべしと申し、本多は夫より、小金の御狩場へ參りける。正信、御機嫌

本多正信
の機智

伺に罷越したる儀、御聞に達せし故、則ち召出され、寒氣の時分大儀なり。何事にて來りしやと御尋ありければ、正信其時、數年御膝元にて、御奉公申せし身の、何の科にか將軍様へ附けられ、始終は切腹も仰付けらるべきか。願はくは老後の思出に、駿府へ歸參仕りたし。此段を歎き奉らん爲に參り候と、申上げければ、家康公聞召され、何とて左様に申すぞと尋ね給ひければ、佐渡守、其時、將軍様には、御前を恐れさせ給ふ事、いふ計りなし。今度も、御鷹野の御機嫌宜しき様にと思召さるるを、知らぬ百姓共が悪様に申成し、御不審の段を、將軍様聞召され、大に畏れ給ひ、科もなき用人共を追籠め置かれ、御機嫌の様子により、急度仰付けらるべしとの儀を、某等に御相談なされ候。御父子様の間、させる事にも候はず、又渠等が私の用事にも無之、況して此事を、達つて申付けし事にも候はず。斯る聊の事にさへ、以の外に恐れ給ふ。毎事諫め奉る某等は、申刺にや仰付けられんかと、恐しく奉存由申しければ、家康公は御心忽に解けて、大樹には、左程に思ひ給ふか。よしよし其者共を召出すべし。江戸の事は、愈、汝を頼むぞと仰を蒙り、正信は歸れり。

之に依つて青山大藏内藤修理亮が閉門も御免ありけり。然れども此時よりして、右の兩人をば、營中へは召し給はざりけりといへり。

板倉伊賀守勝重の事

板倉伊賀守、多年所司代を相勤め、齡傾きて、頻に職を辭しけれども、將軍家より、今暫く相勤むべし、汝に替りて、此職を勤むべき人なしと仰せられて、更に御免なし。勝重、尙も辭する事止まざるにより、さらば汝に代るべき人を選んで進めよ。未だ其人を得ずと仰下さる。勝重答へて、京都に罷在りて、多くの御家人の事を、争で存じ候べき。是程の人の中に、などかなかるべき。よく人々に御尋あるべきにて候。さり乍ら尙も薦め申せと侍らんには、忤周防守は、密男の首などを切るべき者には候はず。若し彼を以て、跡役に遣さるべく候やと申せば、將軍家大に悦ばせ給ひ、勝重御免を蒙りて、周防守重宗を召され、所司代に補せられけり。時に重宗辭し申しければ、子を知る事、父に如かずといふ事あり。汝が父の薦めなれば、辭する事

板倉勝重
の誠忠

勿れと仰下さるゝにより、力及ばず、承りて、歎き々父に向ひ、某争で此職に堪へ候べき、情なくも御推舉に預かり候ものかなと、恨みかこてり。勝重笑ひて、おことは世話を知り給はぬよな。爆火を子に拂ふとは、父が事にて候と申せしとぞ。板倉伊賀守、或時家光公へ、藁履一足を作りて獻れり。是は東照君の軍陣には、斯の如きが宜しと上意ありし藁履に候。習ひ得て、自身作りて献上仕候。若し御用に御座候は、如何程も調進仕るべしと申せり。是は家康公も、御小身の時は、斯る鄙事をも御存あつて、業を肇め、天下の主とならせ給へば、篤恭して天下を治め給ふ。君も下々の事迄、能く知召さでは叶はぬ儀ぞといはずして、諫め奉る心なるべしとぞ。右二條を一説、周防守の事とするは誤なるべし。

板倉周防守重宗の事

牛込忠左衛門、後に時樂軒、御目附役仰付けられし時に、板倉周防守重宗へ、風聽に行きし所、折節在宿にて對面せられたり。時に忠左衛門、不調法なる拙者へ、御目附役仰

板倉周防守重宗の事

付けられ、難有奉存候。之に依つて参り候由を述べければ、重宗聞きて、一段目出度事に候。御自分の不調法を、必ず御隠あるまじく候。若し不調法を飾られ候へば、下に立つ役人に、迷惑する者多きものに候。自分の不調法を不調法に立て、勤められなば、御上には、人多く之ある故、御役御免なされ、其器に當りたる人へ、仰付けられ候。必ず其心得あるべき由申されければ、忠左衛門が曰、忝き御意見に御座候。只今の御言葉を、吾等心にかけて、相勤め申すべしといひければ、周防守重ねて、是は某が言にあらず、亡父伊賀守が申したるに候。序乍ら語りて聞かせ申すべし。以前上様御上洛の節、京都に於て、亡父へ御上意に、其方は年寄りたれば、代りの役人を遣したけれども、思當れる者もなし。汝が代りになるべき者を、見立て申すべしと仰あり。其時、伊賀守申上ぐるは、忝周防守などは、相勤め申すべき者と奉存候旨を言上しければ、尤に思召候。内々左様の御意なる由、仰せられたりとぞ。某は其頃未だ御小姓にて、御側に相勤めし所に、翌年不圖仰出さるゝは、其方儀、父伊賀守が代りに遣さるゝ間、上京して見習ひ申すべしとの上意に付、畏り奉る由、御請申上げて登り

し所に、京着の日、伊賀守座敷を改め、左右に役人を置き、帳目録を並べ立て、對座に某を招き、御上の御機嫌を伺ひ、扱帳目録を引渡し、今日より所司を相勤むべき由申すに付、某は興さめて、私儀只今迄御側勤故、世間を存せず、諸事不案内に候。且御上意にも、先づ上京して、一兩年も見習ひ候様にとの御事に候間、其通りに仕りたしと申しければ、伊賀守が申すは、御目黒き殿様の、勤むべき者と思召せばこそ遣されたれ。假令ば親子にて、目顔違ふと雖も、見違へらるゝ人もなし。心も是と同前なり。然れば我等に隨ひ居れば、其間は、某が如くなるべけれども、離ると、其方の了簡より外はなし。某に隨身しては、何迄も詮なし。此故に引渡す間、隨分其方の不調法を顯して相勤むべし。夫を隠す心あらば、畿内は申すに及ばず、西國迄の難儀になれば、少しも飾るべからず。不調法は、上にも御存にて、大勢の中より、其器に當れるを、御取替あるべければ、不調法は少しも恥ならず。是非今日より相勤むべしと、申されしにより、此上は畏り候と請合ひし所に、豫て市中に家を求め置き、伊賀守は、即日彼所へ引移り、其町の役人へ、關東より所司代登られ候に

付、御役儀を引渡し、御町へ引移り候。今日より御仕置の事は不存候間、萬事御指圖を受くべしと申して廻り、其後は、京都の名ある町人を集め、碁を打つて餘年を樂まれけるが、常に其者共へ、今度の所司代は厳しければ、我等を會釋候様に心得なば、大に迷惑すべしと示され、町に二三年計り隠居せられし故、下々にて、某が批判を申さざる由なり。其間に役儀を覺えしと、語られしとなり。

本多内記政勝は、長劔を好まれけるが、親しき人々は、意見せばやと思ふ所に、重宗本多に對談の時、某が家來引肌を、勝れて上手にする者の候。御望みならば、贈進すべしといはれければ、政勝聞きて、夫は忝く存候。然らば申受くべしとありける故、翌日二尺五寸と一尺八寸の長なる、大小の引肌二つを遣して、是より短きは、手前に使ひ置きたるが多く候。御用ならば承るべしと、申贈られたり。本多は、彼引肌に合ひたる大小を帶して、周防守に見せられければ、重宗一覽して、是にて大小の寸、ひとくらゐ短く見え、得ありと申されければ、政勝も、板倉が意を察せりとぞ。

板倉周防守、江府へ下向せられし時、松平伊豆守信綱の曰、上様にも、段々御政務に

御心を盡させられ候。上方の事をも、委細に聞召され度思召に候間、向後は、仲間

へ遣さるゝ書狀を、今少し御念を入れられ、上方の事、上聞するやうになさるべし

とあり。重宗は、何れも上の御機嫌を伺ひ、扱堂上方に別事なき儀計りを書かれしとなり。

時に周防守が曰、百廿里隔てたる事に候

間、上様、何程御發明に御座候とも、御及びごしに、御存無之儀に御座候。其爲に、拙者を差置かるゝ事に候へば、申上ぐるに及ばざる事と奉存候と、申されければ、家光公聞召され、周防守は、身を踏込んで勤むる者なりとて、御感悅淺からざりしといへり。

知恩院と黒谷源空寺とに、平重衡朝臣の所持せられし松陰の硯とて、等しく相傳せる什物あり。其石、自然と潤あつて、希代の名物なりとて、相誇るに付、遂に兩寺眞偽を諍ひ出して、應所に訴へければ、周防守、判斷して曰く、兩寺の僧衆は、道に世事に疎し。假令ば我等如きの者さへ、硯は幾面も嗜めり。況して平相國の公達なれば、松陰の硯二面もあるべし。何れも其寺の重寶なりと、裁許せられたりとぞ。

板倉周防守所司の時、其弟内膳正重昌は、備前國島原耶蘇宗門一揆の討手に向ひ、

彼地に於て戰死せり。此告の書、京都に至る時、周防守は、奉行所にあつて、書を見られけれども、敢て喪を發せず、事終つて後に退き、家臣を呼集め從容として謂之曰、汝等に慶ばす事ありとて、彼書を読ましめられければ、其座に在合ふ臣等、皆涙を垂れけるを、周防守が曰、何ぞ是れ傷まん。我家あつてより以來、昆弟上に事へ、身を致さざるなし。然れども忠死する者なきを憾めり。今、弟斯くの如し。慶ぶべき事なりといひ終り、涙を流されけるとぞ。此説、不審なり。追つて考ふべし。

酒井雅樂頭忠世の事

何の頃にか、家康公、神谷與七郎といへる者を、始めて召置かれけるが、彼者途中にて、酒井雅樂頭忠世に行逢ひける。神谷は、脇へ寄り禮をなしけるに、忠世は、心中に思惟する事やありけん、其儘に打過ぎけるが、其後與七郎は、雅樂頭に逢ひて、度無禮あり。家康公聞召され、案の外なる舉動かな。與七に暇を遣すべし。さり乍ら奉公振宜しきに、暇を遣しなば、諸人の疑はん事如何なり。又雅樂が支へたる杯

と思は、篤實なる雅樂に惡名を付くべし。然れども其儘に差置きなば、家老の威も薄くなるべし。所詮、約束の知行千石を減少して、折紙を遣しなば、與七怵へぬ者なれば、定めて暇を願ふべしとて、八百石に認められ、一兩日に遣されんとこの事なりしを、忠世承り、神谷與七郎に、御知行被下べき由、彼者は、殊の外よき御奉公振にて、御用に立つべき者に御座候。豫て千石の御約束に候へども、過分に給はつて然るべしと申し上げければ、公、爾々の旨を御物語ありければ、雅樂頭承り、夫は以の外なる事に候。彼者など、左様の御取計らひに於ては、重ねて御家を望む者はあるまじく候。私儀は御厚恩を以て、代々人がましく召仕はれ候故、御家中の輩、拙者に對し慮外なる者は、一人も御座なく候。夫に新參として、心強く無禮をなすは、却つて賞翫に存候。尤内々にて承り合せし所、人柄何角も、随分揃ひたる者に御座候と、執し申すにより、家康公聞かせられ、然らば知行を、如何程遣して宜しからんと御尋ありければ、二千石給はるべしと言上しけり。公の仰に、夫は餘り過分なるべしとの事にて、御評定の上、千五百石に極り、則ち與七郎を召出され、上の思召と、

忠世が所存を、委しく仰せ聞けられければ、神谷は感涙を流して、折紙を頂戴し、直に雅樂頭が宅に至り、涙を流して謝しける。實にも忠世が眼力に違はず、能く相勤めける故、追つて足輕を預け給ひけるとぞ。

或時、御祝日に、吳服所の茶屋長意といへる者、脇差を結構に拵へて、登城したりけるを、酒井雅樂頭之を見て、長意を呼び、其方の脇差を見せよとて、彼脇差を手に取り、熟と詠め、道具といひ拵といひ、侍にも、斯程の脇差を帶するは稀なりと譽められ、拔身を長意に渡され、鞘には恰好に見所ありといひさま、奥の方へ持行かれける。營中の群りたる中にて、長意は拔身の脇差に持あつかひ、十徳の下へ押隠せども、さら／＼と目に立ち、難儀しける所に、御目附の通られし故、手を束ね、爾々の旨にて、鞘を御留めなされ、迷惑仕る由を申し歎けども、雅樂殿の左様に致されたるを、此方より兎角の事は申し難し。暫く待合すべしといひて行かれたり。扱此日の御禮も果て、各退出あれども、長意は歸る事もならず、已に未刻に到り、酒井は歸られけれども、鞘を出されぬにより、此彼を頼み、漸と聞出し、手を摺り詫言して請

取り、はふ／＼退出しけり。長意は町人といひ、殊に法體の身にて、無益なる事と思はれ、斯くは量られしかと、己れを省み、其後は木にて作付の脇差に、柄鞘の形は、常の如くに拵へ、差しけるとぞ。

新東鑑附録卷之二畢

新東鑑附録卷之三

土井大炊頭利勝の事

家康公、或時何某へ、御役儀を仰付けられんとて、土井大炊頭利勝へ、人柄を御尋ありければ、利勝が答に、彼者は、拙者方へ立入不申候故、咥と不存由申上げければ、公、御氣色ありて、汝は、左様の者とは思ざりし。予が口真似もする者が、渠等を知るまじき様なし。親疎に拘はらず、常々心掛くべき事なり。其方が宅へ立入らぬ者を疎んじ、出入する者計りを、引立つると沙汰せば、欲心邪智の者は、皆縁を求めて、立入る様にすべし。結句、武を磨く志の者は、立入せぬ者も多かるべし。其詮議なき時は、家風衰ふと知るべし。大賀彌四郎めも、當家の運盛なる故に、渠が滅亡に及びたるぞ。

或本に、大賀彌四郎は、徳川家の臣なりしが、天正年中、武田勝頼に頼まれ、朋輩小谷甚左衛門・山田八藏を語らひ、家康公を害せんとせしが、八藏心を翻し、此儀を訴へしにより、大賀・小谷兩人、並に妻子家僕に至る迄、磔罪せられ、山田は返忠の御褒美として、加恩の地を給ひけると云々。

武士は、武道が家職なれば、治亂に拘はらず、怠らぬ様に勵むが、家老の役なれば、物毎さあらぬ様に取量らひ、其役々の者、心詞を残さぬ如くに、仕置きぬべし。下より物のいはれぬ様に成行きては、人の意地は知れぬぞ。亂世より六ヶしきは、治國の仕置なるぞと仰せられければ、利勝大に赤面し、我が誤を恥ぢ、上の思召を感じ、頓に落涙に及びけるが、後年に至り、執事職大老の中にも、抜群に名を取りたる人なり。右の上意などにて、發明せられしか、或時の仰に、大炊に續く家老、數多あるべしと思はずと御稱美あり。又幕府を、秀忠公へ讓らせ給ふ時に、利勝をば、七つの寶の内に入れられたりといへり。

御本丸にて、御隠密の相談所は、大方、御數寄屋なりしに、土井大炊頭が存寄にて、千

疊敷の真中へ出御なさしめ、四方の襖を取拂ひ、少しも隠るゝ所なき様にせり。硯は御旗本支配の役にて、持參するといへり。

大炊頭の居間に、一尺計なる片糸の切のありしを、利勝拾ひ取り、誰かあると呼ばれければ、次の間より、大野仁兵衛といへる近習罷出でけるを、是は汝に預くるぞと申付けられける故、大野畏り候とて、其糸を請取りしが、次の間に出でて、此糸屑が、何にかなるべしと笑ひけり。扱二三年も過ぎて、大炊頭、大野を呼び、先年汝に預けたる糸切れはと尋ねられし時に、是に候といひて、早速巾着より出しければ、利勝請取りて、脇差の下緒の先の解けたるを結び、其上に、家老寺田與左衛門を呼び、之を見候へ、三年以前糸の切を拾ひて、大野仁兵衛に預け置きし所、彼れ大切に致して預かり、巾着より取出したり。主人の言付を龜末にせざるは、奇特なる者なりといひ、知行三百石を遣しけるとぞ。

秀忠公の御治世、諸國にて煙草を作るまじき由を仰付けられ、勿論、呑む事は堅く禁せられける時分、御城の湯飲場へ、御番衆寄合ひ、煙草を呑み居けるに、土井大炊頭御老中不圖、通り合されければ、各仰天して、銘々に煙草の道具を取隠せしを、利勝見られ、御番衆へ對ひ、其御襖を立てられよと、挨拶あつて着座し、今各の給べられし物を、所望致し度旨申されければ、皆迷惑し出し兼ねるを、再三乞はれける故に、止む事を得ず出しければ、大炊頭取りて、自分も一服呑み、存寄らざる珍珠を給はり、忝しといひ座を立たれけるが、立歸り、今日の事は、手前も各も同前の事なり。重ねては必ず御無用と申されければ、列席の輩大に汗顔して、其後は湯飲所にて煙草呑む事は、必至と相止みけるとぞ。

秀忠公御治世の頃、御勘定方に於て、御勝手方御益の儀を考へ、衆議決せしにより、一通の伺書に認め、式日の朝、御勘定頭伊丹順齋、之を土井大炊頭へ差出せし所、利勝の曰、書付は披見を遂ぐべく候へども、先づ其大意は、如何なる儀なりやとありければ、順齋が曰、是迄御旗本の諸士、大身小身に限らず、御藏米を以て物成を下され、其外、御扶持餘慶拜領の面々迄も、悉く御藏より相渡され候に付、諸國の御領より、廻米多く運送の御失墜もかゝり、且又御藏の俵數夥しく御座候故、蒸腐り、缺米鼠喰

等の御費も多く有之候。向後五百石以上の面々は、知行所の取捌も出来可申候間、各地方知行に御直しなされ、御扶持餘慶頂戴の面々も、知行に御直しなされ、地方にて下されなば、無益の御費も、減じ申すべく候。只今の趣にては、御藏詰多く御座候に付、三四ヶ年の越米之あり。左様の儀に當りたる小身者は、僅なる高の内にて蟲喰多く、迷惑仕る由に候間、向後は廻米を減せられなば、御藏の棟數、右に應じて少く相成、御益の品、數々に御座候に付、何れも評議仕り、書付を整へ申候。御同役御列座の時に、差上申すべくと奉存候へども、先づ御内見下さるべしといひければ、利勝之を聞きて、其儀に於ては、書付を見るに不及事に候。只今演説の趣は、先年、權現公御在世の節、御沙汰ありし事にて、其砌の御勘定方より、左様の伺を差上げし所、御上意に、當地を居城とする故、東西南北の諸大名を始め、萬民爰に集まるにより、廿日卅日も入船なくんば、諸色の直段も高直になり、諸人迷惑に及ぶ由なり。況んや何ぞ變事あつて、運送不自由になりたる時、江戸中の者を、誰か育まんや。損米の多くあるは、知れた事なれども、藏米を潤澤に畜ひ置くは、天下を知る者の

役と思ふ故なり。然るを差當る損益を考へ、變の心付なきは、下勘定の者共は、さもあるべし。勘定頭をも勤むる者が、其心付なく、斯様の伺をする事、沙汰の限なりと、大に御氣色あり。其節、老中の面々へ仰せられしは、總じて大名の道中をするに、雨具持の、悦ぶ様なる仕置はせぬものぞと、御上意ありしにより、各打寄り、種種考へられし所、彼伺書の箇條の内に、末々御奉公人共の、蟲喰米に取當りては難儀なる旨、專要の様に書載せたる故、斯く仰せられしやと察せしなりと、咄終りて利勝は、願齋が出せる書付を返されければ、伊丹之を聞き、不調法なる書付を差上げ恐入候。さり乍ら右の御物語に就て、以後の心得に相成、忝き仕合に御座候と申して、退去せしとなり。

家光公御治世の時に、朝鮮人來聘の前、御矢倉の白土落ちし所ありしを、増上寺へ御成の節上覽し給ひ、早々白土を付けさせ申すべき旨を、松平伊豆守信綱に仰付けられければ、信綱承りて、外にある御矢倉の戸を外し、立替へさせんとせしを、土井大炊頭之を聞き、夫は豆州の善からぬ作意に候。御大人は、ならぬ事はならぬと知

召すやうに致すが宜しく候。速に足代を申付けられて然るべし。御自分は才智足れる故、何時にても斯様の頓智は出づべく候へども、重ねて外の者へ、此類の事を仰付けられたる節は、誰も左様の働は、及ばず候により、其人の不調法に相成候。然れば餘人は、難儀致すべしと申されければ、信綱信服せられしといへり。

加藤肥後守忠廣の身上果せし後、彼地へ誰を遣さるべきやと批判せり。或時、御老中方退出の後に、急の御召により、各早乗物にて登城せられぬ。或曰、御老中の、平生道を急がせらるゝば、變ある時に目立たざる爲なりといへり。然れば是より後に定められしか。家光公御氣色あつて、宜しく予は天下の仕置はなすぞ。

此段を申聞かさん爲に、汝等と呼寄せたりとの上意により、何れも平伏してありけるに、土井大炊頭、頭を上げて、夫は如何なる思召に御座候やと、申上げられければ、其時の仰に、今日評定決せし肥後の國主の事は、近き内に申渡すべき儀なるを、最早世上に洩れたり。斯る事にて、仕置がならうかと上意ありける故、利勝承り、恐悅至極に奉存候由演べられければ、愈々御氣色あつて、大炊頭が前へ詰寄せ給ひける。井伊掃部頭を始め、何れも胸を冷せし所に、利勝の曰、是迄急なる御觸之ある節は、

詰番の諸役人、諸番頭へ申渡し、随分と急ぎ候ても、其日中などに、末々に相届く儀はなり兼ね申候。肥後の國主の事は、下々の者共、聞耳を立て罷在候。私共は、毎もの八つ御太鼓さへ鳴り候へば、退出仕候所、今日は、彼此御用も繁く、七つ頃迄相勤め候に付、扱は肥後の國主相極りしと、諸人推量仕り、細川越中守より外になしと、江戸中の取沙汰に及ぶ儀と奉存候。然れば上一人の思召が、下萬人と一同仕り、此上もなき目出度御事に御座候。私儀は、毎日兩人づつ、江戸中へ物聞を差出し置き候が、歸宅も仕らぬ内に、右兩人罷歸り、一人は芝の札辻、一人は牛込邊に於て、此沙汰を承り、用人共迄、書付を差出し置き候とて、右兩通の書付を獻りければ、則ち上覽あつて、御機嫌も直されけり。掃部頭も、其時、私共も、大炊頭同意に御座候と申されしとなり。抑肥後國を、細川へ可被下と、諸人の推量せるは、越中守は、豊前國小倉の城主たりしが、或年、領内大旱損にて、百姓共は、當分の食物にも難儀せり。況して來作の心宛は、少しもなかりけるを、越中守殊の外心勞せられ、容易に救ひ難きにより、父幽齋より以來相傳する名物の茶入を質物にするとも、事足るまじけれ

ば、賣拂ひ候へと申付けられ、家臣兩人に持たせ、京都へ登されたりしが、望む者は數多ありし所、名高き道具故に、後難をや畏れけん、彼れ調へんと思ふ者、所司代へ伺ひければ、板倉周防守が曰、當持主より賣拂はるゝ上は、買求むる事、勝手次第たるべし。但し右の茶入の名は、聞及びたれども、遂に見ざる間、相對濟みなば一覽すべしとて、取寄せて見られけり。斯くて細川の兩士は、金子を請取り、大坂に於て、米大豆其外農人の糧になるべき品を、金子限りに買調へ、舟に積みて小倉へ廻し、領分の者へ割與へられければ、國民之を力とし、農業に取付きけるを、世に廣く沙汰し、國郡の主たる人の手本なりといひて賞せり。依之肥後國の拜領は、細川より外なしと申合へりけるとぞ。

土井大炊頭は、家康公の御胤なりと、彼家にてもいふ事ぞと。此説如何。或時古老の面々、髭は、さながら神君に見紛ひ奉る。げにもよく似させ給へりと申しけるを聞きて、其翌日の出仕に、髭を剃落して登城せられける。其頃迄は、男の頬髭を、第一に立てけるに、家光公御髭を置かれざる故に、利勝が心あつて剃捨てしを、世上には知

らず、上様の眞似を致すやうに申せしとぞ。其後は多く揉立とて、少しづつ髭を殘しけるに、夫さへ延寶の始より、悉く剃落しける。其始は大炊頭なりしとかや。

井伊掃部頭直孝の事

秀忠公、或時諸大名を召され、土井大炊頭利勝を以て仰出されけるは、來年西御九家光公様なりへ御世御譲り可被遊間、其旨相心得候へと申渡しければ、各恐悅申上げて退出せられしに、井伊掃部頭直孝一人は、御請の體見えざりし故、土井大炊頭、之を見て、直孝を、御白書院の方に招き、只今御上意の趣に就て、何か思召も有之やと尋ねければ、掃部頭答へて、御察の通りに候。先刻の御上意は、天下の亂の端と奉存候により、得御請け申上げずといひけるを、利勝聞きて、其意如何なる事に候やと尋ねければ、大坂御陣後未だ間もなく、御城の總石垣御普請、並に駿府の御城御普請、其外諸方の御手傳等にて、天下の大名、困窮大方ならざる所に、又候、來年御隱居遊ばさるゝに於ては、右御祝儀として、將軍宣下の御能など有之、愈々困窮仕り、下を

削ぎ民の苦に相成るべしと存せられ候。さすれば亂の端となり、歎かはしく候と申す故、利勝點頭き、直に直孝を誘ひ、御次迄同道し、大炊頭、御前に出で、直孝が存寄を、委しく言上しければ、掃部を是へ呼べとの上意により、直孝即ち御前に出でける所、只今、大炊頭へ申せし事、尤に思召し候へども、最早、此儀は何れへも申聞かせし上なれば、今更變じ難し。以來存寄の儀あるに於ては、遠慮なく直に申せよと仰あり。時に利勝は、掃部頭へ、御請の儀を勸むれども、直孝諾せずして、重ねて土井に對ひ、拙者が存寄の趣、最早仰出されたる事に付、御取上被遊難き段、恐れ乍ら上意とも不覺候。總じて上の仰出されに於ては、如何様の事にても、諸大名御請を申上げられ候。況して御尤なる儀を、誰か否と申上ぐべき。然れば拙者が言上の趣、思召に相叶ひ候はゞ、仰せ直され候とも、何れも悦び申すべしといひければ、秀忠公も、聊御當惑の氣色に見え給ひけるに、利勝が曰、拙者などは、年罷寄り、御用にも難立候所に、若人の斯様なる直言を申上げらるゝ事は、御代長久の基、目出度御事に御座候。只今掃部頭が申上ぐる條、尤至極に御座候と申しければ、秀忠も、御得心あ

りければ、直孝謹んで、愚意御取用ひ下さる段、有難き旨を述べ、落涙し乍ら退出せり。扱翌日秀忠公は、諸大名を召され、井伊掃部頭御諫言を申上げたる故、明年の御隠居は、暫く御延引あるべき由を、仰出されしとなり。

家光公の御治世に、萬事御政道は、東照宮の通に被成べき由、仰出されたる所に、伊達陸奥守正宗は、家康公より、百萬石を給はらんとの御書付のありし故に、正宗より只今迄は、御代も易り候に付、反古と存じ罷在候へども、今度の仰出されに就いて、御證文の寫を御覽に入れ候として、彼御書付を獻じける。此儀上聞に達し、土井大炊頭利勝を召され、陸奥守へ百萬石を被下しは、あるまじき事ならねども、是は其節の御謀なるべきに、御取上なさるゝに於ては、他家よりも亦、此類の事を願ふべし。如何せんと御尋ありけり。利勝御請に、此儀は、井伊掃部頭へ御相談あつて然るべう候と、言上しけるにより、則ち掃部頭を召出され、爾々の旨を仰聞かされければ、直孝承りて、伊達家へ參り、正宗に對面して申すは、只今風説を承るに、今度の仰出されに付、御先祖より下されたる御證文の寫を、差出されたる由に候。實説

に御座候や、不審に存じ、罷越し候と申しければ、陸奥守答へて、如何にも其通りに候。御代も替りし故、右の御書付を、反古と存居候所に、今度の仰出されにより、御覽に入れ候とありければ、掃部頭が曰、其御證文は、御自筆に御座候やと申す。正宗曰、何程御先祖の御筆に候と申されければ、直孝其時、苦しからず候は、卒度拜見仕り度候と申すにより、正宗家臣を呼出し、御證文の入りし筈を取寄せ、井伊が前に差置きければ、直孝御證文を出して押戴き、得と拜見し、正宗に對ひ、斯様の事は御謀にて、貴前にも御存知の御事に御座候。誠に反古に候といひ様、二つ三つに引裂さける。正宗其體を見られ、興覺めて、成程さ様に候、是は生子に教へられ、川を渡ると申す者に候とて、笑ひになり、種々饗應あつて後に、直孝は伊達家を出で、夫より直に登城して、右の趣を言上しければ、家光公は、御機嫌斜ならず、利勝も大に感心せしとかや。

酒井讚岐守忠勝の事

安藤對馬守重信、病中に、酒井讚岐守忠勝が方へ、使を以て、病中に候へども、御目に掛けたき事の候間、御入來頼み候由を申遣せり。此時忠勝は十五六歳にて、格別入魂といふにもあらねば、彼家にては、何事やらん、若し間違にてはなきかといへども、さもなければ、忠勝不思議に思ひ乍ら招に應じ、安藤の宅へ行かれし所に、重信は居間へ招きて、酒井に對面し、某事病にかゝり、餘命久しかるまじければ、歿後には、愚息が事を、偏に頼み申度候。此御約束を仕らんが爲に、申入候所、早速の御入來、忝く存じ候。別の儀にても無之候。末々迄、忝と御入魂の儀を頼み候とて、腰物などを贈りける。忠勝は若年といひ、殊にたどくしき生付にて、睨と返答もなかりけり。重信の病氣見舞に集れる一族衆は、對州病惱に侵されけるよと叫きけり。又家中の面々も不審しけるが、安藤が眼力に違はず、果して名臣といはれけるとぞ。家光公御不例の事ありし故に、踊を上覽に備へけるが、御意に入りて、其後毎度催され、上様踊とて、其唱歌は、公家又は御門跡方の作など多くして、若き男共は、金銀にて飾りし木刀を差し、風流を盡せり。さるに依つて諸侯の面々、小扈從に美麗に

いでたちさせて獻れり。故に天下一統に、之を翫ぶ事甚しかりけるに、酒井讚岐守も、同踊を獻り、而して後御機嫌を見合せ、御諫言申上げければ、頓て踊を止め給へりとかや。

家光公御上洛の時に、江州大津の御代官小野某、酒井讚岐守へ申すは、勢田橋は、古來より名橋に候所、殊の外古び見苦しく相成候。一三年の内に、掛替へ仰付けらるべきや。豫て御伺ひ申上候由をいへり。時に忠勝が曰、橋損じて、怪我過などあらんに於ては、一三年を待たず、掛替へて然るべし。修復にて相濟む事を、掛替ふる事は無用なり。橋は如何程も久しく傳はりたるが、天下靜謐の印なり。見苦しめて改め造るは、然るべからずと申されけるとぞ。

酒井讚岐守、家督を息修理大夫忠直に讓る時に、家老林野宗左衛門、惠見太兵衛兩人の事を、忠直へ密に申さるゝは、林野宗左衛門は氣儘者なれば、如何にも頭を押へて召仕はるべし。惠見太兵衛は、内氣者なれば、引立てゝ仕はるべしといひて、扱林野を呼出し、修理大夫は若年なれば、我れに申したる様に、いひ度き儘にせば、堪

忍すまじきぞ、其覺悟して仕へよと申渡し、夫より惠見を呼びて、其方は心一杯に奉公し、必ず遠慮立ては無用なりと、言付けられたりとぞ。

家光公御他界の時に、松平伊豆守信綱と、酒井讚岐守兩人が殉死せざる事を、兎や角と世上にて風聞せしを、忠勝聞きて、忠臣二君に仕へずといふは、他姓の君の事なり。若し心得違へて、前代の御恩深く、御取立の者なりとて、悉く御供せば、幼君を誰か守護せん。察するに我々が死せし跡を窺ふ奴等の中より、申出せるならん。争でか物の數とや思ふべきと、冷笑ひしとなり。殉死は、松平伊豆守信綱執政の時より、禁ぜられしといへり。 忠勤の程は、世にも知り傳はる通りにて、明暦年中、忠勝が牛込の屋鋪へ、家綱公嚴有院殿と諡し奉る君なり成らせ給ひし時、直に彼宅に於て、隱居の御免を蒙り、頓て日光へ參り、神前へ御禮申上げ、山にて落髮し、空印英際と稱せしとなり。

森美作守此間脱字アルカにて、郡奉行を勤めし江見太兵衛といへる者あり。如何なる故にか浪人せしが、酒井讚岐守に縁ありしにより、二百石にて仕へ、玄關の取次役をせしに、或時忠勝、御城より下宿の節、江見太兵衛、急度讚岐守を見上げて、其後拜禮

しければ、忠勝之を見て奥に通じ、玄關に小紋の羽織を着て居たるは、何者ぞと尋ねられければ、近習の者答へて、新參に召出されたる江見太兵衛にて御座候と申しける。讚岐守が曰、太兵衛が頬構眼指、常體の者ならず。明日より用人家老共の末座に呼出し置き、萬端相談相手に致して見候へと申付けられける故、其旨に任せ、何角の評定に加へし所、夫々に埒を明ければ、讚岐守は、我が眼鏡に違はずと喜び、其年の暮に百石加増せられ、家老職の列となれり。後は七百石に取立てられし所、忠勝卒去せられ、忠勝は、酒井雅樂助正親の二男備後守忠利の息なり。寛文二壬寅年七十七歳にて卒す。息修理大夫若州入部の時、三百石加増ありしが、終に三千石に至り、國家老に申付けられたり。太兵衛は、八旬に餘る迄忠勤を勵まれ、才智仁愛あつて、政道を専らにし、民を撫育せし者なりとぞ。

阿部豊後守忠秋の事

阿部豊後守忠秋は、御城より退出しては、家中の小童三四歳より、十四五歳計りなるを集めて、渠等をありたき儘に遊戯させ、慰にせられたり。人は幼少より、其器

の見ゆる者故、之を知らんが爲なるべしと申しけるとぞ。

阿部豊後守は鶉を愛し、多く翫ばれしが、或時麴町によき鶉のありしを聞きて、求めたく思はれしが、價貴きにより打捨て置かれしを、或人豫て豊後守が望まるゝを聞及び、彼鶉を買ひ得て贈りける。其後、御旗本衆大勢、對客の席にて、先に鶉を貰ひし事を言出し、多く飼置きける鶉を、悉く取寄せ放たれける。斯る人故、賄賂を送る人もなかりけるといへり。

阿部豊後守忠秋は、始め正秋といへり。是れ秀忠公より、御諱の一字を拜領せしに依つてなり。斯様の事は重き儀にて、穩便にはせざる所に、其節表立ちたる御禮も申されず、勿論弘めとても無之故、阿部一家を始め、家來と雖も、悦を申せし者もなく、又公儀の日記にも、自分の家譜にもなかりけるが、書狀等の判物に、忠秋とせられたり。夫より廿日計りを過ぎて、一門中を招かれし所に、料理の次第、毎もと異なりし故、若しは御諱字拜領の祝儀の心なるかと、家來も推量せしといへり。

寛永年中、吉利支丹宗門一揆の討手を、板倉内膳正重昌に仰付けられたり。息主水

正重矩も、父と一所に、西國へ下らざる事を、本意なしとや思はれけん、其夜松平伊豆守信綱の宅へ自身行きて、罷下り度由を願はれしに、信綱の曰、御願の筋、尤に候へども、御夜詰退け候て、奥へ入らせられ候間、上意相量らひ難き旨被申し故に、重矩夫より阿部豊後守宅に行きて、右の趣、是非とも願ひ奉る由を頼まれければ、忠秋聞きて、若き人の忠孝感じ入候。暫く御待あれといひて、直に登城し、奥方御座鋪へ参り、御留守居衆を以て、板倉内膳正悴主水正儀、父と一所に、西國へ罷下り度旨奉願候に付、其段御聞届なさるべき由、拙者より申付候。御序に言上せらるべしと、上臈衆迄被申候へと申置きて、忠秋は宿所に歸り、主水に對して、御斷り申上候間、早々御親父と共に、西國に御下りあるべしと申されければ、重矩喜悅して、忝き仕合、一生の御懇志之に過ぎず候と申して、歸宅せしとなり。或本に、忠秋は、延寶三年五月三日に卒す。今武州忍の城主、十萬石を領する阿部氏の家系なり。

松平伊豆守信綱の事

松平伊豆守信綱、或本に、寛文二年三月十六日、六十七歳にて卒すと云々。今上州高崎城主、七萬二千石を領する松平氏の祖なり。童名は長四郎と稱せり、或時若君、大猷院殿、將軍御寢殿の軒端に、雀の巢くひて、子産みたりしを、此方より御覽あつて、欲しがらせ給ひ、長四郎に取つて参らせよと仰あり。長四郎、十一歳の時なれば、如何にも叶ふまじき由を申して辭しけり。晝は音して、飛去る事もありなん、巢の所、よくく見置きて、日暮れて、此方の屋の軒に登り、彼方に忍び行きて取るべし。おとなは身重く、足音もしなんまゝ、汝取りて参らせよと、侍ふ人々の教へしかば、力なく、日暮れぬれば、此方の屋より傳ひて行き、既に御寢殿の軒に至りて取らんとせしに、踏損じて、御坪の内へどうと落つ。秀忠公御刀を取らせられ、障子をあげ給へば、御臺所は、燈火取つて出でさせ給ひ、御覽するに、長四郎なり。將軍家不思議に思召されて、汝何しに爰に來りけるぞと御尋ありしに、今日の晝、御殿の屋の軒に、雀の子産みたるを遙に見候て、餘りに欲しさに、取りに参りて候と申す。秀忠公、否々、己れが心にはあらじ。誰か教へけるぞと、色々御推問あれども、幾度も初め申せし詞に變らず。己れ事の由を、有の儘に申さぬこそ、年頃にも似ぬ不

敵なれと仰せられて、大なる袋に押入れ、口を御手づから封じ給ひ、柱にかけさせ給ひ、事の由ありの儘に申さやらん程は、いつ迄も斯くて置くべしと仰せけれども、尙申さぬ事初の如し。夜已に明けて、常の御座に出でさせ給ふ。御臺所は、早く心得させられ、渠が幼心にて、身の悲しさを顧みず、若君の仰なりと申さぬ事を、深く感じ給ひ、女房達に仰せて、朝餉のして、是れ喰へよと給はり、又手づから、元の如くにして置かせ給ふ。晝の程、秀忠公入らせられ、又推問ありしが、さらば向後の事を戒むべき由の仰にて、御免ありけり。將軍家、御臺所に向はせ給ひて、渠が今の心にて、生立ちたらんには、竹千代殿の爲には、雙なき忠臣にて候はん者なりと、殊の外に悦ばせ給ひしとなり。

或本に、伊豆守信綱は、大河内金兵衛秀綱といへる御代官の子にて、小字を三太郎と稱せり。一本に、大河内金兵衛秀綱入道休心
が孫金兵衛久綱が嫡男なり云々。松平右衛門大夫正綱が甥なり。幼少の時、常に正綱が方へ遊に來りけるが、八歳の時に、右衛門大夫が獨座せし前に出でて、願ありと申すにより、何事なりやと尋ねければ、私は御代官の子にて口惜

しく候間、御苗字を給はり、子になして下さるべしと申すにより、正綱打笑ひ、何とて左様に申すぞとありければ、私の苗字にては、上様の御側へ參り難く候と申すにより、正綱も奇特に思ひ、然らば父母へ、其願を申すべしといはれければ、其事は、私が合點させ可申候。愈々御苗字を下されなば、今日より此方に留まり候はんとて、我宅に歸らず。此事台聽に達して召出され、御小姓の列となれり。總じて御小姓の勤め方は、御用とて召さるゝ時は、上座より承つて、次第に末座に至り、又繰上つて召に應ずる御作法なり。然れども若輩の集りなれば、我儘にして、御次へ拔出で、休息する者勝なるに、三十郎は、詰所を退く事なく、毎度詰越して、御用を承りければ、豫て御目に留まりけるとぞ云々。

松平伊豆守、未だ御旗本支配にてありし頃、二丸の御坪の内なる大石を、二つ三つ取除けらるゝに、數百人にても動かし難き石ともなり。殊に人足の働自由ならざる由、役人より申しければ、信綱下知にて、其石の邊を掘り穿ちて、彼穴へ石を轉ばし埋めよと申付けゝるにより、則ち下知の如くにしければ、さしもの大石も容易く

取片付け、り。此仕様に習ひて、相州箱根檜木坂の往來に妨なる大石を掘り埋め、或は石の頭を切らせなどしけるといへり。

武府大火の時、餘烟已に御城内に蔽ひ懸りける故、數多の女中途に迷ひ、出づべき方を知らざりし所に、松平伊豆守は奥に蒐入り、壘を裏返して敷き、之を知邊に出でられよと、教へられければ、一人も過たず逃げ出しけるとぞ。

大樹御灸治の事仰ありし時、醫師玄治、灸點を奉りしに、藁を乞ひしかども、兎角に刻移りしかば、信綱御前を立ちて、御次の壘を裏返して切破り、拔出し奉れりとかや。

寺社奉行安藤右京進重長と諱せしならんより、松平出雲守勝隆が方へ、手紙を以て、御登城前に、私宅に於て談じたき事之あり候間、御立寄下され候様にと、申遣せし所に、後刻參を以て申すべき旨の返答なり。暫くして松平伊豆守入來あり。御老中の事なれば、家中大に周章て、右京進にも何事やらんと、上下を着けも敢ず、早速出向ひ、仔細を問はれしに、信綱が曰、少々時刻を取違へ、早く出で候故、是にて待合はせ可申

存じ、立寄り候との事なるにより、菓子茶などにて饗せらるゝ内に、伊豆守小姓を呼びて、此許の家老中に、一人逢ひ申したしと言はるゝに付、加茂下内記といふ者罷出でし所、信綱の曰、我等が參りたるは別儀にあらず、其方達へ頼みたき仔細あり。先刻右京殿より御手紙に預かり、登城の節立寄り呉れとの御紙面なり。勿論上書に、某が名はあれども、察する所御同役出雲殿へ、遣さるゝ御手紙の間違と存すれども、相心得候と御返答申せり。追付右京殿御登城あつて、出雲殿へ出合ひ給はば、其段申すべし。然れば彼申次を致したる者、執筆の者の、叱られん事は必定なり。出雲と伊豆とは、間違あるべき事なり。此儀に付、右京殿御叱なき様に、其方達を頼みたり。此上に御叱ありと承らば、我等の申分ありと、急度被申ければ、内記謹んで、御意の趣畏り奉り候。右の者共承り候は、如何計り悦び申すべく候といひければ、右京進も、厚く一禮せられたり。伊豆守は、夫より登城せられしといへり。

保科肥後守正之朝臣の事

保科肥後守正之朝臣の母儀常光院と申すは、北條家の近臣神尾某の息女なり。是は小田原歿落後、北條家の士、數多徳川家へ召出され、神尾氏も御奉公を願ひ、御帳面には記されけれども、何の御沙汰もなく、浪人して居たり。又息女は、井上主計頭が母に預け置きり。彼母といふは、秀忠公の御乳人にて、公儀よりも、厚く御取扱ひ故、世の用もあり、常に御城へ上り居けるにより、神尾が女も御側へ罷出で、遂に懷妊せしが、秀忠公の御臺は、大方ならぬ御嫉妬深きにより、一向に御沙汰もなく、密に彼女は親許へ下り、慶長十六年五月に、御男子を平産せり。猶も御臺の御聞を憚りて、神尾一家は申合せ、隨分隱密に養育し奉りぬ。彼若三歳計りにて、近所へ遊に出で給ひけるを、神田白銀町の邊にては、天下の若君の事なれば、冥加の爲に、抱き奉らんと、色々御馳走申す故、世間の流布を厭ひ、同十八丑年三月二日、御乳母の局郷下の折柄を幸に、神尾一家之を告げければ、御乳母即ち井上と調議し、主計頭

登城して、世間廣からぬ御養育の致方を、老中へ内分にて伺はれけるが、命あつて、土井大炊頭同道にて、田安比丘尼屋鋪に住居ある見性院是は穴山梅雪の後室にて、武田信玄の息女なり。家康公御姻みあつて、武州大真木といへる所に、食祿六百石を給ふと云々の許へ、右兩人御内意の趣なる由を述べられ、翌三日井上方より、直に若君は田安へ御移あり。當分は見性院の養子分にて、武田幸松殿と申せり。其年端午の職に、上に葵の御紋、下に武田菱を付けられたり。是れ見性院の差圖によつてなりと云々。然るに其頃、將軍家へ召出されたる甲州衆の内、保科肥後守正光は、別して見性院の安否を問はれけるに、或時見性院、正光へ、右の趣を語られ、貴賤とも、七歳より上の男子の育て様は、大切の事なるを、女計りの中に置き參らせては、心許なし。其方へ預け申したき間、武の道をも指南ある様にと頼まれければ、肥後守が答に、仰はさる御事に候へども、御大切の若君なるを、御上よりの仰もなくして、御介抱申し難しといふにより、見性院より、土井井上に談せられし所に、兩人も、自分の了簡にては相濟まざる故、折を以て伺ひ申すべしといはれしが、御前向も相濟みしや、其後土井大炊頭が宅へ、肥後守を招き、主計頭列座にて申さるゝは、幸松殿の御事、其許へ御預なされ候間、領國に於て、長

り給ふ様にと、上意の趣を述べければ、正光謹んで承り、高遠へ倡ひ、三丸に御部屋を營み移されたり。是れ幸松殿七歳の時なり。母儀も俱に引越されける。肥後守も、常々御見舞に參り、五度に一度は、母儀に對面ありしといへり。

或本に、將軍家大猷院殿御鷹狩に、目黒の邊に成らせ給ひ、御供四五人召具せられ、成就院といへる寺に入らせ給ひしに、住持の僧は、頭巾を被きて居たりけり。將軍家、暫く休み候はんと仰せられしに、住持の僧、人々は、何國より來り給ひしと問へば、我等は將軍家の供奉の者なりと仰せらる。僧の曰、勞れ給ふらん、心靜に御休みあれと請じ入れ奉りて、内に入らんとせしを、御僧茲に在座して、御物語あれと仰せければ、打向ひ、蹲踞りて居る。客殿のあたり、悉く菊を彩りて畫けるに、拙き工のせしとも見えす。將軍家、斯る片田舎の御寺には、珍らしき結構かな。如何なる檀那の渡り候と尋ねさせ給へば、宣ふ様に、茲は江戸遠き境なれば、然るべき檀那とてなまし。保科肥後守殿と申す人の御母儀が、常には祈禱の事など御頼あれど、夫も家貧しければ、布施の物豊ならずといへば、夫は先づ宜

しき御事の候。其外にも何やかや候はんと仰せらる。いや其外には、皆數にもあらぬ人々なり。是に渡り候人々も、將軍の御家人と承れば、申すも恐なれども、あの肥後守殿と申すは、今の將軍家の、正しき御弟と承るに、僅の地を領し給ふこそ、痛はしく覺え候。さらぬ賤しき者も、兄弟の親み深きは、世の習なるに、如何なれば、よき人は情なき者に候といひしに、上様にも、早還御ならせ給ふべき程なりと、御供の人々を急度御覽じて、御顔の色少しも損じさせ給はず、漸うに御出あれば、人々は、御僧の情故、足を休め候ひぬ。又參らんとて立出でたり。暫くして供奉の人々群り來りて、上様は、何國へ成らせられしぞと問へば、住持の僧は、我等は、上様の事は知らず、御供の人々こそ、今迄是に御休みありしをといふ。夫こそ上様にてあれといはれて驚き、あな悲し、如何なる罪にや遭はんと、一月計りが程は、門のほとり、足音高く人の過ぐるにも、魂を消す計りなり。程なく正之朝臣、多くの地付けて、山形の城を參らせられたり。又目黒の寺にも、其事となく地を寄附せさせ給ひしとぞ。都て此御代には、御鷹狩に事寄せて、賤

しき者の憂き歎きの事共知召され、恵み施されしも多くありけりと云々。

以上、白石先生曰、其時御供に侍りし人の子息に、聞かれし所なりとぞ。一本に、從四位下肥後守正之朝臣は、寛永十一戌年侍從に任じ、同十三年七月廿一日、羽州山形の城を給はり、廿萬石となり、正保元申年正月十一日、奥州會津に移り、廿三萬石になり、同二酉年、左少將に任せられしと云々。

寛永年中島原一揆の刻、板倉内膳正重昌彼地に向ひし後、世上の風聞に、公儀御名代として、御連枝方か、扱は御老中を遣さる抔と申しけるが、保科肥後守の事も、専ら申せし故、江戸屋鋪は勿論、在所最上に残り居たる家中も一統に、内々仕度して相待ちけるに、或日奉書を以て申されしにより、是れ島原の御用なるべしと、家士各勇みし所に、以の外在國すべしと上意ありけり。肥後守も心外にあるべしと、家中一同に察せしに、案に相違し機嫌よく、早々支度を調べ、歸國せられたり。是は家康公御在世の時、秀忠公へ仰に、奥州に事あらば、上方筋の心遣ひ專要なり。西國に變あらば、奥筋の手當が大事なりと、上意ありしにより、其趣を以て、御懇意の仰

にて、奥州壓の爲なりとぞ。正之は面目を施し、領國最上へ歸られけり。其後家臣に語られしは、今度島原一揆の事も、始の内に埒を明けなば、事故なく鎮まるべきを、手延にして長引きたるは、畢竟九州に、御譜代大名のなきに依つてなり。事の微なる内に制し、若し卒爾の取計とありて、御咎を蒙るをも願みず、公儀の御爲を專にする者なくては危しと申されたり。果して此時羽州白石一本に白岩の御代官領に於て、百姓徒黨せしを、正之朝臣公儀へ伺はず、卅六人磔罪せられたり。世上にては、家柄とは申し乍ら、我意を奮はれし様に申しけるが、其後肥後守參府の節も、例に替らず上使を下され、尙又内田信濃守を上使とし、向後とも御政務筋に於ても、存寄あらば、遠慮なく申上ぐべき旨を、仰出されしといへり。

家光公御他界の節、堀田加賀守正盛を以て、保科肥後守を召され、御寢所に於て、正之朝臣の手を取らせられ、大納言の事を頼むぞと上意あり。肥後守は、紅涙を押へて、私斯くて罷在候上は、御心易く思召さるべしと、御請を申上げられければ、其時手を御放しありしが、肥後守、猶も御側を立ち兼ねられしを、加賀守後より手を振

つて、其座を立たせたり。御表にて、何れも正之朝臣の顔色を見て、扱は御大切に及び給ひしにやと、各潛み居る所に、程なく加賀守罷出で、只今御他界ありしと披露せり。肥後守は、夫より西丸へ出仕して、晝夜三日が間歸宅なかりし所、大納言様仰の由にて、松平和泉守を以て、頃日の勤勞を慰ませられ、休息の儀を仰出されたり。夫より數十年が間、天下の政事に心身を抛ちて、奉仕せられたり。

土屋相模守數直の事

土屋相模守數直、或本に、數直は、延寶七年四月二日卒す。今常州土浦城主、九萬五千石を領す。土屋氏の家系なり。大和守と稱せし頃、如何なる越度にか、閉門仰付けられ籠居せり。其節御上洛の令あつて、各支度する由を聞きて、某も忍の供奉すべし、用意せよと、家老へ申渡されける故、各膽を消して諫むれども、思ふ仔細ありと、旅裝專なれば、家臣等も心ならず、如何様にして御登なさるべきやと尋ねければ、御出門の翌日、密に出足すべしといはれるが、申せし如くにして京着しける所、天下の大名、數を盡して宿せし故、洛中洛外、共に錐を立つ

る地もなし。漸く西坂本邊の民屋に、閉門して居られしにより、誰れ知る者もなかりけるが、家光公は、知召されけるか、土屋大和を召せと仰出されたり。依之、御扨從より、仰の趣を、旗本支配へ、土屋大和守閉門と承れども、上意なる故、申達する由をいひければ、老中之を聞かれ、其大和守は、閉門にて江戸に残れり。若し思召違にやあらんと、其趣を言上しける所、いや／＼京近くに居るべしと仰せられしに付、洛中洛外隈なく探し求め、遂に彼宅に尋常りける故、早々出仕あるべしとの事なりければ、頓て御前に出でければ、暫く白眼ませ給ひけるが、今度來らば能き事はあるまじきに、免すとの仰を蒙り、面目を施しける。是は御前に於て、如何様な事御座候とも、何國迄も供奉仕るべしと申上げたること、もありしやと、沙汰せりとぞ。

久世大和守廣之の事

久世大和守廣之、或本に、廣之は、延寶七年六月廿七日に卒す。時に七十二歳なりと云々。御側勤めの節、家光公、御膳を召上られ

し時、御汗椀の中に、菜の虫のありしを、御箸にて挟み給ひ、之々として、彼虫を御出しありければ、廣之兩手に請け、謹んで押戴き、口へ入れられたり。家光公之を見給ひ、其心を察せられしか、役人の不調法にもならざりしとなり。此儀を聞ける御膳番並に御料理人等は、後々迄も、大和守を、神佛の様に思ひけるとぞ。

家光公、或時久世大和守へ、今朝大名共より、進物を貰ひしやと御尋ありし故、廣之謹んで、上意の如くに御座候と申しければ、重ねて仰に、夫は何々を贈りたるぞと仰により、委しく言上しけるに、猶あるべしと上意あり。其時廣之、懷中より書付を出し、何某より何色の物を贈り候と申上げければ、夫で合ひたりと仰せられけるとぞ。

堀田筑前守正俊の事

貞享元甲子年八月廿五日、殿中に於て、若年寄稻葉石見守正休濃州青墓の領主、一萬二千石なり。堀田氏の一族といへ、堀田筑前守正俊同父は、正盛加賀守と稱す。慶安四年四月廿日殉死す。時に四十四歳へ、少々御

心得度事の候として、呼出しければ、正俊は、如何なる御用にやと、何心なく出でられたる所を、石見守は立ち乍ら、兼房が打つたる新身の脇差を抜きて、右の脇下より、左の肩先迄突通し扱られたり。大久保加賀守忠朝、早くも見付け、狼藉人よといひて蒐來り、稻葉を切られたり。之を見て戸田山城守忠昌、阿部豊後守正武兩人馳出で、二三の太刀を以てす。依之、兩人共に死したり。石見守が書置に、

私親伊勢守、先年於駿府不慮之横死仕候所、家督無相違被仰付、御厚恩奉預、且又御當代罷成、猶御加恩拜領仕、生々世々此御厚恩難報候故、筑前守相果候。

石見守は、豫て覺悟せられたりと沙汰せり。

阿部豊後守正武の事

阿部豊後守正武、祕藏の小柄目貫等を入置かれたる箱を開きて見られしに、祕藏の品々多く紛失せり。怪しく思ひ乍ら、さあらぬ體にて、日頃立入する道具屋を呼ばれ、何々の模様の小柄目貫などあらば持參すべし、調へんと申されし故、道具屋方

方を穿鑿し、二三月の中に、彼小道具二色三色持參せり。正武之を見られしに、則ち紛失の品なりければ、夫より段々吟味を遂げられし所、近習の内より、盗出せし事露顯せり。故に其者の父は閉門、本人へは番を付けて、嚴しく守らせけり。斯くて廿日餘になれども、罪科の沙汰もなきにより、家老之を伺ひけるに、追つて思案すべしと計にて、兎角の事もなし。程經て、又家老中より尋ねしに、きやつは科人なれども、渠が父多年の奉公は、目貫小柄に替へ難し。篤と思案せんと計にて、打過ぎし故、嫡子出羽守、様子を伺はれければ、正武の曰、先達つて家老共、度々其儀を尋ねしが、未だ罪を定めず。尤渠は、犯科の者なれども、父が多年の舊好、空しく廢れん事を惜む間、之を考へて、よき様に計はれよと申されける。依之、出羽守と相談の上、其父が心任にせよとて、彼近習を遣られければ、父は感涙を流して請取り、速に我許にて、切腹させけるとぞ。

戸田山城守忠昌の事

戸田山城守忠昌今肥前國島原城主、七萬七千八百石を領す。戸田氏の家系なり。は、公私共に、仁愛を以てせられし故に、諸人心服せり。秋元但馬守喬朝の女を養ひ、酒井左衛門尉忠直忠直といへ、不審なり。へ、嫁娶の約あり。左衛門尉、其頃は幼少にて小五郎といふ。家中の仕置は、松平因幡守信興今吉州吉田城主、七萬石を領す。松平氏の家系なり。を頼み、重き事は戸田山城守に相談して決せり。貞享年中、小五郎が幼少より附添ひたる、千石を領する何某とかやの、其子はあり乍ら魯鈍なり。其甥に、利發なる者あるにより、往々は彼甥を取立て、後見をもさせるか、又家督をも譲らんといへる内に、何某は病死せり。家の古者といひ、小五郎襁褓より介抱したる者なれば、家督の事、何れにも品宜く取計ふべしと、家老とも内議しけるが、實子と甥の兩儀決し難く、千石を分つて、五百石づつ遣すべしと極め、信興に伺ひける。因幡守之を聞き、尤の事なり。さり乍ら家督は重き事なれば、戸田へ達して然るべしとの指圖により、家老二人、忠昌の許に行き、しかくといふを、山城守聞き、斯様の事は、内證の仕置なり。家格もあるべければ、脇より評判はなり難し。公儀へ掛けたる事は、何事にて、了簡を加ふべしとの返答にて、再應尋ねれども批

判せられず。家老は立歸りて、因州へ斯くと告げければ、夫は各の了簡と山城守と、存寄違ひし故なるべし、某行きて尋ぬべし。其方達も、今一度來るべしといひて、信興は戸田の許に向ひ、山城守に對し、之を談せし所、忠昌が曰、彼議は先達つて酒井の家老共、某に申聞かせ候へども、愚意に及ばざるにより、差圖を仕らず候所、貴邊御尋の上は申すべし。其子不器量なればとて、甥へ本知を分たん事、先づ以て其意得難し。左様なる子に、本知を遣してこそ、亡父が功も立つべけれ。縦ひ父は一筋に忠義の爲め、一子を捨て甥を立てんといへども、主人よりは、其子を勞はるが本理に叶ふべし。某が存念ならば、悴に千石相違なく取らせ、甥は、格別に小知にて召出し然らんと、存ずる由を語られければ、因幡守も心服せしとぞ。

戸田山城守が息は、寺社奉行を勤められ、能登守後に山城守忠真といへり。父忠昌常に曰、御役筋の事に於て、決して某へ、相談は無用なり。是れ父子の愼なりといはれしにより、一事も忠昌へ尋ねられざりしとなり。或本に、從四位下侍從山城守は、元祿十二卯年に卒すと云々。

牧野佐渡守親成の事

家光公の御治世、御成先にて、御直參の衆御目見の御停止仰出されし刻、上野へ御成の時、神田橋御門外なる町屋の邊に、御直參の内一人下座して居けるを、此時御側衆本書に、若年寄とあるは、今丹後國田邊城主、二萬千石を領する牧野氏の家系なり御輿の左に候ひしが、偕々當年は、鴨が早參り候と申上げられければ、御堀を御覽あつて、眞鴨にあらすと仰せられければ、親成が曰、いや眞鴨と相見え候と申せば、汝は眞鴨を得見分けざるかと、笑ひ給ひければ、佐渡守が申すは、眞によく見申候へば、黒鴨に御座候を、無調法を申上げ奉り候と、何角とする内に、御輿も過ぎさせ給ひぬ。扱上野御本坊へ入らせられて後、御右方に供奉せし御側衆、佐渡守へ、先刻神田橋の御門外にて、御目見を致せし人あり、御徒衆も見咎めたる様子に御座候。定めて名も相知り申すべしといはれければ、親成答へて、某も橋の上より見受け、氣の毒に存せしに、御堀の鴨の事に、彼此御上意ありし内に、御輿も過ぎさせ給ひ、御目障にも

なり不申候。御物參の御道筋の事にも候へば、其儘に候といはれけるとぞ。

執事職の事

御老中の侍從に任ずるは、酒井雅樂頭忠世・土井大炊頭利勝に始まる。一國の主にもなり、少將に任ずるは、酒井讚岐守忠勝に始まれり。君臣の間睦くして和せしは、本多佐渡守正信に如くはなし。權柄上下に振ひ、大事小事とも一人に決するは、土井利勝に如くはなし。智謀も亦深かりけるとぞ。貴重禮に過ぐるは、酒井忠勝に如くはなし。誠に大智にして、小智にあらずとなり。松平伊豆守信綱は、無類の才辨たり。阿部豊後守忠秋は、才より徳勝れ、篤實至極せり。大老には、井伊掃部頭直孝・保科肥後守正之、所司代には、板倉周防守重宗、是等は傑出の者なり。家綱公の御代稻葉美濃守正則・土屋但馬守本書に相模守とあり數直、兩人共に天然備はりたる器量たり。若年寄堀田筑前守正俊は、器量才智兼備せり。然れども綱吉公の時、御大老に仰付けられ、大に時の風になれり。其節阿部豊後守正武・戸田山城守忠昌、何れも才智ある者なり。豊後守は時の風あり。此後の事は、次第に人の知る所なり。

所司代の事

家康公御他界の後は、酒井雅樂頭忠世・本多上野介正純・土井大炊頭利勝・安藤對馬守重信以上四人御老中なり連判す。將軍御在洛の時は、所司板倉伊賀守勝重加つて、雅樂頭が次、上野助の上之列せり。家光公の思召には、老中は、御側に於て召仕はるゝ故、如何様にも進退する事心易し。所司代は、急變の時、江戸へ伺はず差圖するにより、器量を御選あつて、何までも相勤むる様にと、上意ありしとかや。されば板倉周防守重宗一代は、適、江戸へ參り、老中の席へ出づるに、松平伊豆守信綱より上座たり。然るに跡役牧野佐渡守親成、仕方宜しからず、江戸へ來りても同席せざりし故、其様子輕くなりしとかや。

右執事職・所司代の評二ヶ條は、林春齋の述ぶる所を、拾交へて載せたり。且此卷には、冬夏兩度の御陣に預からざる人も亦れども、此評文あるに依て、始に其名

を出す。其人の行跡金言等を、顯さんが爲なり。

跋

なべて人の憂は、おのれがすくべき田を捨て、人の田を芸る由、古のいみじきことばなり。其唐土の國のふみ、賢き愚なる人々の傳説をあきらめ、多き鳥獸の辨わかつてれども、我國の神の代、人の代の、つきくをも知らで、ひさかたの天の下しるしめし給へる御名を、物事に犯し用ふるなど、いかに愚なるや。其次は、遠く立のぼるやまとの國にあれます神達の昔、あらがねの土の車の輪ひきあらはして、いまやうならぬことの限り、なにくらからねど、まのあたり東照神君の光いちじるく、照さぬ隈なき其始め、風に櫛けづり雨に髪洗ひ、やすき暇あらざりしあらましを語りあふに、何ひとついらふべきことの葉もなきは、かの梟といふ鳥の、ぬば玉の夜は蚊を見れども、茜さす日に向ひては、山嶽をも見ざるに等しかるべし。予年頃東

照神君の御いさほしの至れるを、高く空に仰ぎ戴く。津の國の難波の戦に預る事は尋ね出でて、あしたに讀み、暮に誦するに、物の名のかはるが如く、濱荻のいせ事多きを、かこちわぶる事久し。今茲に新東鑑と呼ぶ物二十五卷あるを、たましく人の許に得て披き見るに、其心を用ふるの切なる、誠に予が願ふ所に叶へり。いかなれば、斯く年月の勞を空しくして、みづからの名をも顯はさる、いよ、心にくし。又何某の書に出でたりと、一つく擧げ記さるは、悉くこれかれ見るが中に、うたがはしきを捨て、誠しきをとるのみにて、もとより私の作りなせる所にあらざればなるべし。見る人ゆきかふ街の群れ集まる中に、相知る人に逢ひては、物いひかはすが如く、引用ひたるもろくの書を思出で給はんも、又一つのもてあそび草ならんかも。

安永二癸巳年五月

北山隱士好々翁

新東鑑附録卷之三大尾

跋

新東鑑追加卷之一

大坂夏陣御先手勤方覺

出陣日次

元和元乙卯年三月下旬、江戸・駿河に於て御評定有之、再び大坂御征伐可被遊の旨、御譜代衆並諸大名へ仰出さる。右に就きて藤堂和泉守高虎・井伊掃部頭直孝、將軍家御先手として、用意次第伏見迄出陣、兩御所御上洛を相待つべき旨、奉書を以て、兩家の國許へ命令あり。之に依つて四月早々出陣せしむべきの旨、諸士へ相觸れ候事。

前年城攻の節、大坂勢手剛く相聞え、諸侯の勢に量り難き故にや、大御所の御先手藤堂、新將軍家の御先手井伊と相定めらる。八日、和泉守は、大和勢を總督し、立

田越に南河内へ討入り、住吉表に出張し、井伊家は北河内より討入る。今度は總堀無之、籠城計り難く敵味方共思ふにや、追手搦手といふにもなく、一手に取りかゝる御軍慮にて、新將軍御先手と定められたり。藤堂第一、井伊第二との命令なり。

和泉守於勢州安濃津城備立申渡事

左先手

藤堂仁右衛門高刑

騎馬卅騎
家臣十騎

加はり

桑名彌次兵衛一孝

騎馬廿二騎

渡邊掃部口宗

騎馬十二騎

右先手

藤堂新七郎良勝

土組五十騎
家臣十騎

加はり

藤堂玄蕃良重

家臣十騎

矢倉與五郎秀政

中備

藤堂宮内少輔高吉

家臣卅騎

加はり

渡邊長兵衛口守

家臣卅騎

旗本先手

藤堂勘解由氏勝

馬上弓廿三騎
歩行弓卅人

其外鐵炮頭旗本士組頭、委しき事は末に記す。

大坂夏陣御先手勤方覺

津の城留守居の者、今井治齋其外老士を相殘す。

四月二日、伊賀上野城へ罷越し、中一日逗留して、國中の仕置申付け、藤堂與右衛門高虎弟後出、同國名張の守護同舍弟内匠助正高を、上野の留守居と相定む。

四月四日上野出馬し、城州玉水に着陣す。總勢凡そ騎馬四百五十騎、弓鐵炮並小指物足輕等六百餘、又は馬取迄凡そ五千、小荷駄郷夫其外雜人は、記すに暇あらず。

同五日淀に着陣し、土豪木村與右衛門が屋敷は、元來古城の跡にて、要害よき所なれば、和泉守本陣として、所々堀切柵を構へ、要害を構へたる此節、上方筋種々雜説多し。大坂より忍を入れ、京都を焚立つべきなど言觸らし、以ての外騒動す。藤堂新七郎へ申付け、宇治川並桂川舟手の押へとして、組士並足輕引廻し、晝夜油斷なく打廻り、猶亦淀の大橋小橋に番所を据ゑ、往來の旅人を檢め、帝都を守護し、京都程なく靜謐す。井伊掃部頭は、伏見へ在城、越前家は、向日明神に在陣せらる。

同十八日、大御所、京都二條へ着御に付、和泉守も、手廻少々にて上京して拜謁し、大坂の様子言上し、猶軍慮を委しく拜聞し、翌九日淀へ歸る。

同廿一日、新將軍伏見へ着御、同じく待受け拜謁し、諸事台命を蒙り、先達つて道中迄、兩度使者差立て、京・大坂の事を言上し、密事書を差上げ、毎度御自筆の御書を頂戴す。今に家に所持すと雖も、密事故爰に顯さず。

同廿二日、將軍家京都へ被爲成。和泉守も供奉し、猶二條御城に於て、兩御所御對顔の御席へ相詰め、御合戰御評定、御内々被仰合。和泉守が存念も御尋に付き申上げ、假令大坂勢何程ありとも、外に一味の國持大名もなし。一城に引籠る儀、御勝利は申上ぐるにも及ばず。只御急ぎなく思召せ、急がば却て手違も出來すべし。只閑然と、京都伏見に御逗留遊ばされ候はゞ、敵必ず方々打出で無益の小迫合をし、一勝の利に乗つて、大軍を以て押詰め候はゞ、只一戰に御揉潰と申上候へば、兩御所甚だ稱嘆少なからずといへり。

同廿五日、御軍令に依つて、高虎淀を立ちて、豫て河州沙村迄陣押と觸流し、鐵炮頭梅原勝右衛門武政、案内者として先へ押すべしと申付くる所、武政が曰く、是より河州へ出づるには、八幡の洞々峠越近道に候へども、古來より八幡の旗先を踏むと

申して、軍中の禁忌と仕候。牧方へ廻り候へば三里に遠し。いかゞ仕るべくやと之を申す。何程も廻り候へと申付くるに付きて、楠葉を經、牧方の北より天ノ川の水上へ五十町上り、星田に着陣す。是より何方にても、上下とも野陣仕るべし、宿陣無用と堅く申付くる。廿五日は大雨故、星田に一日逗留す。此日井伊掃部頭、伏見を立つ。

同廿七日、和泉守は、沙へ先鋒の職なれば、先づ將軍の御陣所用意すべきとて、所々見立て候所、沙の西手に、忍の岡とて小高き所、則ち是に堀切搔上げし御本陣の御要害を構へ、岡の上には井樓を上げ、大坂城内を一目に見下し、物頭・足輕等、其外人夫粉骨を盡して成就し、岡の下には、土豪高橋孫兵衛といふ者あり。此宅を御臺所と定め、御膳は、孫兵衛が座敷にて相調ふ。

當時は、沙・岡山二村たり。古は沙の岡山とて、一村の境内たりといひ傳へたり。和泉守、物頭共に申付け、大坂方徳庵諸福の方見廻らせ、和州騒動の様子相聞え、渡邊長兵衛をして、昧嶺迄打廻り申付くる。

同廿八日、梅原勝右衛門・中村源左衛門、其外藤堂新七郎組の士共申合せ、鳴野口さんなた村の番小屋を夜討し、郷士の首廿二三、斬捨にして歸る。

右の節、新七郎も相添ひ参り、郷人原の首なれば、持參も如何と、堤に並べ置き歸り、其旨和泉守へ申聞え候へば、物前左様の手早き働は、下人の首とても、勳功に相成る事を、殘念なる儀、取りに遣すべしとあるに付、小人組の者共差遣はし候所、最早見えずとて歸りけり。其時勝右衛門子頼母申すは、左様の儀も之あるべきやと、我等取り候首には、柳の葉を、口に含ませ置きたりといふ。武邊に抜目なき事、若侍の仕方、人々感じ、流石に勝右衛門が子なりと、譽めざる者はなし。元來勝右衛門は、古地伊豫守臣なり。幼年の時、岩夜叉と呼ばれ、十四五歳より、度々武功無雙の勇士にて、伊豫守、織田信長の先手として、宇治川の先陣の時は、歩行立にて供致し、大方ならず覺えの者故、此邊の土地よく知りたる故、星田への案内者も申付けたる由。

同廿九日、紀州淺野但馬守、泉州檜江表に於て、大坂勢と合戦之あるの旨、同夕方に

至り、沙汰も沙汰す。右に付、去年の冬の役に、和泉守、御先手命令を蒙り、諸勢に構はず、一手の勢を以て、天王寺迄出張に付、大坂城中にても夜討仕るべしと、度々評議すと雖も、衆議一決せずして、日數立つ内に、諸手一同に取圍み、終に空しく打過す。何れも鬱憤せしといふ事なり。御治世になり、大坂浪人召抱へ候者共、物語せしとなり。當春再び御和睦せられ候砌、今度こそ藤堂が不意を討つて、舊年の意恨を散せんと擬しけるにより、淀近邊に忍びを入れて、和泉守が動靜を窺ふ所に、四月廿四日の夕、明日、河内沙汰陣替すべきと、軍中へ觸るゝに付、右の大坂忍びの者共、歸り告ぐるに連れて、大野主馬治房、究竟の兵を勝り、夜中に沙汰忍び出で、兵を伏せて相待つ所に、翌廿五日、和泉守は星田迄參り、思ふ仔細これある間、今晚は爰にて一宿すべしとて、星田にて野陣す。大野主馬は斯くとは知らず、終日待暮らし、大に退屈し、手前の謀を曉られて、是非なしとや思ひけん、夫より直に生駒山を越え、和州へ赴き、豫て地下人野武士など談らひ置き謀じ合せ、郡山の城燒討にし、尙南都迄相働くべき手立之ある所に、其手違ひ、龜瀬越を河内國分にかゝり泉

州へ出で、塙團右衛門・岡部大學と會合し、櫛江に於て紀州勢と合戦し、是又利を失ひ、大坂城中へ引入りたり。高虎は、故老の大將、豫て相察し、沙に伏勢置くべき事もやと、斯の如くに相計り候やと、家中の者共、内々沙汰したりける。

五月朔日、秀頼公、大坂城中外見分の沙汰、忍の者申出づるに付、京伏見へ言上す。同三日、和泉守は、同國高安郡千塚へ陣替す。

是は千塚陣營の場所見立故、先手鐵炮の者など追々差遣し、自身は尙ほ沙に罷在、兩御所御着陣を相待ち、千塚へ參るは路遠く、往來不便利故、此の如く五日に千塚へ引移る。

同日、將軍家伏見を御進發、沙に着御。和泉守、途中迄御迎として罷出づ。則ち忍の岡御本陣へ成らせらる。

同四日、將軍沙近邊御打廻の序、和泉守陣屋へ被爲成、暫時御密談、御機嫌麗しく還御。

右御密談の様子は、如何やうの御儀といふ事、後々迄口外せざる故、傍近き家來

迄、一向相知れず。

同五日、大御所星田へ御着陣。是又御迎として罷出づ。朔門御茶屋へ被爲入。將軍家にも、沙より此所へ被爲成、御對面にて、御軍慮仰談せられ、功者の人々召出され、衆議一決の上、明六日、道明寺表へ出張し、敵出では、一戦仕るべき旨、高虎・直孝先鋒へ命あり。

是は板倉伊賀守、大坂城中へ忍を入置き聞届け候所、城中にも評議區々まろくにて、後藤又兵衛等、是非に明六日、道明寺筋へ出で、有無の一戦仕るべくと用意候旨、同意の者共多く、出陣の企仕候由、追々註進之ある。且又大坂東の方松原口・立石口、何れも川縁かはへりを廻り、左右深田多く、人馬の駈引自由ならず。之に依つて、敵も道明寺表出張と、何れも申上ぐるに付、右の通り御手配相定めらるゝと相聞ゆ。

又按、星田村莊屋平井三郎右衛門宅の裏に、新宮山とて、小さき山あり。若し大坂手間取り、此所に數日御逗留にても、御本陣に能き場所に候間、山上の竹木伐拂ひ候へとの誼意にて、六日早朝、茶三服程の間に、伐拂ひ候の所に、思召の外、御先

手御勝利手早く相聞え候に付、星田を即日御立ち遊ばされ候由。攝戰實錄に、大坂方法爲役場の名前を載せ、五日の夕、板倉伊賀守より差上げたる由に之あれども、此儀心得難きは、右書付に、久寶寺口の固め長曾我部、鳴野口木村長門と申す儀相見ゆる。五日披露之あれば、敵出づる所々、大概御手當之あるべきに、一向思懸けなきの儀とは申されず。然れば此書付御上へ上りしは、六日の儀なるべきやと考ふ。

同夕、和泉守は、千塚陣所へ引越し、御軍令の趣、物頭共へ申渡し、國分表物見として、須知九右衛門・馬廻清水新助を差遣し、右の先手藤堂新七郎も、組士三騎に家來相添へ、皆夜前より差遣し、左の先手藤堂仁右衛門も、翌朝未明に、組士並家臣を差遣す。

右千塚は、立石峠の麓、山の半腹より下手に之あり。山田村・大窪村と相續きし山里なり。今に右村前通山を切立て、初夏の頃は、一面に麥畠と相見え、南北六七町の所は、西の方へ段々下りに、八九段程も有之、飯盛街道迄相續く。其間坂

路凡そ十町足らず之あり。上の方に池二つあつて、大雲村と千塚の間、本陣と相見ゆる場所なり。河内一國を目下に引請け、大坂の城平野天王寺迄、近々と相見え、究竟の陣所なり。

夜に入り、廻番の者、胡亂なる者三人生捕り來る。栲間の上、大坂忍びの者にて、則ち二人鼻を削ぎ、一人は召籠め置く。

千塚軍配覺

私にいふ、是より當家專要の所、能々心を潛め相考ふ。家々の古記録等考合せ、高文其地を探り、古書出の文體に合せ、是非を記し考ふ。世にいふ矢尾久寶寺合戰の事を、僞作したるといひたる事、多く考へ知るべしと云々。

六日鶏明より、諸勢用意して、先手より段々繰下り、飯盛街道を南へ向け、人數を立つる。

飯盛街道といふは、永祿年中に、三好長慶、飯盛山に城を築き、暫く居城し、近邊の

人、飯盛街道といひ習はし、慶長の頃迄、猶いひ傳へたり。其時節の文書にて、何れも飯盛道と記し之あり。今は知る人も希なり。大和・河内より北方へ行く者は、京街道といひ、京より來る人は、高野街道といふ。四條村より、北條野崎の邊迄は、四條繩手ともいふなり。思知村の前にては、思知繩手ともいふ。北は城州八幡・楠葉より、南は紀時迄、差續きたる街道にて、尤千塚より、國分・道明寺の筋へは、古今とも此路に限りたり。

高虎、小屋の前に旗を立てさせ、牀几にかゝり、昨夜召捕りたる大坂忍の者を引出し、血祭の爲め首を刎ねさせたり。其時道明寺の方に當り、鐵炮の音頻に相聞ゆ。昨夜遣す物見の兵は未だ歸らずやと相尋ね候所、渡邊勘兵衛罷出で、御手立如何と相尋ぬる内、母衣の者共、先手より乘歸り、先刻より西の方、八尾・若江の間と覺しく、馬物具の音聞え、次第に近附き候へども、殊の外露深く、未だあいろも見えず候と註進す。其時和泉守申すは、八尾の方は、母衣の者共、猶追々見届け來るべし。道明寺へは、勘兵衛家來を遣し、敵味方人數多少、利不利の様子、見切り來るべしと申

すに付、勘兵衛家來騎馬の士濱次右衛門・同五兵衛を差遣す。然る所又母衣の者乘歸り、八尾の敵愈々近付き候様子に、相聞え候により、先手騒ぎ、何方へ參るべきなどと、思ひくゝに御座候。御軍慮如何と申來るに付、高虎屹と思案して、母衣の者共を以て、昨日の御軍令、道明寺へと出張せしむべき旨、仰出され候へども、目先の敵に候間、一應相伺はずして手立を易ふる儀は、將軍家へ恐れ少なからず。之に依つて我は只今急に沙へ馳行き、御下知の上、如何様とも申聞けべく間、夫迄は左右先手中備は、初の如く道明寺口へ向ひ、鐵炮頭弓の者共は、八尾の手先へ乗向つて、我等相圖を相待つべし。若違狂あるに於ては、軍法に處すべき旨、堅く申付け、猶又母衣頭坂井與右衛門を差招き、九右衛門・新助に、今に沙汰なし。勘兵衛より遣す者も、未だ歸らず。何分様子相知れず。其方随分急ぎ、何れへ取懸り然るべきやの段、見切り來るべしと申付け、自分は馬に跨り、南北乗別れ、和泉守四五町行くと、霧も次第に晴れ、道すがら見渡せば、平野より久寶寺へ出來る敵引きも切らず。久寶寺、八尾より若江の方、萱振・西郡・若江迄引續き、蟻の如くに並び、旗指物數も限らず、

夥しく相見ゆる。高虎も、今は早上意を伺ふ迄もなし、馬を飛ばし、牀几の場に立歸る。藤堂新七郎も、先手より乗戻し、右の様子御覽候や、御軍慮如何と相尋ぬ。高虎の曰く、昨日の御軍令は重しと雖も、今日より國分は、押行く間には、勝負相濟まんも計り難し。さなくとも二つの見え軍しては、御先手の詮もなしといへば、新七郎大きに悦び、我々もさこそ存候。今目前へ來る敵、而も目に餘る大軍なれば、是に向うて一戦を決せん事、理の當然と奉存候と申せば、其段は勿論なり、其上敵の人數、八尾より直に此方へは來らずして、若江へ向つて繰出すは、兩御所・沙・星田に御在陣を存じて、出でたるやうにも相見え、旁大切の場所、打捨て難しといへば、然らば早々先手へ御下知遊ばさるべくやと申せば、和泉守申すは、其段は決し候へども、其方も案内の通り、土地備を立つべき足場なし。是のみ未だ心に答へざるはと申候へば、新七郎申すは、御人數立て申す程の足場、早見立て申候。其上一騎押に繰出す敵にて候間、御人數立も、さまで入り申すまじう候。鐵炮の足輕を喰付かせ、馬武者を入れて、絲を切る如く、二つに乘割り申すべし。扱兩方へ懸つて、働き申